



全弁協 NEWS

全弁協創立40周年記念誌

Vol.
10



全国弁護士協同組合連合会

創立40周年記念誌 表紙写真コンテストの報告

本誌の表紙に掲載する写真コンテスト実施の呼びかけに対し、全国の組合員から、31件68枚の応募がありました。

令和6年10月11日から実施された、全弁協の理事による厳正なる審査を行った結果、次の作品が入賞いたしましたので、作品名や撮影者等をご紹介します。

【最優秀賞】



作品名 「未知なる土地へ」
撮影者 川上弘達さん（ベリーベスト法律事務所山口オフィス）
コメント 当時、撮影者は、地縁のない山口の地で生活を始めたばかりであった。本作品の、明るい海と空の先に、曲がって見えなくなる橋は、当時の撮影者の心情と重なる。

【優秀賞】



作品名 「勇気」
撮影者 櫻井康介さん（中村・村井法律事務所）
コメント 向日葵は、弁護士の徽章であり「全国弁護士協同組合連合会創立40周年記念」に相応しいと考えた。
写真は夕暮れ時の向日葵を見上げるように撮影したもので、「社会正義を実現」するために孤独に奮闘する弁護士の姿を表現したいと考えた。

【優秀賞】



作品名 「風を切る」
撮影者 生沼綾佳さん（東京都弁護士協同組合）
コメント 野原に聳え立つオランダ風車とコスモスが秋晴れの空で穏やかに風を切っていて、まだ暑い秋の頃でしたがとても心地よかったことを覚えています。朗らかに上を向く気持ちになります。

【理事長賞】



作品名 「馬の背洞門の朝日」
撮影者 成井昌恵さん（湘南よこすか法律事務所）
コメント 朝日を撮影するために朝早く行きました。

全弁協NEWS

No.10/2025年 5月

全弁協創立40周年記念誌

全国弁護士協同組合連合会

CONTENTS

挨拶

測上玲子◆日本弁護士連合会 / 会長……………	5
全弁協創立40周年をお祝いして	
太田治夫◆全国弁護士協同組合連合会 / 理事長……………	6
創立40周年を迎えて	
南川博茂◆創立40周年実行委員会 / 委員長……………	7
全弁協四十年を閲し祝って	

特集

日弁連と全弁協との協働事業等 (「自由と正義」2023年7月号 Vol. 74 No. 7) …………	8
創立30周年以降10年間の歩み……………	40
全国弁護士協同組合連合会役員一覧(平成27年度～令和6年度)……………	42
全国弁護士協同組合連合会単位協同組合一覧……………	48
各地弁護士協同組合のご紹介……………	50
全国弁護士協同組合連合会「事業案内」……………	103

40周年記念行事

創立40周年記念式典・祝賀会次第……………	107
当日の様子……………	108
記念ゴルフコンペ……………	110
ゴッホのひまわり鑑賞……………	111
創立40周年記念事業実行委員会委員名簿……………	112
編集後記……………	113



全弁協創立40周年をお祝いして

日本弁護士連合会

会長 瀧上 玲子

全国弁護士協同組合連合会創立40周年誠におめでとうございます。

全国弁護士協同組合連合会（全弁協）は、全国各地にある単位弁護士協同組合50組合が加入しており、所属組合員4万1,000名余とする団体とのことであり、その組織率は極めて高いものがあります。

私は東京都弁護士協同組合（東弁協）の組合員であり、2年間だけ東弁協の専務理事を務めたことがあります。東弁協は1968年に全国に先駆け設立されたものであり、その目的は全国の単位弁護士協同組合に引き継がれ、全国に展開され、全弁協の創立につながったものと思います。

東弁協の先輩の話をお聞きすると、当初、個人事業主が多かった弁護士は事業や住宅ローンなどを借りるに際し、信用力が低いとして融資を受けることが難しかった時代があり、協同組合が融資をあっせんすることが必要だったとのことでした。また、同様に弁護士が弁護過誤等で損害賠償責任を負った場合に備え、弁護士賠償保険を開発したり、病気などで仕事を休まざるをえなかった時の保険を提供したりするなど、様々なアイデアで新たな事業を展開してきたとのことでした。近年は特約店も増え、事務所の開設や什器備品などの割引あっせん、業務効率のためのリソースの提供などがされています。

また、全弁協は日弁連の要請に基づき、保釈保証書発行事業及び弁護士成年後見人信用保証事業を創設し、これを担っていただいています。

保釈保証事業は2013年に全弁協で態勢の整備をしたうえで、保釈保証書の発行事業の運用を開始していただきました。日弁連がかねてより主張する「人質司法の打破」のために保釈保証という形でご協力をいただいています。

さらに、弁護士による成年後見人の横領事件が相次いだことから、日弁連は被害者救済を目的として「弁護士成年後見人信用保証制度」を考案し、2021年から全弁協にご協力をいただいで運用を開始しました。全弁協が弁護士成年後見人等の不正による損害賠償債務を保証し、全弁協が保証債務の履行として被害者の被害を弁償し、その被害の回復を図る制度です。

このように、全弁協及び各地の協同組合は日弁連及び各弁護士会と密接な協力体制を築いていただいています。今後も弁護士の仕事と暮らしのサポーターとして、日弁連及び各弁護士会との連携を強化することを期待しています。

創立40周年を迎え、全弁協及び全国の弁護士協同組合がますます発展されることを心よりお祈りいたします。



創立40周年を迎えて

全国弁護士協同組合連合会

理事長 太田 治夫

全国弁護士協同組合連合会（以下「全弁協」といいます。）は、会員である各地の弁護士協同組合（単協）とその組合員の相互扶助の精神に基づき、弁護士の自主的な経済活動の促進と経済的地位の向上をはかることを目的として、1984年12月21日に設立されました。

40年の歴史を重ね、全国各都道府県で50の単位協同組合を会員とする組織となり、所属する組合員総数は約4万1,700名、加入率は全国の弁護士の約91%に上っております。全弁協と各地単位協同組合において、これまでの活動を担ってきた皆様のご尽力に深く敬意を表するとともに、全弁協と単位協同組合そして組合員弁護士を、様々な面で支援して下さってきた提携企業ないし特約店の皆様に、心より感謝申し上げます次第です。

これまで全弁協の活動は、弁護士日誌の発行や、専門書籍・各地特産品の販売斡旋、弁護士賠償責任保険等の各種保険の販売事業、提携カードの発行事業などを中心にしてきており、これら事業の意義と重要性は今後とも変わりませんが、40年の歳月を経て、全弁協の事業には大きな変化が生じるようになりました。

全国組織化が達せられたことで、日本弁護士連合会との連携が密になり、全弁協は、保釈保証書発行事業、弁護士成年後見人信用保証制度、民事保全ボンド（支払保証委託）事業などにも取り組むように

なりました。日本弁護士連合会が所管していた弁護士休業補償制度も、2025年度より全弁協に移管となりました。

そして、何よりも高度IT化社会の到来は、弁護士の仕事と暮らしを変容させ、全弁協の活動にも大きな変化が求められる状況となりました。裁判手続のIT化、特にWeb裁判は弁護士に大きな利便性をもたらしますが、法律事務所のサイバーセキュリティ対策は未だ十分でなく、対応が必要です。訴訟記録のデジタル化は、謄写事業を収入源とする単協に大きな影響を及ぼし、これに代わる新たな事業の構築が求められています。2022年には全弁協のWebサイトを更新し、スマートフォンで組合員が会員証を表示できるようになりましたが、全国各地の弁護士が、パソコンからスマホから、全弁協のさまざまな商品・サービスや、業務に必要な情報にアクセスできる体制の構築が望まれます。40周年を機に、弁護士賠償責任保険事例集はデータベース化されましたが、商品・サービスの案内や情報提供のためのコンテンツ拡充はこれからです。是非とも、新しい酒を新しい革袋に盛っていくような取り組みを続けていきたいと思っております。

全弁協は、これからも、日本弁護士連合会、単位協同組合そして提携企業・特約店との連携を密にして、事業活動を拡充させて参ります。皆様には、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。



全弁協四十年を閲し祝って

創立40周年実行委員会

委員長 南川博茂

全国弁護士協同組合連合会は、御存知の通り、中小企業等協同組合法(昭和24年法律181号)に基づき、弁護士が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行う団体であって、公正な経済活動の機会を確保し、その自主的な経済活動を促進し、その経済的地位の向上を図ることを目的とする団体です。

歴史的には、半世紀余り以前の昭和43(1968)年3月、4月の東京都知事の設立認可と創立総会を経て、東京都弁護士協同組合が東京の三弁護士会が一つの協同組合を、弁護士の職業人としての経済的地位の向上を図って設立されたことを鎬矢とします。

渡部喜十郎先生は、明治35(1902)年の愛媛県の子、東京弁護士会の会長、日弁連の会長、そして、東京弁護士協同組合の理事長を務められた方ですが、我が全弁協の設立も担われました。

渡部先生は、平成16(2004)年に享年102歳の御長命ながら物故されました。

私は、大阪から全弁協の会合に上京した折りに、90歳台後半の渡部先生から親しく御声掛けを戴いたことを今も思い出しております。その折りには、弁賠保険を推進しておられたカイトー商事の往時の久枝壯一社長が扈從しておられたように記憶しております。ところで、久枝氏について仔細に調べたところ、同氏は渡部先生と同郷の愛媛県出身の修習21期の法曹資格者であったものの、平成10(1998)年に東弁を退会しておられたことを最近知りました。

水を飲むときは井戸を掘った人のことを忘れてはならない、ということを知っていた先輩法曹(二宮忠弁護士)を思い出します。

この言葉は、洋の東西を問わずに、至言として伝えられています。

職業人としての弁護士を支えるべき保険、特に弁護士賠償責任をはじめ各種の保険では、長らく損保ジャパン社の御尽力を被って来ています。

万一の保険とは言い条、そのような事故の少なか

らんことを期しつつ、保険事故の情報提供にも努め、全弁協は、平成6(1994)年から令和2(2020)年までの間、全部で6冊、弁賠保険の解説と事例集を発行して参りました(これらの外に「簡易版」が当初の第1集から第4集を集約したのも刊行されています)。これに関しては、最新のものは、ネット情報として追っ付けUpされる予定です。

ところで、思い返しますと、私が全弁協の理事長を務めておりました時期には、最後の単協設立として、函館弁協がありました。その後、高松の四国弁協が四県、四弁護士会を主管願っていたものが、令和5(2023)年4月初めまでに、愛媛、高知、徳島とそれぞれ各単協を設立願ったことに拠り、全国50の単位弁護士会と同数の50の弁護士協同組合となりました。

一方、法科大学院の発足、新司法試験、新司法修習と旧司法修習の混在の時代が平成19(2007)年から平成22(2010)年までの4年間に亘りました。これに併せて、企業内弁護士の方々の数が増え、一方、弁護士登録者に比して、協同組合加入者の数は鈍化しつつあるのが現状です。

追而、私は、近年の執行部では、渡部喜十郎先生の警咳に辛くも接し得た者の最後か……と感慨深いものがあります。御一緒に居られた方がカイトー社の久枝社長であられたか……

私は、平成の終わり、五年余り前に、理事長を務めました。東弁協の顧問を務めておられた二宮忠先生が仰せの「井戸を掘った人を大切にしよう」との言葉と共に渡部喜十郎先生の御奮闘を忘れず務めて参りました。

不 一

特集1

日弁連と全弁協との協働事業等

全国弁護士協同組合連合会（全弁協）は、中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合であるが、現在では、全国各地の50の弁護士協同組合（単協）により構成され、弁護士の業務支援と福利厚生に取り組んでいる。

このように、全弁協は強制加入団体である日本弁護士連合会（日弁連）とは異なる組織ではあるが、日弁連からの要請を受ける形で保釈保証書発行事業、弁護士成年後見人信用保証事業を事業化し、また、日弁連との密接な協力関係の下で支払保証委託ボンド制度を事業化している。さらに、全弁協は弁護士の業務支援の一環として、弁護士賠償責任保険制度も事業化しており、多くの会員に利用されている。

もっとも、全弁協の行うこれら事業については、弁護士全員に利用方法や利用実績、注意点等が知れ渡っているとはいえないことから、特集として広く周知徹底することとした。

弁護士協同組合の組織概要と事業内容

- I 組織概要
- II 事業内容
- III 業務のサポートでの協働
- IV 暮らしのサポートでの協働
- V 今後の展望



東京弁護士会会員

森 徹

Mori, Toru

I

組織概要

全国弁護士協同組合連合会（以下「全弁協」という。）は、1984年12月21日に設立され、本年で創立39周年を迎える。

設立時の加入組合は13組合あったが、現在では50組合（東京三会はその一つの組合）となり、全

国津々浦々に協同組合が設立され、文字どおりの「全国弁護士協同組合連合会」となっている。

また、各協同組合所属の加入組合員数は2023年3月末現在で4万1027名で、全弁護士数の91%を超え、弁護士の業務支援と福利厚生を図ることを目的とする協同組合の存在意義は、ますます高まるものと考えられ、各協同組合間はもとより日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）

や弁護士会とも連携を保ちながら、更なる飛躍が求められている。

全弁協の組織は以下の組織図のとおり、総会－理事会－諮問委員会で構成され、理事長の補佐機関として執行部会（理事長、副理事長、専務理事で構成）が設置されている。

II 事業内容

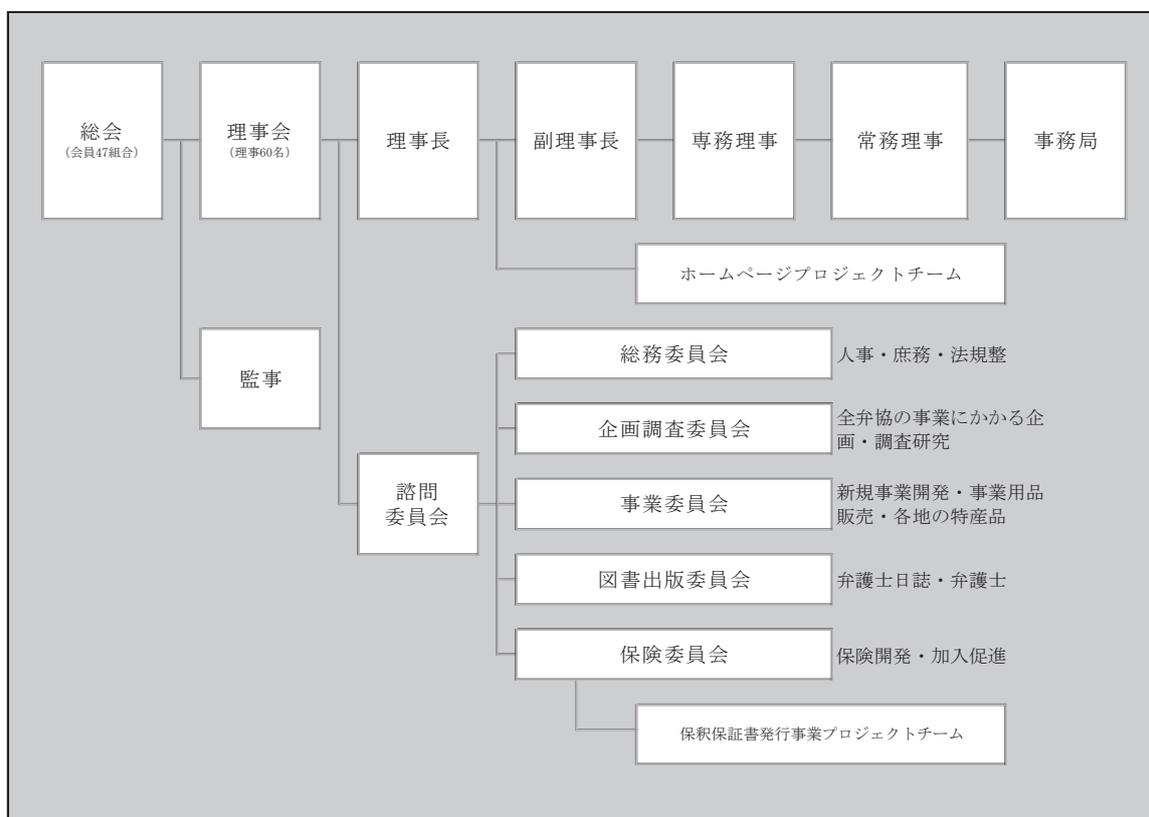
全弁協は中小企業組合法に基づく中小企業組合であり、監督官庁は中小企業庁となっており、事業内容は定款により以下のように定められている。

- (1) 所属員の事業の用に供する物品の共同購買
斡旋
- (2) 所属員の取り扱う保釈保証書の共同発行
- (3) 所属員の取り扱う支払保証委託契約に関する支援業務
- (4) 成年後見人等の事務に関わる所属員への信

頼を確保し、成年後見人等への選任が円滑になされるために、所属員たる成年後見人等が成年被後見人等に対して、故意に損害を与えた場合に発生する損害賠償債務を保証する事業

- (5) 会員に対する事業資金の貸付け及び会員の
ためにするその借入れ又はその斡旋
- (6) 会員及び所属員の事業に関する経営及び技
術の改善向上又は組合事業に関する知識の普
及をはかるための教育及び情報の提供
- (7) 所属員の福利厚生に関する事業
- (8) 所属員のためにする損害及び生命保険の代
理店業務
- (9) 前各号の事業に付帯する事業

当連合会の事業としては、所属員の福利厚生を主として行うべく設立されたことから、物品の共同購買あっせんや損害及び生命保険の代理店業務等スケールメリットを生かし、弁護士業務や生活に関連する保険商品、図書、物品、特



産品などの販売あっせんサービスを行ってきたが、近年は日弁連の依頼を受け、保釈保証書発行事業を始めとした弁護士業務に関連する事業も行っている。これらの事業を行うため、定款上の目的も上記の第2号、第3号、第4号が追加されてきた経緯がある。

III

業務のサポートでの協働

1 弁護士賠償責任保険等

法律専門職としては法律事務の遂行において過誤があってはならないが、やはり人間が行うことなので、時として過誤が起こってしまうことは避けられないことである。その場合、賠償額が高額となってしまうこともあり、そのような場合に備え、弁護士賠償保険というものが、1976年に東京都弁護士協同組合にて制度設計された。

その後、東京都弁護士協同組合を始め、いくつかの弁護士協同組合で「弁護士賠償責任保険」の団体契約が行われ、全弁協の創設に伴って、全国的な制度として普及拡大し、2022年3月31日現在、全弁護士の75.8%が加入している。スケールメリットが生かされ、保険料をより安くすることが可能となり、さらに保険金の支払限度額も拡大されてきている。

さらに、昨今、懸念されているサイバー攻撃による被害に備え、サイバー保険を弁護士賠償保険に自動付保することとし、最低限のサイバー攻撃による被害に備えることができるように保険の内容を充実させている。ただ、サイバー被害による機器の買換えや被害の調査費用は膨大な金額に及ぶことも多いため、更に補償内容を厚くできるように、いわゆる上乘せの保険商品を用意している。

また、けがや疾病により業務を行えない間の所得の補償のため、所得補償保険も所属員であ

る弁護士に紹介している。弁護士賠償責任保険同様、スケールメリットを生かし、保険料をより安く、補償内容も厚くする制度設計による保険を提供している。

このように、弁護士業務遂行に伴う、「もしも」の場合に備えた保険商品を紹介することにより、業務のバックアップとして弁護士業務を支えているものと自負している。

弁護士賠償責任保険の詳細については、本特集の座談会を参照されたい。

2 保釈保証書発行事業

「人質司法からの脱却」。刑事弁護に携わる者としては誰もが望むところである。弁護人が懸命に保釈を求めるための弁護活動を行っても、経済的理由により保釈保証金の準備ができないため、身体拘束を余儀なくされることは本来あってはならないことである。全弁協は、日弁連から要請を受け、2013年4月26日に「保証機関型信用保険包括契約」の締結及び「保釈保証書発行事業委託契約」の締結を承認し、以来、取り扱う協同組合が少しずつ増え、現在では49組合で運用されている。

事業開始以来、没取件数は61件（2023年5月末現在）であり、そのうちの7割は残念ながら薬物事案（「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」2条が定める法律違反についての事案）であったため、薬物事案について、2020年2月1日の申込受付分から「保証書発行額の上限を200万円」とし、さらに、2021年5月1日の申込受付分からは、自己負担金を20%とするなどの変更を行った。他方、薬物事案以外の一般事案については、利用の促進を図るため、これまでの自己負担金10%を「0%、負担なし」に変更した次第である。

しかしながら、申込件数の減少傾向は止まらず、2022年度は2018年度の半数以下となっている。原因としては、利用にあたって現金納付を

求める裁判所の判断が影響していることも想定され、また、利用者からは、支部での利用が困難であること及び手続が他の業者と比較して煩瑣であることが指摘されているので、この点は今後検討を重ねていく所存である。

詳細は、本特集の水野論稿を参照されたい。

3 「弁護士成年後見人信用保証制度」事業の開始

残念ながら弁護士後見人等が被後見人等の財産を横領する事件が散見されている。被後見人等の生活を支える財産が、その守り手であるはずの弁護士後見人等により費消されると、その平穏な生活が奪われ、生命・身体に危険が生ずるおそれもある。迅速な被害回復を図り、弁護士全体に対する信頼を維持する必要があるのは言うまでもないことである。

本保証制度は、成年後見業務を受任している各所属員を加入者とし、保証料を徴収することにより、万一、加入者である弁護士後見人等が被後見人の財産等を侵害した場合に、その損害を全弁協が保証するものである。

全弁協は、2019年3月に日弁連から要請を受け、業務運営の可否・是非の検討を続け、同年12月6日の臨時総会で、定款変更の承認を得、2020年6月から申込み等の運用を開始し、同年10月から保証を開始した。

この信用保証制度への加入は、弁護士会によっては家庭裁判所への成年後見人等推薦名簿登載の要件となっているところもあることから、加入者数は約9000人前後で推移している。しかし、加入者数が一桁と低い弁護士会もあり、制度の信頼と安定を担保する意味でも、全国あまねくところで、多くの弁護士が加入することが望まれる。

そのような中、制度開始1年で、第1号事件が大阪で発生し、2年目には第2号事件が熊本で発生してしまったことは誠に残念である。

今後、各地の家庭裁判所と弁護士会とが協議を行い、各地の実情を踏まえつつ、弁護士成年後見人等による不祥事防止体制の確立とともに本事業の一層の周知と会員の加入を進めていくことが期待される。

詳細は本特集の坂下論稿を参照されたい。

4 保全事件「支払保証委託契約（ボンド）」制度

せっかく苦勞して勝訴判決を得ても、そのときには相手方の財産が散逸し、強制執行も奏功しなかったという経験は、多くの弁護士が経験することかと思われる。他方、保全申立ての必要性を感じつつも、依頼者の方で担保金の用意ができず、保全申立てを断念したという経験もあると思われる。

このようなことに対処するために、多くの弁護士がちゅうちょなく積極的に保全の申立てを行い、弁護士業務の拡大を図るべく、日弁連の協力の下、2019年7月から本制度を開始したものである。

事業開始までに、全弁協は、保険会社と協定し、2018年5月30日の通常総会において定款変更を行い、同年8月10日に経済産業省（中小企業庁）から認可を受け、本事業の開始に至り、2023年3月31日までの実績は、申請443件、承認276件、謝絶78件、キャンセル89件となっている。

なお、利用を促進するために、2020年11月から家事事件についても制度の対象とする変更を行ったところ、離婚に伴う財産分与にかかる保全にも利用されるようになり、利用が増加している。

今後とも広報活動に努め、多くの弁護士に利用していただけるよう、手続等の効率化等を進めていく所存である。

詳細は、本特集の菅野論稿を参照されたい。

IV

暮らしのサポートでの協働

このほか、全弁協では、各地の弁護士会や協同組合が出版、推薦する図書をあっせん販売しており、日弁連に関連する書籍についても『条解弁護士法』や『注釈弁護士倫理』などを「全弁協叢書」として出版依頼を受け、出版・販売を行っている。

また、毎年秋に「弁護士日誌」「弁護士業務便覧」・「訟廷日誌」を発行し、販売している。この「弁護士日誌」は、そもそも1982年当時の日弁連会長の選挙公約により、「会員手帳」を発刊する運びとなった経緯があり、1983年版から販売されたものである。その後、「会員手帳」は1989年限りで廃刊となったが、全弁協は、これを発展的に引き継ぎ、「弁護士日誌」として、編集・刊行・販売を行うに至り、現在では多くの弁護士協同組合が組合員へのサービスとして配付等を行っている（「訟廷日誌」は裁判所の書店ルート等で販売している。）。

V

今後の展望

2014年11月の全弁協30周年記念式典では、当

時の日弁連会長から「日弁連及び弁護士会は、弁護士法上定められた強制加入団体であります。会員の経済生活向上を図ることを直接の目的とはしていないため、会員のための福利厚生 の充実や共済事業については、その重要性を認識しつつも、自ずから取り組むことには限界があるところ。一方、弁護士数の増加に伴い、弁護士を取り巻く社会経済環境が厳しくなる中で、全弁協及び全国の協同組合の存在と役割はますます大きくなっております。日弁連及び各弁護士会は、全弁協及び全国の協同組合と密接な協力体制を築き、適切な役割分担をしながら、弁護士の経済生活の向上と安定に向けて努力を継続すべきものと考えております。」と祝辞をいただいた。協同組合は、事業による収益で弁護士の業務や暮らしのサポートを行っている以上、赤字事業の穴埋めにより活動が縮小するようであれば、赤字事業からの撤退も視野に入れざるをえない厳しい状況であることも事実である。弁護士の業務と暮らしを支える組織として、日弁連とのより一層の連携と協働を行っていく必要があると考えている。

今後とも、多くの弁護士の方々に協同組合の事業を積極的にご利用いただき、ご理解、ご支援をいただけたら幸いである。

特集1

日弁連と全弁協との協働事業等

座談会 弁護士賠償責任保険の 成り立ちと現状



第一東京弁護士会会員

山本 卓也

Yamamoto, Takuya



東京弁護士会会員

下谷 収

Shimotani, Osamu



第一東京弁護士会会員

平沼 直人

Hiranuma, Naoto



第二東京弁護士会会員

黒河内 明子

Kurokouchi, Akiko



【司会】東京弁護士会会員・

全国弁護士協同組合連合会専務理事

森 徹

Mori, Toru

森 本日の進行役を務めさせていただきます全弁協専務理事の森です。本日は、全国弁護士協同組合連合会（以下「全弁協」という。）の弁護士賠償責任保険（以下「弁賠」という。）に精通されている方々にお越しいただきました。皆様お忙しい中、座談会にご参加いただき誠にありがとうございます。

現在、大多数の所属組合員が加入している弁賠ですが、事務所一括で加入のため、所属組合員の中には、保険の補償内容や万が一の保険事

故が起きたときの流れなど、よく分かっていない方もおられるようです。そこで今回「弁護士賠償責任保険の成り立ちと現状」というテーマで座談会を開催し、多くの所属組合員に改めて弁賠の概要や事故類型、補償対象外の事故など、日頃注意すべき事項をお話いただき、所属組合員の事故未然防止に是非ともお役立ていただきたいと思います。冒頭、代表して山本さんからこの座談会についての所感をお話いただけますか。

山本 現在弁護士賠償責任保険の審査委員会委員長を仰せつかっておりますが、最近特に弁護士が賠償責任を追及されるケースが増えてきておりますし、私が弁護士登録した昭和の頃と違って、弁護士が代理人となって同業者である弁護士に賠償責任を求めることにちゅうちょしなくなっているように思います。これからの弁護士業務のことを考えますと、今改めて我々弁護士全員に注意を喚起すべき状況にあると思います。この座談会はその意味でも意義があると思います。

森 それでは今日の参加者で最も長く弁賠に関わってこられている平沼さんから、弁賠の成り立ちとどのような場合が補償対象になるのかについてお話しいただけますでしょうか。

平沼 ロスコフ・パウンドが、古典的3大プロフェッションに当たる職業として、医師、聖職者、そして弁護士を挙げていますが、我々弁護士が社会的に重大な使命を帯びるとともに、高度に専門的な知識を要する職業であることは無論であります。高度経済成長期を経て、社会生活のあらゆる局面での権利義務意識が高まり、医師の過失責任を問う医療過誤訴訟など、専門職に対しても損害賠償請求がなされるようになっていきましたが、弁護士も例外ではなく、弁護士に対する依頼者等からの損害賠償請求訴訟（弁護過誤訴訟）が無視できなくなりました。

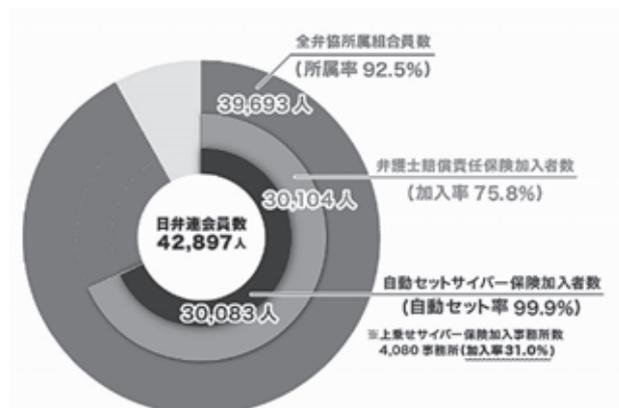
このような社会情勢を背景に、東京都弁護士協同組合（東弁協）や全弁協の創設に大変尽力され、日弁連会長もお務めになられた初代理事長である故渡部喜十郎先生を陣頭に、「弁護士が職務上負担するおそれのある損害賠償責任に備えた保険が必要である」と提唱され、今から47年前の1976年、東弁協において、組合員弁護士のための保険として制度設計され、引受保険会社として名乗りを上げた当時の安田火災海上

保険株式会社（現在の損害保険ジャパン株式会社）を保険者、また株式会社カイトーを保険代理店として発足しました。

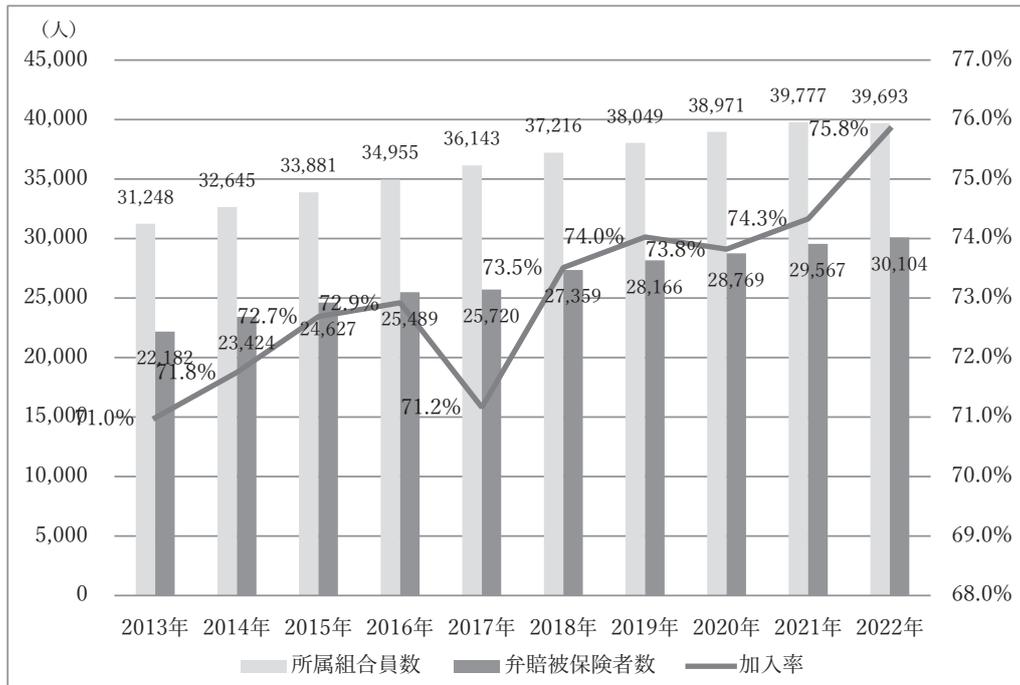
加入者数の一番古いデータでは、1980年当時の加入者数は、約230名だったそうです。その後、全弁協の創設に伴って、全国的な制度として普及拡大し、現在（2022年3月31日現在）では、全弁協の所属組合員数約3万9700名のうち加入者は約3万100名となっており、飛躍的に加入者数・加入率が向上して、所属組合員の8割近い大多数が本保険制度に加入するまでに発展してきました。なお、規模は小さいですが、ほかでも弁賠の取扱いがあります。

続いて、この保険制度の補償対象となる場合ですが、約款（弁護士特約条項1条）で「被保険者が弁護士法に規定される弁護士の資格に基づいて遂行した同法第3条に規定される業務に起因して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います」と定められており、弁護士業務に起因することと賠償責任を負担することによって損害を被ったことが補償の要件とされています。

森 詳細なご説明ありがとうございました。加入率が8割近いというのは、先に役員を務めてこられた方々のご尽力とそして所属組合員からのご支援のたまものであります。全弁協の弁賠



日弁連会員数における全弁協所属組合員の割合と弁賠等の加入率（2022年3月31日時点）



全弁協 弁賠加入者数推移

は、所属組合員数のスケールメリットを活用しながら、制度の特長である「低廉な保険料」「安心の高額補償」「手厚い基本補償とオプション」「便利なウェブ加入」を実現してきております。ところで、弁賠は保険事故日が発覚日ではないそうですね。

山本 弁賠は、事故発生日（過失行為日）が保険事故日であるという考え方をしています。また事故の発生は、損害賠償請求が提起されたこと、又は請求が提起されるおそれのある事実の発生としています。保険期間は1年になりますが、ある保険期間中に遂行した業務について過失が認められる場合、その過失行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に限り、補償対象になります。「弁護士業務起因性」と「法律上の賠償責任性」を補償対象要件として満たす必要があります。

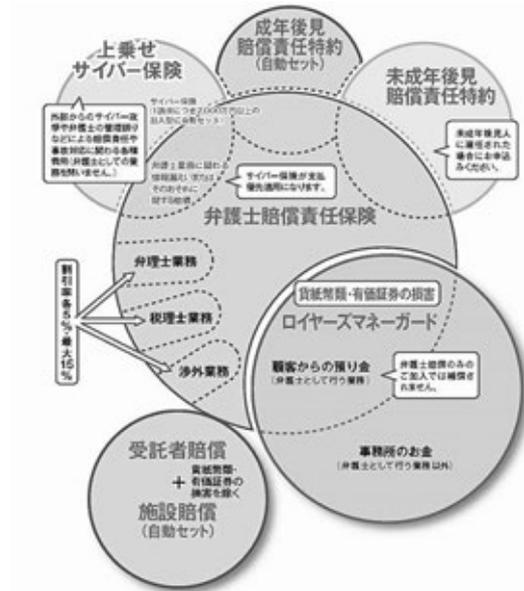
他方、故意免責とは異なり、弁護士であれば、他人に損害を与えること（その蓋然性が高いこと）を予測し、かつこれを回避すべき手段があることを認識しつつ回避すべき措置を講じ

ない、いわゆる不作為や認識ある過失について、弁護士の倫理観と相いれないとして、免責とされています。弁護士であれば、認識若しくは予見していたと判断できる合理的な理由がある場合も含まれます。

森 ありがとうございます。弁護士の過誤はあったとしても法律上の損害と評価できる程度の不利益が生じていない場合、損害はあったとしても法律上の損害と評価できる程度の不利益が生じていない場合、又は、損害はあっても過失との因果関係が認められない場合は、賠償責任を負わないので、補償対象外ということですね。よく分かりました。

ところで、弁賠の保険期間は1年ということで、私の事務所も全弁協のウェブサイトにある弁賠ページから毎年加入更新しています。賠償請求というのは、保険期間終了後になる場合が一般的だと思うのですが、保険期間終了後にどれぐらいの期間が経過していても補償対象になるのでしょうか。

山本 全弁協の弁賠は、加入時に、当該保険期間終了後5年以内又は10年以内に損害賠償請求がなされた場合のいずれかの期間タイプを選択します。ただし、過失行為日から5年を超えてからの損害賠償請求も少なくありませんので、当該保険の加入者の約93%が損害賠償請求期間10年以内のタイプに加入しています。なお損害賠償請求には訴外も含まれます。また損害の範囲には、被害者に支払うべき「損害賠償」のほか、訴訟になった場合の「訴訟費用」や「弁護士報酬」等の費用も含まれます。

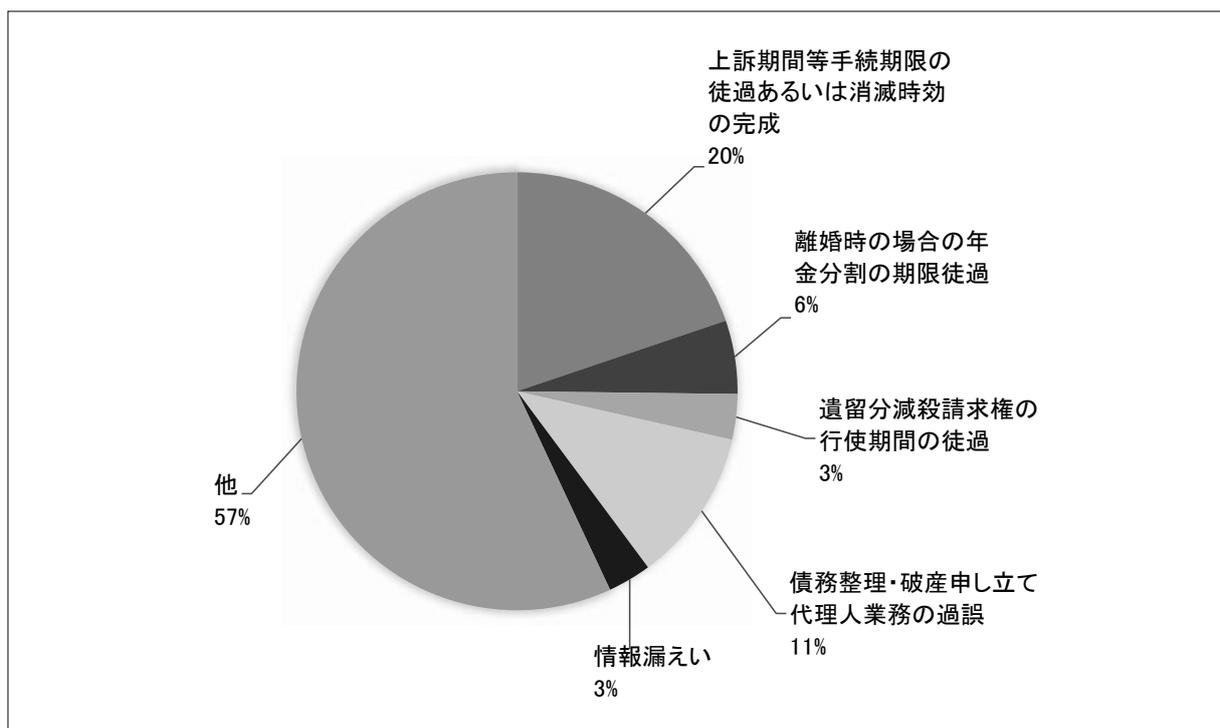


弁護士賠償責任保険パンフレット抜粋

森 ありがとうございます。損害賠償請求期間10年以内のタイプがベーシックと理解しました。訴訟になった場合の費用まで含まれるのは安心ですね。

ところで改めて弁賠のパンフレット¹⁾の1~2ページの「弁護士賠償責任保険・サイバー保険・未成年後見賠償責任特約・ロイヤルスマ

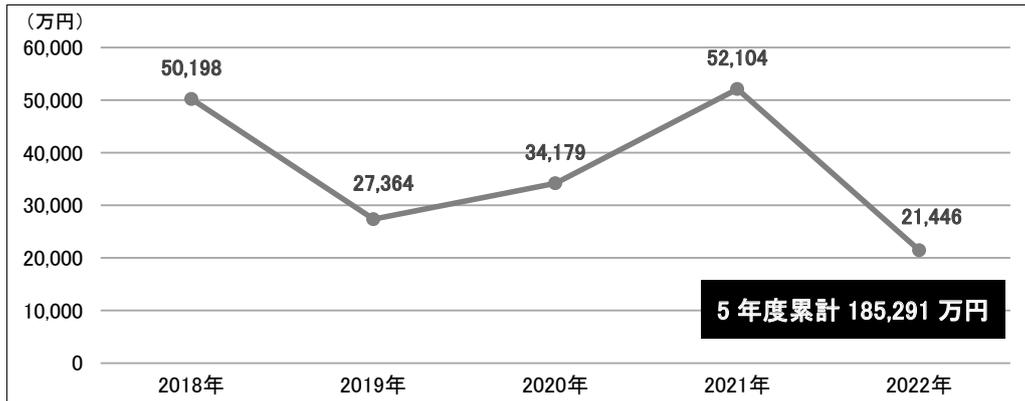
ネーガードの概要」をみますと、弁護士を取り巻くリスクを幅広く補償する商品になっています。ここも時代に先んじて、商品や約款の見直しをほぼ毎年行って今日の制度に至ったと事務



2018年～2022年事故類型割合
(2018年～2022年保険金お支払総件数627件、5類型が43%)

1) 全弁協ウェブサイトから閲覧可能(所属組合員のみ) <https://www.zenbenkyo.or.jp/member/files/A-1.pdf>

支払保険金推移



年度	支払保険金 (万円)
2018年	50,198
2019年	27,364
2020年	34,179
2021年	52,104
2022年	21,446
累計	185,291

故発生の主な要因は、弁護士としての「注意義務違反」、「周辺法の知識と調査不足」ではないかと思います。事例の詳細は、全弁協が周年事業で発刊している『弁護士賠償責任保険の解説と事例【第6集】』を参照いただければと思います²⁾。事例集で多くの事案を見ていただくことが、理解の一番の近道かと思います。

局から聞きました。

ところで下谷さんは、数年前まで本保険制度の事故審査会メンバーをお務めになられていたそうですが、発生が多い最近の事故はどのような事件ですか。

下谷 最近というより過去から変わっていない、むしろ増加しているという方が正しいのかもしれませんが、事故事例で多いパターンとしては、「上訴期間等手続期限の徒過あるいは消滅時効の完成」、「離婚時の場合の年金分割の期間徒過（かなり期間が短くなっていることを十分認識していないまま放置）」、「遺留分減殺請求権の行使期間の徒過」、「債務整理・破産申立代理人業務の過誤（管財人から申立てされる事例の増加）」、「情報漏えい（本来隠したい住所や連絡先をうっかり記録や申立書、訴状に入れてしまう）」の5類型が発生の多い事故です。事

森 なるほど本当に気を付けないといけませんね。事例集を見て、我々も戒めていく必要があると思いました。

先日、事務局に保険会社へ本制度の支払保険金が直近でどのくらいあるのかを確認してもらいましたが、事故受付件数は毎年130件前後、直近5年間で累計約18.5億円でした。1事故で1億円を超える保険金支払になった事案もあったとのこと。それにしてもすごい支払保険金額ですね。もしも弁賠がなかったらと思うとゾッとします。山本さん、この金額を見てどのようにお感じになられますか。

山本 弁賠に関わっていることもあり、本当に弁護士業務に必須の保険だと思います。ちなみに弁賠の事故は、保険会社の諮問機関である審査会で全件審査が行われています。事案ごとに丁寧かつ適切に審査を行い、所属組合員の万が

2) 全弁協ウェブサイトから閲覧可能（所属組合員のみ）https://www.zenbenkyo.or.jp/member/files/jirei_kaisetsu6.pdf

一にお役に立てるよう運営されています。下谷さんが挙げられた事故事例で多い類型は正にそのとおりだと思います。私感になりますが、一言でいえば弁護士の事件慣れによるいい加減な処理や勉強不足もその原因の一つだと思います。

森 なるほど。ほかの方はこの事故事例で多い類型について、どう思われますか。弁護士経験豊富なベテラン弁護士でも事故報告はあるのですか。

平沼 やはりベテラン弁護士では、認知症などご病気が関連していることがあります。年代を問わず、過労や鬱の影響によるものが見られます。また、法改正を失念して旧法を適用してしまったといった事故も散見されます。

黒河内 一定の種類の事件を多く受任している弁護士は、弁護士業務遂行上の注意すべき点ということも身につけているので、かえって、事故を起こさないのではないかと思います。他方気になるのは、同種類の事故を複数回発生させている事務所です。同種類の事故が、同じ事務所に在籍する別の弁護士でも発生する状態は、弁護士業務管理上の大きな問題であり、ひどい事例は認識ある過失として補償対象外との判断にもなりかねないと思います。

森 ありがとうございます。うっかり者で勉強嫌いの私には耳の痛い話です。

せっかくの機会ですので、前から聞いてみたかったのですが、保険で認められた金額と被害者（請求者）の要求する金額とは必ずしも一致しません。また、保険金が大部分補償されとしても、請求者を満足させるためには被保険者が自己負担せざるを得ないことも実際はあるかと思えます。事故の対応で、請求者との対応に時間と労力を割くことで、本来の弁護士業務に

与えるマイナス影響やストレスもあります。弁賠は万能ではありませんから、そもそも事故を防ぐことが最も重要ではないかと思うのです。事故を防ぐための留意点など、どうお考えになりますか。

平沼 まず受任しているのか否か、受任の範囲を明確にすることかと思えます。最近LINEで依頼者とやり取りする弁護士もいますが、その辺が曖昧になりやすいように感じます。事件管理はフェイルセーフの思想で、期間徒過を防ぐには、二重、三重に網を張ることが大切でしょう。年金分割絡みの事故では、少し改善されたとはいえ制度そのものに問題があることは否めないため、同情を禁じ得ませんが、弁賠事例集を手にとっていただいて、どういった業務のどこに落とし穴があるか、注意していただければ幸いです。破産申立代理人業務を行う弁護士は、財産散逸防止義務につき、管財人や裁判所が厳しい姿勢を示していることを肝に銘じていただければと思う一方、破産申立ての実態に即した議論が必要であると考えます。DVや性被害の事案では、被害者の住所等プライバシーには最大の注意を払われているとは思いますが、それでもマスキング漏れのようなうっかりミスは起きるものです。

森 ありがとうございます。確におっしゃるとおりですね。法律の本だけ読んでいるのではなく、他山の石としてこの事例集を読んで気を付けていくことが重要だと思いました。

例えば期間徒過を防ぐには、具体的にどういうことに注意したらいいのでしょうか。

黒河内 期間の徒過は、弁護士にとって非常に怖いことだと思うのですが、依頼者とのコンタクトがうまくいかなくなり、音信不通になってしまったようなときに発生するように思いま

す。私は、オーソドックスな従来方式ですが、当事務所内で一緒に同一案件を担当する弁護士らで「何をいつまでに」ということを共有して各自の手帳に書き込み、「期間徒過」は絶対にないよう注意しています。しかし、今時もっと良い方法があるのではないかと思ひまして、事務所内で運用している会議や外出予定を書き込み、予定が近付くとアラームがパソコン上に表示される電子予定表を、自分のスマホに同じアプリを入れて連動させた上で、自分の予定については、会議や外出に加えて、担当する事件についての上訴期間や消滅時効が完成してしまう年月日等忘れてはならない期限も書き込むことによって、事務所のパソコンと自分のスマホの両方で備忘しようと考えています。

下谷 審査会では、同類型の事故が多く見られる傾向があります。注意すべき事件類型の認識を持つべきと思いますが、ルーズになっているのではと気になっているところです。例えば自動車事故の後遺障害の認定にばかり気が行ってしまい、認定に至らなかった場合は消滅時効の起算点が事故発生日になる場合もあり、気付いたときには既に時効になっているという事故も多くありました。目先の業務に埋没するのではなく、時効期間についても完成猶予や更新の手続を行う等の知識を持つておくことが必要だと思います。

森 なるほど、やはり横着せずに期日管理の励行しかないですね。昔は手帳やホワイトボードでしたが、今はスマホアプリがありますから、事案の期日管理や複数の目で早め早めにチェックする事務所体制を整えやすい時代ですね。弁護士もデジタルツールを有効活用していかないとダメですね。

実はもう一つ気になっているのですが、2022年6月に日弁連の第73回定期総会で「弁護士情報セキュリティ規程」が制定され、2年以内に施行ということです。事故事例で多いパターンの中に情報漏えいがありました。民事裁判のIT化もいよいよ本格化していきます。特に懸念しているのが、サイバー攻撃リスクです。多くの弁護士は、企業の顧問や代理人をしているわけですから、非常にセンシティブな情報を多く扱う弁護士業界にとっても他人事ではないですよ。全弁協では、弁賠だけでは今の時代に弁護士業務の万が一に備えられないとして、2020年7月にサイバー保険も自動セットになったのですが、サイバー保険事故状況を見ると、直近1年間で現に法律事務所がサイバー攻撃を受け、保険金支払があったそうです。山本さんはどう思われますか。

山本 森さんのご懸念に同感です。弁護士もデジタルツールを活用しながら業務遂行する時代です。法廷でも次回期日をスマホに登録している先生もよく見ます。スマホを使わない弁護士

サイバー保険事故状況
法律事務所のサーバーがランサムウェアに感染し、PCがロックした。フォレンジック調査費用が発生した。
弁護士に送信されたメール添付ファイルを開き、ウイルスに感染、事務所の他のPCにも被害拡散し、システム再構築費用が発生した。
事務所で使用しているPCがエモテットウイルスに感染し、クライアントに勝手にメール送信が行われるようになった。フォレンジック調査費用が発生した。
「PCのアプリを踏み台にされ、ネットバンキングに不正アクセスされた」と警察から通報があった。フォレンジック調査費用が発生した。

はほぼ皆無なのではないでしょうか。身近な問題と捉えるべきです。情報漏えいを自己防衛することは当然ですが、改正個人情報保護法が2022年4月に施行しましたし、サイバー攻撃への備えも急務だと思います。全弁協の弁賠にサイバー保険がセットされたことで、更に安心して弁護士業務ができるのではと思います。

森 自動セットのサイバー保険の保険金額が賠償2000万円、費用200万円となっています。特にサイバー攻撃の調査費用は高額と聞きます。これだけでは十分ではないとのご意見もありますが、弁賠加入者全員の保険料を一律アップしての補償拡大も難しいので、オプションで上乘せサイバー保険が用意されています。このオプションをセットすれば、最高で賠償5億円、費用5000万円まで備えることができます。また、全弁協のサイバー保険には、「緊急時サポート総合サービス」といって、初動から再発防止まで保険会社のサポートサービスが無料でセットされています。情報セキュリティ対応の一助になると思います。

山本 よく分かりました、上乘せサイバー保険ですね。うちの事務所も検討します。

森 まだまだお話ししたいこともあるのですが、本日は、弁賠のお話を通じて弁護士の信頼に直結する大変有意義なお話をお聞きすることができました。特に年金分割のように、意識さえしていれば単純に防げる事故が多数あることは大変残念なことです。所属組合員の方々には、この機会を通じて、是非引き続き事故防止に努めていただきたいと思います。最後に山本さん、全弁協の弁賠へ期待することや課題についてコメントをいただけますか。

山本 弁護士法2条に「常に、深い教養の保持と高い品性の陶やに努め、法令及び法律事務に精通しなければならない。」と定められています。先行き不透明で、将来の予測が困難な時代に加え、司法制度改革に伴う弁護士人口の増加も加わり、昔ながらの先輩弁護士から叱咤を受けながら十分な研鑽を受ける機会のないまま実務を担当せざるを得ない弁護士も増えていると耳にします。法令の頻繁な改正や裁判のIT化により、法律事務も複雑化・専門化が更に進みます。弁護士法3条の職務も多様化していきます。手続の瑕疵や失念といった単純なミスではなく、相当な検討を重ねて行った弁護士業務の過誤や、これまで経験したことがない多様な事件もあり得ます。全弁協の弁賠には、所属組合員が安心して弁護士業務が行えるよう、是非先んじた制度の見直しと損害賠償能力のサポートをお願いしたいと思います。

森 貴重なご意見をありがとうございました。本日は本当に有意義な座談会になったと思います。長時間ありがとうございました。

※座談会参加者への弁賠の保険金請求等に関わる個別の相談には応じられませんのであらかじめご了承ください。



座談会の様子

特集1

日弁連と全弁協との協働事業等

保釈保証書発行事業の成り立ちと 利用の仕方、課題等

- I 成り立ち（日弁連が創設した事業）
- II 実施状況
- III 利用の仕方
- IV 課題

第二東京弁護士会会員

水野 英樹

Mizuno, Hideki

I

成り立ち（日弁連が創設した事業）

1 はじめに

保釈保証書発行事業（以下「本事業」という。）は、全弁協が実施している事業であるが、本事業は日弁連刑事弁護センターを中心として日弁連が全弁協に実施することを求め、これに全弁協が応じたことで始まり、そして今も運営されている事業である。

2 韓国現地調査

事の始まりは、2008年1月に、韓国（及び台湾）の現地調査を行ったことである。視察調査団は、保釈・勾留改革等非拘禁化に関するワーキンググループ（その出身母体は日弁連刑事弁

護センターと刑事拘禁制度改革実現本部）、第10回国選弁護シンポジウム実行委員会、取調べの可視化実現本部の委員から構成された。日弁連は、2007年9月「勾留・保釈制度改革に関する意見書」を公表するなどして、「人質司法」の実態を解消し、憲法及び国際人権法に適合する勾留・保釈制度改革の実現を目指していた。韓国においては、「身体不拘束の原則」が刑事訴訟法に明記され、身体拘束率が激減しているということであったため、視察先として選定した。その韓国に「保釈保証保険制度」があるというので視察に加えたのであるが、これが極めて衝撃的であった。

日本と同様、保釈に際しては保証金として現金を納付する必要があるが、現金の納付に代えて、保釈保証保険に加入しその保険証を差し入

れることができるという。保険に加入できないのは、いわゆる金融機関のブラックリストに掲載されている人だけで、それ以外の人（被告人も含めて）加入できる。保険料は保証金の金額の0.64%である（保証金の金額は6000万～9000万ウォンが多いということであった。また後述する2010年3月の調査時点では0.48%に減額されていた。）。視察当時、保釈対象者の8～9割が保釈保証保険を利用していた。

韓国では、経済的理由で保釈が認められないということは、ほとんどない状態になっていたのである。

3 日弁連法務研究財団保釈保証保険研究会

経済的な理由で保釈が認められない人を減少させるべく、日本においても、同様な仕組みを実現できないか検討を進めることとなった。そこで結成されたのが、日弁連法務研究財団保釈保証保険研究会であり、主要メンバーは日弁連刑事弁護センター及び保釈・勾留改革等非拘禁化に関するワーキンググループであり、そこに保険制度の研究者、刑事法学者、保険会社の実務家に加わってもらった。

この保釈保証保険研究会で再び韓国の実地調査を行い（2010年3月）、それも踏まえて提言したものが、「保釈保証制度に関する研究報告書」（2010年10月）である。

報告書は、冒頭において、「被告人の多くは執行猶予の判決が望めるにもかかわらず、身体拘束を受け続け、判決によって、ようやく身体の自由を回復している現状を改革し、権利としての保釈について、ひいては被告人としての防御権の行使について、貧富の差による差別を解消するため」と記載されている。

提言の要旨は、

- ① 刑事訴訟法94条3項が定める保証書を全弁協等が発行する
- ② 申込者は被告人を除き、全弁協等が相当な

審査を行う

- ③ 手続は弁護人を通して行う
- ④ 保証する保証金の上限はおおむね500万円とし、申込者はおおむね10%程度の金員を預託する
- ⑤ 保証料率は保証期間に連動しないものとし、保証金額の2%程度とする。なお運用を踏まえて逐次見直す
- ⑥ 全弁協等は損害保険契約を締結するというものである。

4 全弁協による検討

前記「保釈保証制度に関する研究報告書」を受けて、全弁協で具体的な制度設計の検討に着手した。

まず、最も事案内容を知っており経験も豊富な裁判所が保釈を許可してもよいとする事案について、改めて全弁協が保釈の是非について審査することは適切ではないであろうということから、事案内容については審査をしないこととした。他方、求償権を行使してその実現を確実に図る必要があることから（所属組合員の資産を減少させるわけにはいかない。）、相当な収入や資産の有無について審査対象とすることとした。この点については、利用者から資料の提供を受けることで、全弁協にも十分な審査能力があると考えた。この審査に必要な最低限の資料の提出を求めることとした。

次に、手数料をできるだけ低額に抑えるために、また単位協同組合にも事務を担っていただく必要があるところ、必ずしも十分な人的余裕がない組合もあるため、できるだけ事務作業量を減らすことが求められた。

また、没取の場合の求償を円滑に行えるようにする必要もあり、書式等を検討した。

そして、2013年7月、本事業はスタートした。

II

実施状況

1 実施地域

単位協同組合において準備が整った地域から順次実施地域を拡大していき、2015年6月には旭川を除き全国の単位協同組合で実施の運びとなった。

2 利用件数

利用の申込件数、保釈保証書発行件数のうち一般事案の件数と薬物事案の件数の概要はグラフ1のとおりである。薬物事犯の典型例は覚醒剤取締法違反被告事件であり、そのほか「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」2条、及び「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」2条が定める法律違反についての事案である。

事業開始後は順調に申込件数、保釈保証書発

行件数が伸びたが、2019年度以降は減少し続けている。

3 没取件数

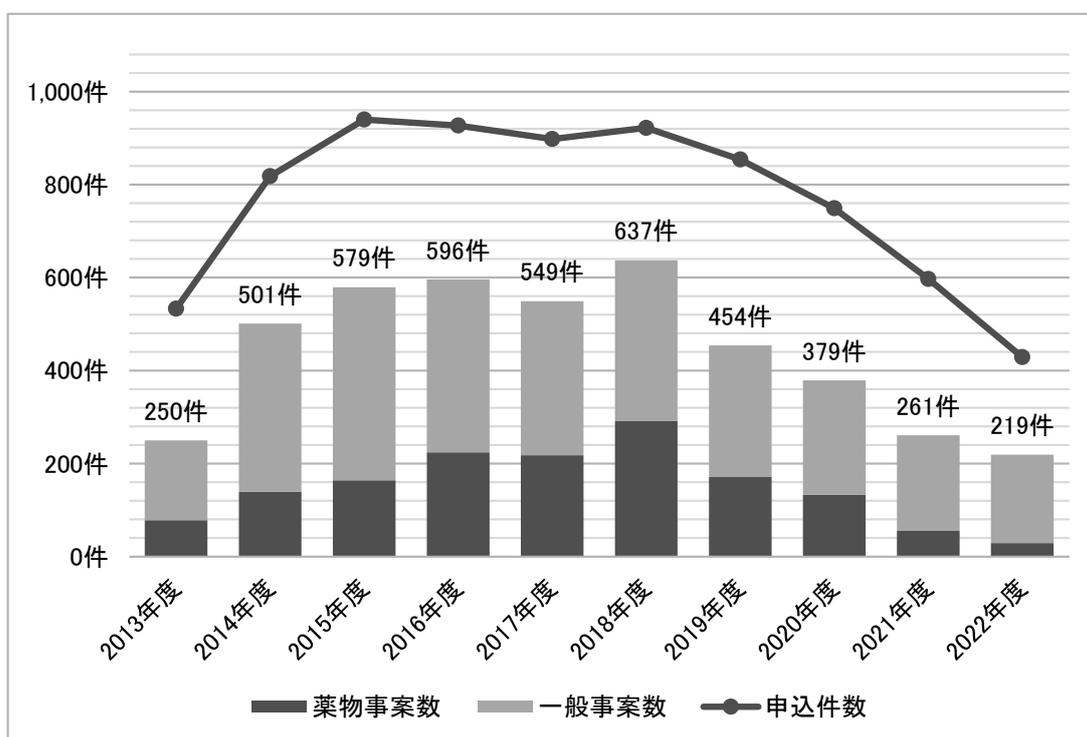
没取件数の概要はグラフ2のとおりである。2017年度から2019年度にかけて激増した。

III

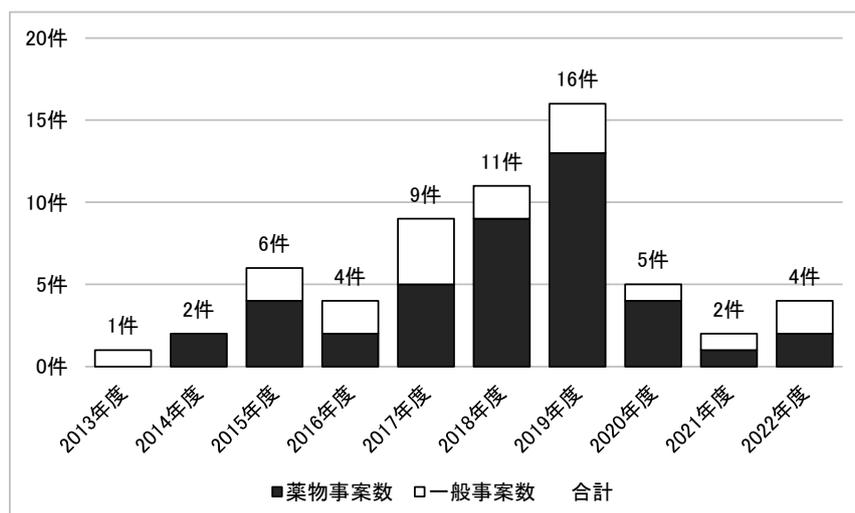
利用の仕方

まず保証委託者（申込者）を確保していただく必要がある。没取となった場合に、分割払であれ保釈保証書発行額から自己負担金（予納金）を差し引いた金額を支払うことができる収入、資産を有している者である。

全弁協ウェブサイトアクセスしていただき、事前申込書と保釈保証委託契約書（本申込書）をダウンロードしていただく。そこに、保証委託者に記載、押印してもらい、まずは事前申込書と、住民票と収入・資産に関する資料を全弁協にファックスしていただく。



【グラフ1】保釈保証書申込及び発行状況の推移



【グラフ2】 没取状況

全弁協が審査を行う。早ければ数時間後、普通は翌営業日までに審査結果をメールで連絡する。

審査を通った場合には、保釈保証委託契約書（本申込書）を提出していただく。手数料等の振込先口座を連絡するメールが送信されるので、指定口座に保証料（薬物事案の場合には自己負担金も）を振り込んでいただく。

所属単位協同組合で保釈保証書を受け取り、裁判所に差し入れる（地域によっては全弁協の資格証明書の貸与を受け、裁判所に提示することが必要な地域もある）。

なお、保釈請求に際しては、全弁協発行の保釈保証書による代納許可請求をして、許可を得ておく必要がある。

没取がなされた場合には、全弁協が保証金を納付した上で、保証委託者に求償することになるが、一括で支払われることはほとんどない。金額にもよるが、数年（5年を上限としている）での分割払となることがほとんどである。そのため、一時的には全弁協の資産が減少することとなる。分割払が履行されれば資産は元に戻るが、その間に没取が発生すれば、資産が減少する状態は続くこととなる。そのため、没取件数の激増は、全弁協の資産状況に予想外の悪影響を及ぼした。

また、制度設計時に想定していた没取率を超えたため、求償ができなかった場合に備えて締結していた保険会社から、この状況が続けば保険を引き受けられないとの指摘もなされた。

没取事案のほとんどは覚醒剤取締法違反の事案であったため、同事案を含む薬物事案について、保証料を2%から3%に、自己負担金を10%から20%に変更した。また、審査基準（収入や資産の基準）を厳しくするなどした。なお、薬物事案以外の事案については、それまで求めていた10%の自己負担金を求めないこととした。本変更は、2021年5月1日の申込受付分から適用

IV 課題

1 薬物事案における没取の増加

II 実施状況の項で示したように、2017年度から薬物事案（ほとんど覚醒剤取締法違反）の没取件数が激増した。

した¹⁾。

2 利用件数の減少

上記変更により利用件数は激減した。その件数は、Ⅱ実施状況の項で示したとおりである。

薬物事案については利用が減少することは織り込み済みであったが、減少は薬物事案にとどまらず、一般事案にも及んでいるように思われた。

3 アンケートの実施

そこで、過去に本事業を利用した弁護士にアンケートを実施した。アンケートは、日本保釈支援協会（以下「保釈支援協会」という。）との比較に重点を置くものにした。アンケートの概要は以下のとおりである。

実施時期：2022年12月

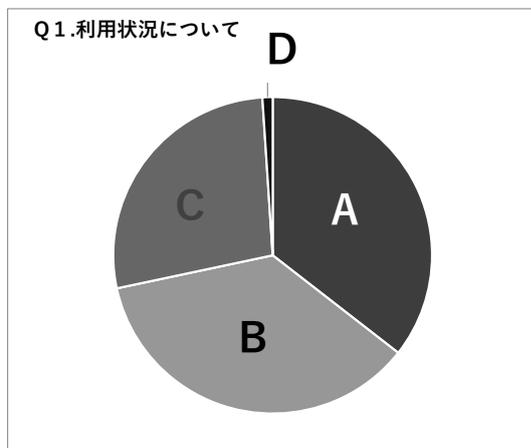
実施方法：本事業利用者にメールで送信、ウェブによる回答

送信数：2028件

回答数：195件

質問事項と回答結果は以下のとおりである。

Q1 利用状況について

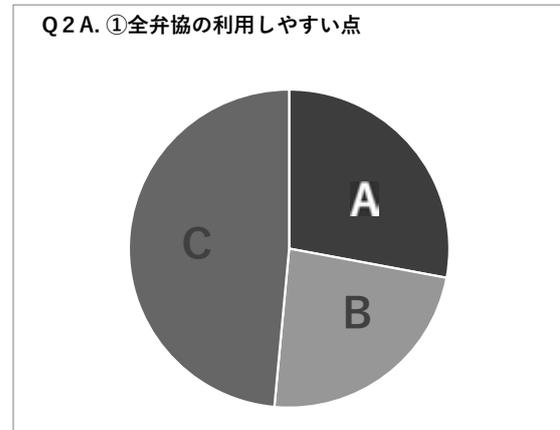


A. ほとんど全弁協を利用している 69

- B. ほとんど保釈支援協会を利用している 70
- C. ケースバイケース 53
- D. どちらも使わない 2

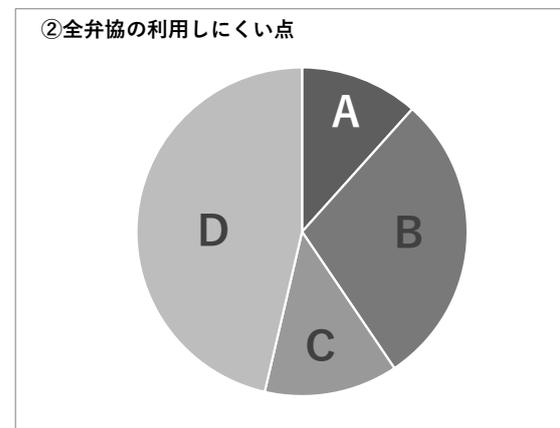
Q2 (Q1で「ほとんど全弁協を利用している」と回答した弁護士への質問)

① 全弁協の利用しやすい点



- A. 信頼感 19
- B. 費用面（低額、一定額のまま） 16
- C. その他 33

② 全弁協の利用しにくい点



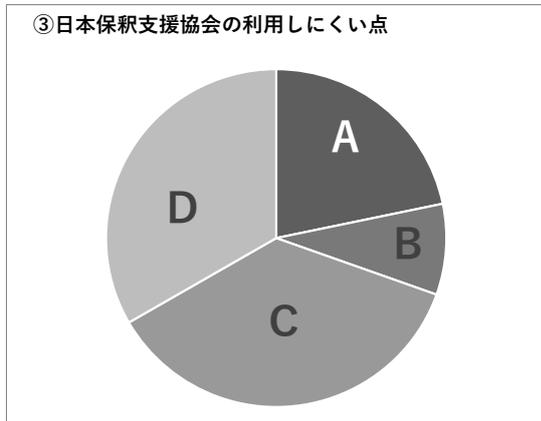
- A. 裁判所が現金を求める 8
- B. 申込等手続きが煩雑 20
- C. 弁護士会本会まで行く必要があること 9

1) この点については、拙稿「全国弁護士協同組合連合会における保釈保証書発行事業と保釈保証金の没取状況について」本誌74巻3号(2023年)を参照されたい。

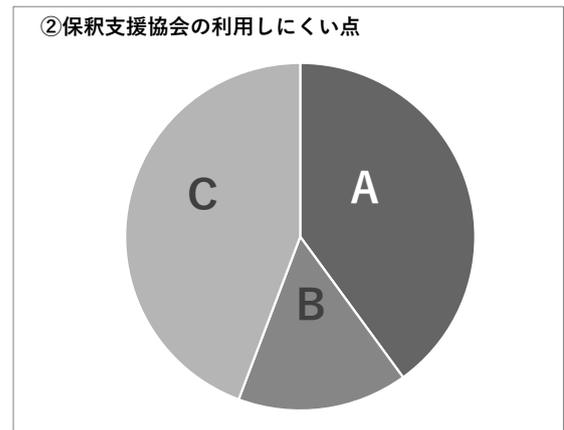
D. その他

32 ② 保釈支援協会の利用しにくい点

③ 保釈支援協会の利用しにくい点



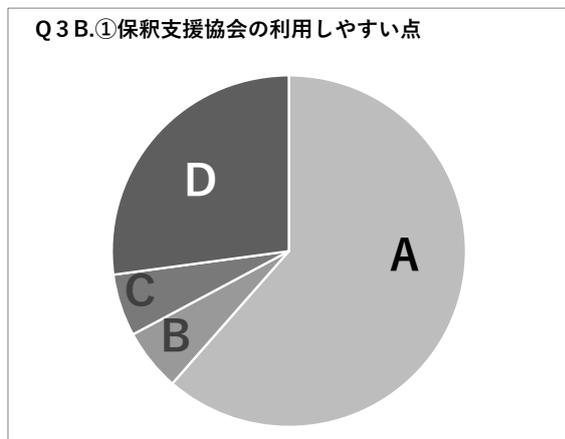
- A. 利用料が高い 15
- B. 信用できない 6
- C. 利用したことがない 25
- D. その他 23



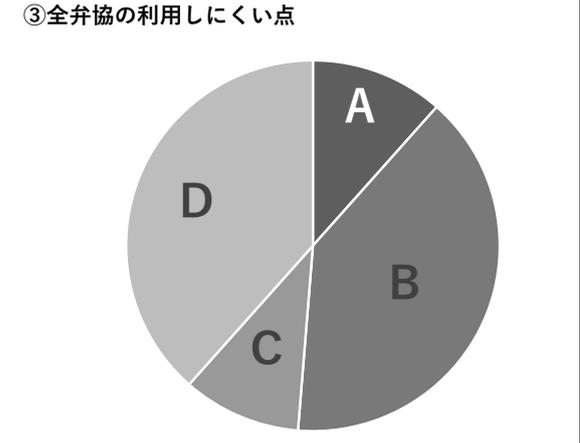
- A. 薬物や実刑見込等の事案は審査が厳しく利用できない 28
- B. 手数料が高い 11
- C. その他 31

Q3 (Q1で「ほとんど保釈支援協会を利用している」と回答した弁護士への質問)

① 保釈支援協会の利用しやすい点



- A. 手続が簡便 43
- B. 弁護士の関与が少ない 4
- C. 現金なので裁判所への対応も楽 4
- D. その他 19



- A. 裁判所が現金を求める 9
- B. 手続が煩雑 31
- C. 弁護士会本会まで行く必要があること 8
- D. その他 30

アンケートの結果、本事業について、信頼感や期間にかかわらず定額の手数料であることが評価される一方、裁判所が一部現金の納付を求めること、手続が煩雑であること、支部の弁護士を中心に弁護士会本会まで保釈保証書を受け

取りに行くことに問題があるとの指摘がなされた。

他方、保釈支援協会については、手続が簡便であること、裁判所への対応が楽であることが評価される一方、利用料が高いことに問題があるとの指摘がなされた。

4 現金の一部納付を求める裁判所

アンケートの回答でも指摘されたように、裁判所によっては、保証金の全額について保釈保証書での代納を認めず、一部現金での納付を求めることは従前から把握していた。利用件数が伸びない原因の一つであろうと推測していたが、アンケート結果によりそれが裏付けられる格好となった。

一部現金での納付を求める趣旨は、おそらく、現金での納付であれば没取により納付した現金を失うという「実害」が明確であるから逃亡等の抑止力が働くけれども、没取により求償されるにすぎない保釈保証書による代納では、「実害」が被告人にとって明確ではなく、現金での納付と比較して抑止力が劣るというものであろう。

筆者としては、この考え方に特段異を唱えるものではない。

しかし、指摘したいのは、保釈支援協会を利用して多数の保釈請求がなされている実情において、上記の考え方は妥当しないのではないかということである。保釈支援協会を利用した場合、利用していることを裁判所に伝えている事案はほとんどないと思料される（筆者が日弁連刑事弁護センターにおいて活動する中で聞く限りでは、全員が伝えないとしている）。そうすると、抑止力の程度は、保釈支援協会を利用する場合と全額について保釈保証書の代納を認める場合とでは異なるのではないか。

保釈支援協会を利用する場合を現金納付と同視する現行実務を前提とする限り、本事業にお

ける保釈保証書について全額での代納を認めず、一部現金の納付を求める根拠は相当薄弱であると考ええる。

5 手続の簡素化

保釈支援協会を利用する場合、その手続はほとんどが被告人の家族等が行うこととなり、弁護人はほとんど手続に関与しないで済むと思われる。

それに対して、本事業では、おそらく保証委託者に用意してもらう資料を伝え、資料を持参して事務所に来てもらい、事前申込書と保釈保証委託契約書への記入を求め、事前申込書を協同組合にファックス等で提出し、審査が通った旨のメールの連絡を受け取ると、保釈保証委託契約書を協同組合に提出する。そうすると振込先口座を指定するメールが送られてくるので、指定された銀行に手数料等を振り込み、所属会の単位協同組合に赴いて保釈保証書を受け取り（受取の際、受領印を押印する必要がある。）、裁判所に保釈保証書を提出する（地域によっては、保釈保証書を受け取る際に、全弁協についての資格証明書の貸与を受けて、これを裁判所に示す必要があることは前述したとおりである。）。

正直、相応に面倒である。保釈保証書の発行は単位協同組合事務局でしか基本的に行っていないので、弁護士会支部の会員の事務負担は相当なものになると思料される。

この点は改善することができないか検討中である。本事業では没取になった際に、保証委託者に確実に請求できることが必要であり（没取後の求償において、求償義務を負うことを意識していなかった者もあり、署名、押印した保釈保証委託契約書を示すことで納得を得る場合もある。）、なかなか難しい課題であるが、速やかな保釈の実現、そして利用件数の増加のために工夫したいと考えている。

また、筆者の個人的な考えであるが、刑事裁判のIT化が進めば、保釈保証書の発行や提出もIT化することができるのではないかと考えている。

6 最後に

現状のように利用件数が減少した状態が続く場合、本事業を継続することは困難となる。

経済的に必ずしも恵まれない被告人にも保釈の権利を実現させる制度として、本事業の意義は大きいと考えている。保釈支援協会とは別に本事業が存続する意義もあると考えている。

日弁連刑事弁護センターを中心として日弁連が創設した本事業が継続することができるよう、日弁連と全弁協の更なる協働が求められる。

特集1

日弁連と全弁協との協働事業等

弁護士成年後見人信用保証事業 について

- I はじめに
- II 本事業について
- III 本事業の実施状況
- IV おわりに



広島弁護士会会員

坂下 宗生

Sakashita, Muneko

I はじめに

弁護士成年後見人信用保証事業（以下「本事業」という。）は、全国弁護士協同組合連合会（以下「全弁協」という。）が、成年後見人等に就任する弁護士から毎年所定の保証料（年間9900円）を集め、弁護士成年後見人等による横領等の故意による不法領得行為による被害が生じた場合に弁護士1人当たり上限3000万円の保証金（被害弁償金）を支払う制度である。

以下に、本事業の概要等について説明する。

II 本事業について

1 本事業の実施に至る背景（本事業の必要性）

毎年のように弁護士成年後見人等による被後見人等の財産横領事件等の不祥事が発生している。日弁連は、2014年、各弁護士会に対して弁護士成年後見人等の不祥事の事前予防策として、以下のいわゆる5項目の要請を行い、これを受けて、各弁護士会では、弁護士成年後見人等の不祥事防止のための様々な取組が講じられてきたが、先進的な取組をしている弁護士会でも、横領事件を完全に防ぐことができない。

※2014年1月31日「弁護士後見人の不祥事防止・早期対応策の取組について（要請）」

- (1) 質が担保された後見人等推薦名簿の整備
- (2) 早期発見・早期対応のための家庭裁判所との対応・調整関係の確立
- (3) 弁護士会による早期発見・早期対応のためのチェック・助言体制の整備
- (4) 家庭裁判所への後見人等候補者の弁護士会推薦方式の推奨
- (5) 弁護士後見人の研修体制・OJT・相談支援体制等の抜本的強化

弁護士成年後見人等は、専門職の中でも高額な財産を預かることが多く、一たび横領が発生すると、被後見人等が受ける被害は甚大である。影響の大きさゆえ、繰り返し報道され、弁護士成年後見人等全体の社会的信用も大きく低下し、弁護士自治の在り方にも議論が及ぶことも珍しくない。今後、成年後見制度の利用促進が進む中、弁護士成年後見人等が社会及び裁判所の信頼を維持し、専門職後見人等の主要な受皿となり続けるためには、事前予防策の充実を図るだけでなく、事後救済策として横領等があった場合に可能な限り被後見人等の被害救済を行うことが肝要である。

被害者救済に関し、日弁連は、2017年度に依頼者見舞金制度を創設させているが、被後見人等の被害救済策としては上限金額や迅速な対応

という点からは必ずしも十分とは言えない。そこで、被後見人等の被害を十分かつ迅速に救済し、もって弁護士成年後見人等全体の信用を維持していくためには、本事業の導入が必要だと考えられた。

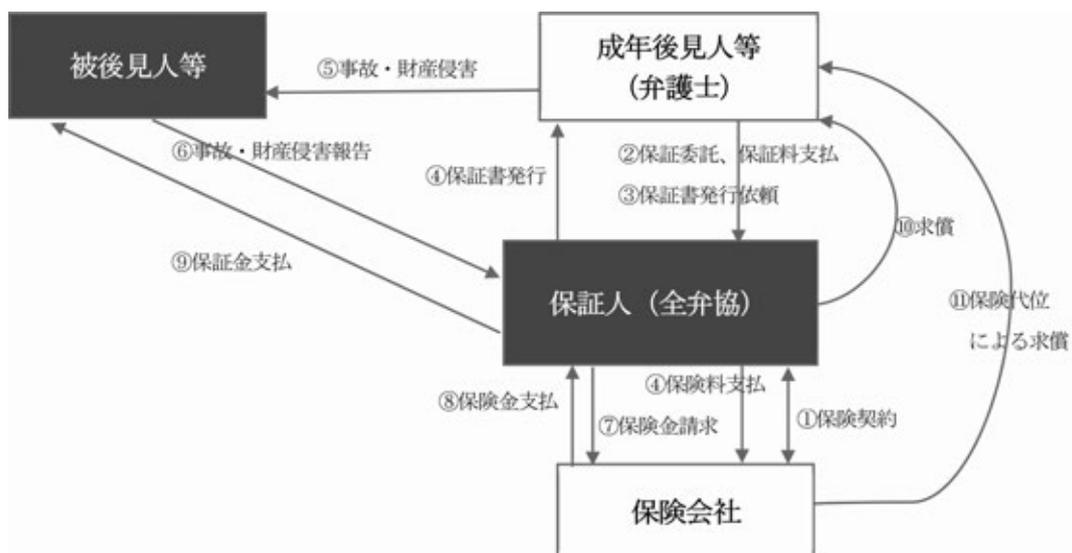
以上のような背景から、本事業の実施に至ることになった。

2 本事業の概要

本事業は、全弁協が実施する保釈保証書発行事業の仕組みを参考に、全弁協が保証人となり、弁護士成年後見人等の不正行為による損害賠償債務を保証し、弁護士成年後見人等による横領等事件が発生した場合、全弁協が、保証債務の履行として被害者（被後見人等）の被害を弁償し、その被害の回復を図る制度である。

本事業の概略は次のとおりである。

- (1) 保証人（全弁協）は、保険会社との間で、保証人（全弁協）を被保険者及び保険金受取人とする保険契約を締結する（①）。
- (2) 成年後見人等に就任する弁護士は、保証人（全弁協）に保証を委託し、保証料（年間9900円）を支払う（②）。保証人（全弁協）は、成年後見人等に就任する弁護士の保証書発行依頼（③）に従い、成年後見人宛ての保証書を発行する



(④)とともに、保険会社に対し、保険料を支払う(④)。

(3) 保証対象の弁護士成年後見人等による横領事故等が発生した場合(⑤)、被害に遭った被後見人等は、後任成年後見人等を通じて、保証人(全弁協)に被害弁償を申請する(⑥)。保証人(全弁協)は、事故調査委員会において事故内容、対象弁護士による被害弁償の状況等を調査(後任成年後見人等、所属弁護士会と連携)し、被害額及び被害者に支払うべき保証金の額(上限金額(弁護士1人当たり3000万円)の範囲内)を確定する。

(4) 保証人(全弁協)の保険金請求に従い(⑦)、保険会社が保証人(全弁協)に保険金を支払い(⑧)、保証人(全弁協)は、受領した保険金を原資として、被害者に保証金の額(上限金額の範囲内)を弁済する(⑨)。

(5) 保証人(全弁協)は、対象弁護士に対する保証委託に基づく求償権を取得し、行使する(⑩)。

(6) 保険会社は、保証人(全弁協)の求償権(なお、上記(5)の行使後の残額)について、保険代位により、対象弁護士に対し、求償権を行使する(⑪)。

3 保証対象と保証期間

(1) 本事業の対象は、弁護士が成年後見人に就任する場合に限定されない。弁護士が、保佐人、補助人、後見監督人(任意後見監督人を含む)、保佐監督人、補助監督人及び審判前保全処分により選任される財産の管理者及び職務代行者に就任する場合も含む。ただし、任意後見人は対象にならない。

(2) 保証期間は1年間(10月1日から翌年9月30日)である。原則として、当該保証期間開始前に当該保証期間分(1年分)の保証料を納付する。保証期間途中で加入する場合の保証料は、加入時から保証期間満了までの期間に応じた金額とな

る。成年後見人等に就任している間は毎年保証料を納付し、もって毎年保証加入を更新することになる。

4 加入方法

(1) 本事業では、事件ごとに加入するのではなく、弁護士成年後見人ごとに加入することになる。例えば、1人の後見人が3件の後見事件を受任している場合でも、5件の後見事件を受任している場合でも、後見人が1人である以上は、加入する保証は1つであり、後見人が支払う保証料が3倍や5倍になったりすることはない。一方、1件でも後見事件を受任している以上、管理財産の多寡によらず、同額の保証料を支払って加入することになる。

(2) 保証加入については、基本的に保証加入希望弁護士が自らのパソコン等でオンライン申請し、折り返しのメールで指定された口座に指定金額の保証料を振り込む方法により行われる。もっとも、弁護士協同組合によっては、当該弁護士協同組合により所属組合員を一括して加入する方式を採用しているところもある。

なお、保証加入後の保証書の発行は、加入申込みと保証料の入金後、翌日以降に各弁護士がオンラインでPDFファイルを取得して印刷することで発行される。

5 本事業のメリット

判断能力に課題があり、権利擁護が必要な高齢者や障がい者の財産を、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士が横領等することは決して許されることではないが、事後的にはあっても、迅速に被害者救済を図る仕組みを制度として準備しておくことは、弁護士・弁護士会の信用を維持する上で極めて有益である。弁護士成年後見人等によって被害に遭われた高齢者や障がい者を、弁護士や弁護士会は決して見捨てないという姿勢を制度的裏付け

でもって関係機関や社会全体に示すことで、高齢者や障がい者の権利擁護のために弁護士・弁護士会が取り組みつつある諸活動（法定後見人等への就任のみならず、ホームロイヤー、任意後見人、民事信託、財産管理人、遺言書作成など）に対する関係機関及び社会全体の信頼を得ていくことも可能になる。そのことにより、弁護士・弁護士会の職域の確保又は拡大につながっていくことも考えられる。

また、弁護士成年後見人等が横領等を行って解任された場合、後任の成年後見人等に他の弁護士が選任されることが多いと思われるところ、後任成年後見人等に就任した弁護士は、被害に遭って無資力になった成年被後見人等や加害者である前任の弁護士に対して極めて困難な対応を余儀なくされることになる。しかしながら、本事業を利用すれば、成年被後見人等に対して保証金が支払われて成年被後見人等が速やかに救済されることになるので、後任の弁護士成年後見人等の業務上の負担は極めて軽くなる。加えて、成年被後見人等の資力が回復することにより、後任の弁護士成年後見人等の業務に対する報酬その他の活動費を確保することもできる。

本事業は、弁護士・弁護士会に対して以上のようなメリットをもたらすものと考えられる。

III

本事業の実施状況

本事業は、2020年10月1日からスタートし、現在、第3期（2022年10月1日～2023年9月30日）に至っている。2019年度より、各弁護士会において、本事業の導入に向けて、成年後見人候補者名簿の登録規程等の関連規程の整備等、種々の取組をしていただいた結果、約半数の弁護士会において関連規程等の整備が完了され、本事業開始時において約5000名の会員が本事業に加

入された。その後、本事業加入者数は伸び続け、第3期は、2023年3月31日現在において9002名の会員が加入している。弁護士会の中には、弁護士会において加入者を取りまとめて一括して加入手続を行う会や、保証料の全部又は一部を弁護士会が負担する会も複数ある（これらの会は、2023年3月31日現在において13会ある。）。ただ、他方で、本事業は成年後見人等に就任する弁護士全体でもって支えられるべきものであるところ、加入者数が非常に少ない弁護士会も複数あり、本事業への加入者増加に向けた課題がないわけではない。

また、本事業による被害者救済の実績としては、現在までに、2件の事案が発生している。これらはいずれも加害弁護士において被害弁償資力がない案件であったが、現実に保証金（被害弁償金）が速やかに支払われることにより被害者の早期救済に資する結果となった。

IV

おわりに

本事業は、その開始時において一部メディアにも取り上げられるなど、社会的にも大きな関心の対象になった。また、最高裁判所からも、本事業について「弁護士成年後見人等に対する利用者の信用を維持し、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備するためのものといえ、成年後見制度利用促進基本計画の観点からも重要な取組である」との評価を得るとともに、本事業開始に先立ち、最高裁判所から全国の家庭裁判所に対し、本事業の周知が図られている。

今後、各地の家庭裁判所と弁護士会が協議を行い、各地の実情を踏まえつつ、弁護士成年後見人等による不祥事防止体制の確立とともに本事業の一層の周知と会員の加入を進めていくことが期待される。

特集1

日弁連と全弁協との協働事業等

保全事件「支払保証委託契約 (ボンド)」制度について

- I 制度創設の経緯
- II 制度の概要
- III 現在までの利用状況
- IV 今後の課題－申請件数の増大
- V 最後に



第二東京弁護士会会員

菅野 茂徳

Kanno, Shigenori

I

制度創設の経緯

1 過去の支払保証委託契約の利用状況とその問題点

全国弁護士協同組合連合会（以下「全弁協」という。）が運営に関与している制度の一つとして、2019年7月から開始された「民事保全処分に関する支払保証委託契約制度」（以下「民事保全ボンド」という。）がある。

この支払保証委託契約自体は、民事保全法14条の保全命令発令の前提となる担保提供の方法として、同法4条1項に定められた「現金・有価証券の供託」と並んで、元々民事保全規則2条に定められていた方法である。

かつての高金利時代には、銀行等の金融機関

に保証金相当額を定期預金として預け、それを担保として金融機関に支払保証委託してもらうという使われ方があった（金融機関に支払う保証料よりも定期預金金利の方が高かったため）。しかし現在の低金利時代では、このような使われ方もほとんどないと思われる。なお、かつて法律扶助協会による金融機関の支払保証委託あっせん制度があったが、法テラスによる民事法律扶助としての支払保証委託制度は、あくまで「援助」の一環としての利用に限られている。

そうすると、保全処分を利用するためには保証金相当額の現金を用意する必要があり、保証金が高額になると保全処分を行うことを諦めざるを得ない事態が生じてしまうことになる。

このことが原因の一つであるかは必ずしも明

らかではないが、実際、最高裁の司法統計年報によると、保全事件は地裁・簡裁合わせて2006年には2万5604件であったものが、2016年には1万5547件、さらに2020年には1万3592件と、減少傾向を示している。

2 民事保全ボンド創設の背景

2014年に日弁連の弁護士業務改革委員会及び東京都弁護士協同組合の保険プロジェクトチームのメンバー等を中心として、民事保全処分活性化による弁護士業務拡大を図るべく、日本とほぼ同様の制度である韓国における保全処分のための保証金制度についての現地調査が行われた¹⁾。その結果、韓国では供託保証保険証券による担保提供が利用されており、その運営主体である保証保険会社も準公的存在で、低廉な保証料で利用可能であることが分かった。

そこで、この調査結果を踏まえ、日本でも同様の制度創設に向けて、同趣旨の目的を有する保釈保証書発行事業でも全弁協と協力関係にあった損害保険ジャパン株式会社（以下「保険会社」という。なお、民事保全規則2条では担保提供者の支払保証委託契約の相手方当事者の一つとして「保険会社」を明示している。）と共に創設したのがこの民事保全ボンドである。

II

制度の概要

1 全弁協と保険会社の役割分担

前述したように民事保全規則上、支払保証委託契約の当事者はあくまでも保険会社であり、契約締結の諾否の権限は保険会社が有している。また、民事保全ボンドは事件の性質上要求

される迅速な対応のため、その申請手続の大部分はウェブシステムを介して行うようになっており、当該ウェブシステムの開発・管理・保守全てを保険会社が担っている。さらに、支払保証自体は一種の与信行為であることから、保証委託者の反社性の審査や与信審査も保険会社が行うこととなっている。

これに対して全弁協は、保険会社が支払保証委託契約締結の諾否を判断する際の重要な前提事項である、当該保全事件における「被保全権利の有無」についての審査業務を主に受託している。具体的には、全弁協の所属組合員である審査弁護士（全国各地より全員で約30名、審査は2名で行い原則として両名の承認を必要としている。）が個々の保全事件について、ウェブシステムにアップロードされた申立書案や疎明資料のファイルを見て「被保全権利の有無」を判断している。なお「保全の必要性」については、審査対象とはしていない。

2 対象事件

民事保全ボンドにおいて現在対象としている事件は大別して

- ① 民事訴訟の本案の権利実現を保全するための仮差押え
 - ② 民事訴訟の本案の権利実現を保全するための係争物に関する仮処分
 - ③ 家事事件手続法に基づく婚姻等に関する審判事件を本案とする仮差押え
- の3種類である。

「仮の地位を定めるための仮処分」については、事前の書面のみでの審査では、「著しい損害」「急迫の危険」（民事保全法23条2項）につき、被保全権利の有無の審査平準化が難しく、迅速

1) この現地調査の内容については、日弁連法務研究財団編『法と実務 Vol.12』（商事法務、2016年）271頁以下の「報告書 民事保全事件における保証金の立担保を支援する制度の創設に関する研究（2014年7月2日、3日の韓国民事司法制度調査報告）」に詳細が記載されている。

な審査を行うことは困難であるとの判断から、現在では対象事件に含めていない。

また同様に現在では商事事件、特許事件等特殊案件に関する保全処分も対象事件とはなっていない。

3 申請者（利用者）、保証委託者となれる者

民事保全ボンドは、全弁協がその設立根拠である中小企業等協同組合法で認められた「共同事業」の一環として行うものである以上、その申請者（利用者）はあくまでも全弁協の所属組合員（各地の単位協同組合の組合員）であることが必要となる。

他方、保証委託者は主にクライアントとなる場合が多いと思うが、全弁協の所属組合員自身になることも可能である。また個人、法人を問わないが、法人については金融機関やサービス等保全処分の利用が業務の一環となっている法人は現在では除かれている。

4 保証額の限度及び保証料

(1) 保証額の限度（上限）は1億円である。通常、保全処分の保証額は目的物の1～3割程度と定められることが多いと思われ、保証額が1億円であれば3億円程度の価値がある物件までを対象とする保全処分を行うことが可能で、大半の保

全事件はカバーできるものと思われる。2021年度の承認案件中、実際に民事保全ボンドを利用した全78件について見ると、94%が保証希望額3000万円以下となっている。

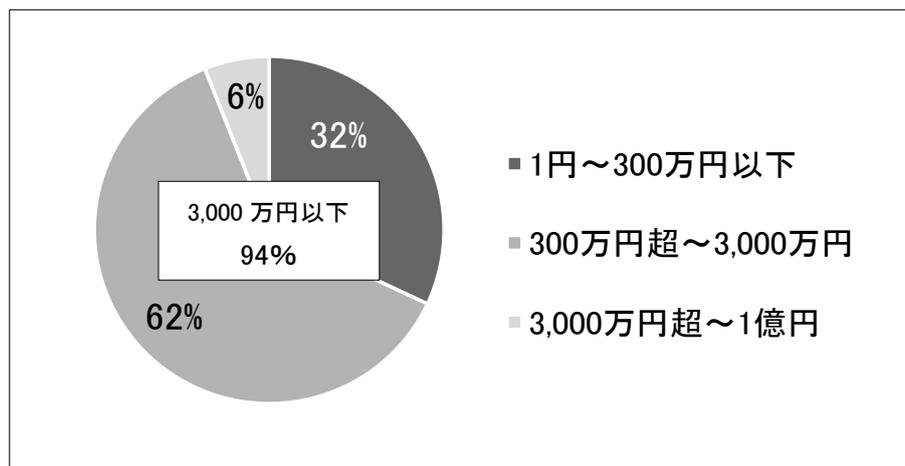
(2) 保証料は、保証金額を以下の金額で区分し、それぞれの区分に応じた料率を保証額に乗じて合算した額となる。

1円～300万円	6%（ただし、最低保証料10万円）
300万円超～3000万円	4%
3000万円超～1億円	2%

保証料は5年間の保証期間に対応するものであるが、担保事由がそれ以前にやんだ場合であっても返還はされず、また事件終了が5年を超えた場合は5年経過ごとに当初の保証料の半額が延長保証料として必要になる。

5 具体的申請方法

民事保全ボンドの具体的申請方法等は、全弁協のウェブサイトに掲載されている（ログイン画面上には、希望する保証金額を入力すると保証料概算額が表示される「保証料シミュレーション」もある。）。前述したように当該申請手続の大部分はウェブシステムを介して行われているが、全弁協ウェブサイトには保証委託契約証明書入手までの手続の流れを丁寧に説明して



保証希望額の分布



いるYouTube動画（ログインID取得編、新規案件登録・決定情報の登録編、本申込・契約証明書の入手編の3編に分かれている。）も掲載されており、「百聞は一見にしかず」の例えもあるとおり、是非これらの動画をご覧いただきたい。

III

現在までの利用状況

1 はじめに

民事保全ボンドは2019年7月から運用が開始され、本稿執筆時点である2023年2月まで約3年半の間利用されてきた。そこで、これまでの利用状況に関する基本的な情報を開示した上で、各項目につきコメントを付する。なお、西暦表示された年度（毎年4月から翌年3月まで）中、2019年度は「2019年7月～2020年3月」までの7か月間の、2022年度は「2022年4月～2023年1月」までの10か月間の各数値に基づくものであることを断っておく。

2 数値にあらわれた利用状況

(1) 申請件数

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	累計
申請件数	96	130	106	96	428

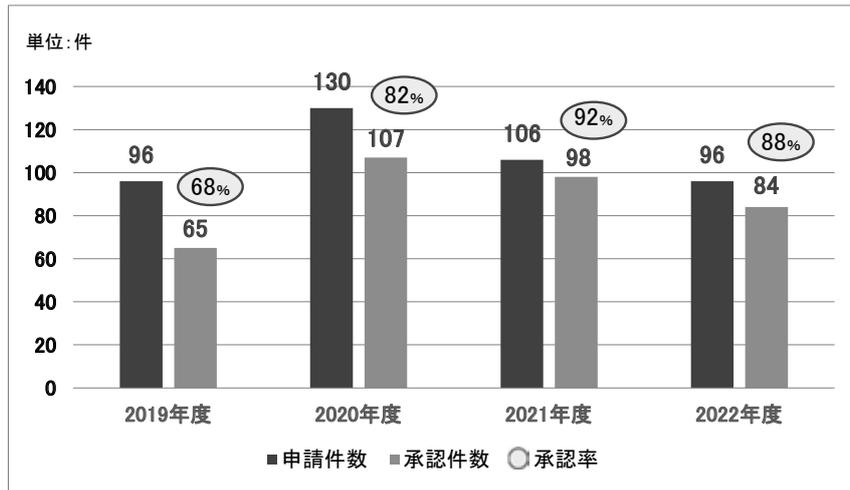
毎年度100件前後の申請件数にとどまっており、前述した裁判所における保全事件数の減少という全体的な傾向はあるものの、本制度創設の目的である「保全事件の活性化による弁護士業務の拡大」という観点からは、いまだ十分な効果は上げられていないと言わざるを得ない。この点に関しては後述の「今後の課題－申請件数の増大」において再度触れる。

(2) 承認件数等

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	累計
承認件数	65	107	98	84	354
承認率	68%	82%	92%	88%	83%

申請件数中、全弁協の「被保全権利」審査及び保険会社の「与信審査」を経て承認された件数と申請件数に占める承認件数の割合である。

制度発足当初は、被保全権利の有無の審査において、疎明資料不足を一律謝絶と判断していたことから承認率が約7割になっていたが、不足の疎明資料を追加受付して再審査を行うよう



申請件数・承認件数の推移

に切り替えたことで、2年目以降は承認率が大幅に向上し、本制度の利用しやすさも増してきたものと思われる。

(3) 保証委託者における個人・法人数

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	累計
個人	8	17	50	46	121
法人	5	24	28	22	79

承認案件中、実際に民事保全 Bonds を利用した案件（承認案件であっても「現金供託が可能となった」等の申請者側の事情により、実際には利用しなかった案件は除く。）における保証委託者の個人・法人別に件数を挙げたものである。

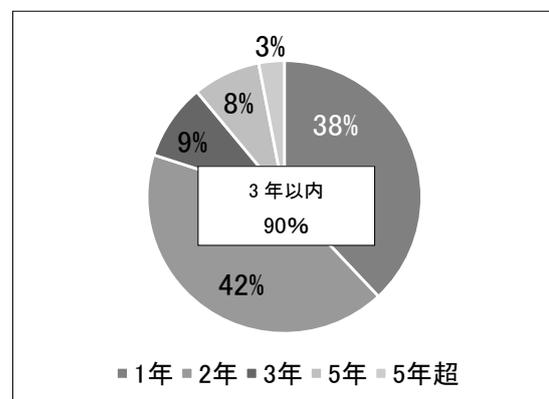
これを見ると、法人による民事保全 Bonds の利用も相当数あることが分かる。現に、アンケート調査によると法人でも中小企業においては供託用の現金を準備すること自体は可能であるものの資金の固定化の回避や保証料の方が経費処理をしやすい等の感想が述べられている。この点は、今後本制度の活用を考える上で参考になる点と思われる。

(4) 事件終了までの見込期間

1年	2年	3年	5年	5年超
30	33	7	6	2

2021年度の承認案件中、実際に民事保全 Bonds を利用した全78件についての事件終了までの見込期間（保証料算定の基礎となる保証委託見込期間）に関する数値である。なお、他の年度でもほぼ同じ見込期間の傾向が示されている。

これによると、約90%の案件が3年以内に事件が終了する見込みで、ほぼ全件が最初の保証委託期間である5年以内に事件が終了する見込みであり、本制度における当初5年間分の保証料とする設定が妥当であったことが裏付けられている。



事件終了までの見込期間

(5) その他

数値に基づくものではないが、民事保全 Bonds 制度の具体的利用状況から判明したこととして、不当な勧誘行為に基づく損害賠償請求権や離婚に伴う慰謝料請求権・財産分与請求権・婚

姻費用請求権・養育費請求権を被保全権利とする仮差押え事件の案件が相当数見受けられた。これらの案件は、まさしく「保証金の負担軽減により民事保全手続をより利用しやすくする」という本制度創設の目的にかなうものであり、今後本制度の利用を拡大するために重要なポイントになると思われる。

IV

今後の課題－申請件数の増大

民事保全事件は訴訟事件の提起を前提としているにもかかわらず、事件数の比較からすると前者は後者の約1割以下というのが最近の傾向である。例えば、司法統計年報によると、2021年の地方裁判所における新受件数は通常訴訟事件13万860件に対して保全命令事件は1万1532件である。このように、そもそも民事保全事件が極めて僅かしか活用されていないことが、民事保全ボンドの申請件数の伸び悩みの背景にあるが、利用件数の停滞がこのまま続き、今後の増加が見込めない場合、保険会社が不採算との判断から販売中止とすることもあり得る。

そのような事態を回避するためには、本制度の利用者数（申請件数）を飛躍的に増大させることが最大の課題である。

そこで例えば民事保全ボンドを利用できる保証委託者について、現在では「保全処分の利用が業務の一環となっている法人」を除いているが、この点は必ずしも本制度の設立趣旨から導かれた制約ではなく単なる必要性の観点からのものであるので、今後はこのような法人も本制度を利用できる保証委託者に加えて申請件数の増加を図ることが考えられる。

また、現在本制度を利用できる保全事件を前述（Ⅱ、2）の3種類に限定しているが、この点

についても審査方法について何らかの改善策を講じることによって、対象事件の範囲を拡大し、よって申請件数の増加を図ることも検討すべきであろう。例えば「遺産の分割に関する審判事件を本案とする仮差押え」のような分野を対象とすることは可能ではないかと考えられる。

さらに既に全弁協において独自に民事保全事件や民事保全ボンドについての研修会をオンラインで数回実施しているが、あわせて2020年4月に本制度利用者に対して行ったアンケート調査において「日弁連や弁護士会での案内書面の送付や研修会の実施」の意見が述べられていることを指摘しておく。

V

最後に

1 本制度の周知の必要性

本制度を運営する中で、弁護士から「依頼者より民事保全ボンドという制度があると聞いたが、どうすれば使えるのか」、「弁護士のブログで民事保全ボンドについて知ったが、詳しい資料はどこに掲載されているのか」といった問合せが多数入ってくる。前掲のとおり、全弁協のウェブサイトには各種資料や手続方法などが掲載されているが、そういった点も含め、本制度の認知度はまだ低いのが現状である。

本制度のそもそもの目的である、保証金が高額になることで保全処分を行うことを諦めざるを得なかった事件を減らして保全事件のハードルを下げるためにも、本制度のことを知っていただく機会を更に増やしていく必要がある。周知活動の一環として、年に一度、東京都弁護士協同組合主催で民事保全ボンドのセミナーを開催している。過去に実施された研修動画については全弁協のウェブサイト²⁾に掲載されてお

2) <https://www.zenbenkyo.or.jp/bondseminar.php>（所属組合員のみアクセス可能）

民事保全ポンド研修会第2弾 2021-11-26 開催

「占有移転禁止の仮処分」と「退職金の仮差押え」といった、離婚に関する財産分与請求時に役立てられる内容をYouTubeで限定公開しています。

東京地裁を例にした保全命令申立手続きや案件を受ける際のチェックポイント、実例として実際の目録や申請書・決定書もご紹介！

当日見逃してしまった方、もう一度聞き直したい方もこの機会に是非、ご覧ください！

民事保全ポンド研修会第2弾

「弁護士業務に役立つ民事保全」～前編～



民事保全ポンド研修会第2弾

「弁護士業務に役立つ民事保全」～後編～

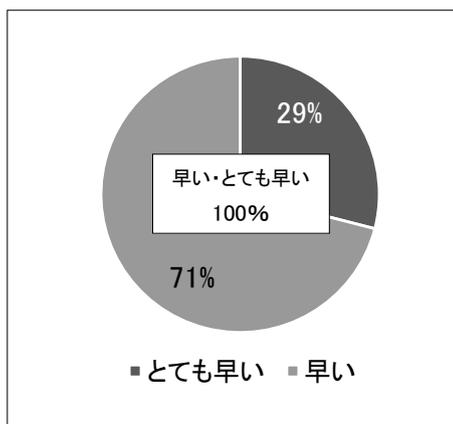


り、是非ご覧いただきたい。

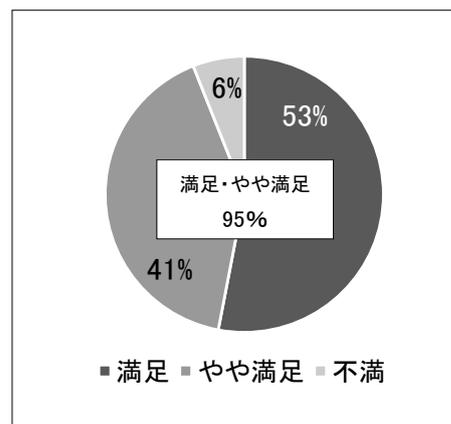
2 申請方法の簡素化

2021年度の本制度利用者を対象としたアンケートから、本制度の肝の一つである契約証明書の発行スピードを中心に、制度利用者の満足度が極めて高いことが分かる。一方で、引受審査において利用者が「疎明の資料不足」のために追加資料の提出を求められているケースが少なからずある等、制度の利用に際して、よりエラーの少なくなる制度運営やシステムの設計に

ついては、常に工夫と改善が必要であると認識している。また、民事保全ポンドの利用に際して、保全命令申立書や各種資料は実際に裁判所に提出されるものと同等のものを提出していただく前提で事前審査を行っているが、保全事件の経験不足からか、疎明性や論拠が弱いと判断せざるを得ない案件があることも事実である。本制度の運営や周知活動を通じて、保全事件に対する理解の浸透に寄与することができれば、これに勝るものはない。



契約証明書の発行スピード



本制度利用者の満足度

全国弁護士協同組合連合会 「創立30周年以降10年間のおゆみ」

◎はじめに

全国弁護士協同組合連合会は、1984年（昭和59年）12月21日に設立され、2024年（令和6年）で創立40周年を迎えました。創立当時の加入組合は13組合でしたが、2023年（令和5年）に四国弁護士協同組合が分離独立し、全ての弁護士会（東京三会はひとつ）に組合が設置され、50組合となりました。2024年3月末日現在で各協同組合の加入組合員数は全弁護士数の9割を超え、4万人以上となっています。

2019年12月から2年以上新型コロナウイルス感染症が蔓延し、地球規模のパンデミックとなる等、激動の時代でした。その中でも全弁協は、各協同組合との情報共有や事業連携等着実に事業を拡大してまいりました。

今後も、一層の発展を期し、「創立30周年以降10年間の歩み」と題して、以下の通り主な活動内容を列記いたします。

◎創立30周年以降10年間のおゆみ

平成28年2月19日	三井住友トラストクラブ（株）のダイナースクラブカード締結
4月14、16日	震度7を観測する熊本地震発生、各協同組合に義援金の協力を依頼
平成29年11月	損害保険ジャパン日本興亜（株）の満39歳までの若手弁護士を限定とした弁護士所得補償保険「若手弁護士応援プラン」を導入
平成30年5月	損害保険ジャパン日本興亜（株）より8大疾病・3大疾病を重視した生活習慣病の所得補償保険「えらべるの」の導入
令和元年7月	損害保険ジャパン日本興亜（株）の「支払保証委託契約（ボンド）」の引受可否に関わる審査業務開始
12月6日	「弁護士成年後見人信用保証制度」開始に伴う定款変更について臨時総会を芝パークホテルで開催 創立35周年記念行事挙行（於 芝パークホテル） 記念事業として弁護士賠償責任保険事例集（第6集）を刊行
令和2年5月	新型コロナウイルス感染症の蔓延により組合会議室にて総会を開催。理事本人出席41人（うち、書面出席30人、WEB出席6人）
7月	民事裁判のIT化を控え、増加しているサイバー攻撃に対する備えとして、7月より損害保険ジャパン（株）の弁護士賠償責任保険へサイバー保険自動セットおよび上乗せサイバー保険（オプション）を導入
10月	日本弁護士連合会からの委託により「弁護士成年後見信用保証制度」事業の開始

令和3年7月	ホームページ全面改修、電子組合員証作成、交付
7月	斡旋図書のWeb注文を全面的実施
11月1日	日本システム収納（株）と提携契約
令和4年7月	「全弁協 単位協同組合事務局向け包括サイバー保険制度」の創設（損害保険ジャパン（株）引受）
11月9日	ポスタルくらぶValue Plus（一般社団法人ポスタルくらぶ）と提携契約
令和5年4月	四国弁護士協同組合が各弁護士会毎に独立し、全ての弁護士会に組合設立（東京は三弁護士会でひとつ）
6月8日	デル・テクノローズ（株）と提携契約
7月	「全弁協 単位協同組合事務局向け包括サイバー保険制度」のオプション受付開始（損害保険ジャパン（株）引受）
6月24日	（株）サッポロライオンと提携契約
8月4日	リンベル（株）と提携契約
9月	2025年4月より日弁連休業補償保険が全弁協に移管されることが日本弁護士連合会理事会で決定
11月	高知弁護士協同組合推薦特産品「高知県産フルーツマト」の販売斡旋開始
11月	損害保険ジャパン（株）の就業不能時の当座5年または10年の収入減をカバーするGLTD「5年・10年ガード」でWeb加入＋クレジットカード払いを導入し、利便性向上
11月22日	アウディ（フォルクスワーゲングループジャパン（株））と提携契約
令和6年1月1日	最大震度7の令和6年能登半島地震発生、全弁協として義援金を提供
5月30日	全弁協創立40周年記念事業実行委員会の設置及び委員選考の承認
8月5日	（株）ブロードバンドセキュリティと提携契約
10月21日	AOSデータ（株）（現AIデータ）と提携契約
11月	香川県弁護士協同組合の特産品「うどん本陣山田屋冷凍個食なべ」の販売斡旋開始
12月12日	創立40周年記念ゴルフコンペ開催（於 小金井カントリークラブ）
12月13日	創立40周年記念行事挙行（於 損害保険ジャパン本社ビル）
令和7年1月31日	メガネスーパー（（株）VHリテールサービス）と再提携契約

全国弁護士協同組合連合会 役員一覧（平成27年度～令和6年度）

【平成27年度 役員一覧】

役 職	氏名及び所属		
理 事 長	森 誠一（東京都・第二東京）		
副 理 事 長	里田百子（大阪） 宮壽良一（愛知県）	鈴江辰男（東京都・第一東京） 山岸美佐子（東京都・東京）	藤原宏高（東京都・第二東京）
専 務 理 事	大砂裕幸（大阪） 塚田成四郎（東京都・第一東京）	下谷 收（東京都・東京） 服部一郎（愛知県）	田中伸一郎（東京都・第二東京）
常 務 理 事	浅水 正（札幌） 吉川哲朗（京都） 田邊宜克（福岡県） 藤掛伸之（兵庫県）	江口陽三（大阪） 真田文人（広島） 西村泰夫（東京都・第一東京）	小山田一彦（仙台） 瀬古宜春（神奈川県・横浜） 馬場基尚（四国・香川県）
理 事	石川 哲（岩手） 大澤一實（青森県） 菊川 明（山形県） 坂井美紀夫（金沢） 田中智之（愛知県） 団野克己（佐賀県） 富永正一（宮崎県） 成川 毅（旭川） 羽座岡広宣（滋賀） 廣瀬清久（静岡県） 前田健三（函館） 村山光信（熊本県） 山下 茂（埼玉）	石坂俊雄（三重） 小澤義彦（山梨県） 後藤真一（岐阜県） 高橋 勝（新潟県） 田中啓義（奈良） 千野博之（大分県） 中村寿夫（鳥根県） 西村正男（鳥取県） 平川信夫（秋田） 廣瀬理夫（千葉県） 松井健二（岡山） 茂木博男（茨城県） 山下俊夫（長崎県）	稲澤 優（釧路） 川村和久（大阪） 小林 勝（群馬） 田中繁夫（和歌山） 玉城辰彦（沖縄） 千葉和彦（福島県） 中山修身（山口県） 根岸清一（東京都・第二東京） 平野浩視（栃木県） 福元紳一（鹿児島県） 宮本健治（福井） 森泉邦夫（長野県） 山本賢治（富山県）
監 事	鍛冶良明（東京都・東京）	馬場俊一（神奈川県・横浜）	和田義博（公認会計士協同組合）

【平成28年度 役員一覧】

役 職	氏名及び所属		
理 事 長	森 誠一（東京都・第二東京）		
副 理 事 長	里田百子（大阪） 宮嵩良一（愛知県）	鈴江辰男（東京都・第一東京） 山岸美佐子（東京都・東京）	藤原宏高（東京都・第二東京）
専 務 理 事	大砂裕幸（大阪） 塚田成四郎（東京都・第一東京）	下谷 收（東京都・東京） 服部一郎（愛知県）	田中伸一郎（東京都・第二東京）
常 務 理 事	浅水 正（札幌） 吉川哲朗（京都） 田邊宜克（福岡県） 藤掛伸之（兵庫県）	江口陽三（大阪） 真田文人（広島） 西村泰夫（東京都・第一東京）	小山田一彦（仙台） 瀬古宜春（神奈川県・横浜） 馬場基尚（四国・香川県）
理 事	安藤友人（岐阜県） 大澤一實（青森県） 菊川 明（山形県） 高橋 勝（新潟県） 田中啓義（奈良） 塚越正光（三重） 富永正一（宮崎県） 成川 毅（旭川） 羽座岡広宣（滋賀） 廣瀬清久（静岡県） 前田健三（函館） 村山光信（熊本県） 山下 茂（埼玉）	石川 哲（岩手） 小澤義彦（山梨県） 小林 勝（群馬） 田中繁夫（和歌山） 玉城辰彦（沖縄） 千野博之（大分県） 中村寿夫（鳥根県） 西村正男（鳥取県） 平川信夫（秋田） 廣瀬理夫（千葉県） 松井健二（岡山） 茂木博男（茨城県） 山下俊夫（長崎県）	稲澤 優（釧路） 川村和久（大阪） 坂井美紀夫（金沢） 田中智之（愛知県） 団野克己（佐賀県） 千葉和彦（福島県） 中山修身（山口県） 根岸清一（東京都・第二東京） 平野浩視（栃木県） 福元紳一（鹿児島県） 宮本健治（福井） 森泉邦夫（長野県） 山本賢治（富山県）
監 事	鍛冶良明（東京都・東京）	馬場俊一（神奈川県）	和田義博（公認会計士協同組合）

【平成29年度 役員一覧】

役 職	氏名及び所属		
理 事 長	南川博茂（大阪）		
副 理 事 長	小笠原勝也（東京都・第一東京） 花沢剛男（東京都・第二東京）	里田百子（大阪） 宮嵩良一（愛知県）	津村政男（東京都・東京）
専 務 理 事	大砂裕幸（大阪） 堀越 孝（東京都・第一東京）	菅野茂徳（東京都・第二東京） 森 徹（東京都・東京）	服部一郎（愛知県）
常 務 理 事	浅水 正（札幌） 白浜徹朗（京都） 田邊宜克（福岡県） 藤掛伸之（兵庫県）	川村和久（大阪） 瀬古宜春（神奈川県） 千葉達朗（仙台）	真田文人（広島） 龍村 全（東京都・第二東京） 馬場基尚（四国・香川県）
理 事	足立政孝（富山県） 石原栄一（群馬） 大澤一實（青森県） 坂井美紀夫（金沢） 平 哲也（新潟県） 田中智之（愛知県） 千野博之（大分県） 富永正一（宮崎県） 成川 毅（旭川） 長谷川武弘（東京都・東京） 平間浩一（福島県） 前田健三（函館） 村山光信（熊本県）	安藤友人（岐阜県） 石割 誠（静岡県） 小澤義彦（山梨県） 柴田一宏（秋田） 竹森茂夫（大阪） 田中啓義（奈良） 塚越正光（三重） 中村寿夫（鳥根県） 西村正男（鳥取県） 半田 稔（山形県） 廣瀬理夫（千葉県） 松井健二（岡山） 茂木博男（茨城県）	石川 哲（岩手） 稲澤 優（釧路） 北川和彦（長野県） 関口和正（埼玉） 田中繁夫（和歌山） 団野克己（佐賀県） 當真良明（沖縄） 中山修身（山口県） 羽座岡広宣（滋賀） 平野浩視（栃木県） 福元紳一（鹿児島県） 宮本健治（福井） 山下俊夫（長崎県）
監 事	鈴江辰男（東京都・第一東京）	馬場俊一（神奈川県）	和田義博（公認会計士協同組合）

【平成30年度 役員一覧】

役 職	氏名及び所属		
理 事 長	南川博茂 (大阪)		
副 理 事 長	石原真二 (愛知県) 津村政男 (東京都・東京)	小笠原勝也 (東京都・第一東京) 花沢剛男 (東京都・第二東京)	里田百子 (大阪)
専 務 理 事	大砂裕幸 (大阪) 堀越 孝 (東京都・第一東京)	菅野茂徳 (東京都・第二東京) 森 徹 (東京都・東京)	服部一郎 (愛知県)
常 務 理 事	川村和久 (大阪) 瀬古宜春 (神奈川県) 千葉達朗 (仙台) 舩田雅彦 (札幌)	真田文人 (広島) 龍村 全 (東京都・第二東京) 中山稔規 (兵庫県)	白浜徹朗 (京都) 田邊宜克 (福岡県) 馬場基尚 (四国・香川県)
理 事	足立政孝 (富山県) 石原栄一 (群馬) 大澤一實 (青森県) 坂井美紀夫 (金沢) 平 哲也 (新潟県) 田中智之 (愛知県) 千野博之 (大分県) 富永正一 (宮崎県) 成川 毅 (旭川) 長谷川武弘 (東京都・東京) 平間浩一 (福島県) 前田健三 (函館) 村山光信 (熊本県)	安藤友人 (岐阜県) 石割 誠 (静岡県) 小澤義彦 (山梨県) 柴田一宏 (秋田) 竹森茂夫 (大阪) 田中啓義 (奈良) 塚越正光 (三重) 中村寿夫 (島根県) 西村正男 (鳥取県) 半田 稔 (山形県) 廣瀬理夫 (千葉県) 松井健二 (岡山) 茂木博男 (茨城県)	石川 哲 (岩手) 稲澤 優 (釧路) 北川和彦 (長野県) 関口和正 (埼玉) 田中繁夫 (和歌山) 団野克己 (佐賀県) 當真良明 (沖縄) 中山修身 (山口県) 羽座岡広宣 (滋賀) 平野浩視 (栃木県) 福元紳一 (鹿児島県) 宮本健治 (福井) 山下俊夫 (長崎県)
監 事	鍛冶良明 (東京都・東京)	馬場俊一 (神奈川県)	和田義博 (公認会計士協同組合)

【令和1年度 役員一覧】

役 職	氏名及び所属		
理 事 長	軍司育雄 (東京都・第一東京)		
副 理 事 長	石原真二 (愛知県) 田中伸一郎 (東京都・第二東京)	大砂裕幸 (大阪) 塚田成四郎 (東京都・第一東京)	笹浪雅義 (東京都・東京)
専 務 理 事	江口陽三 (大阪) 吉田繁實 (東京都・第二東京)	佐藤貴則 (東京都・東京) 脇奈穂子 (東京都・第一東京)	服部一郎 (愛知県)
常 務 理 事	阿部 潔 (仙台) 竹森茂夫 (大阪) 浜垣真也 (京都) 森 徹 (東京都・東京)	真田文人 (広島) 中山稔規 (兵庫県) 舩田雅彦 (札幌)	瀬古宜春 (神奈川県) 馬場基尚 (四国・香川県) 三浦邦俊 (福岡県)
理 事	足立政孝 (富山県) 石原栄一 (群馬) 小澤義彦 (山梨県) 佐藤泰弘 (大阪) 平 哲也 (新潟県) 塚越正光 (三重) 中西祐一 (金沢) 成川 毅 (旭川) 沼田 徹 (青森県) 平野浩視 (栃木県) 福元紳一 (鹿児島県) 松尾弘志 (佐賀県) 元木 徹 (東京都・第一東京)	安藤友人 (岐阜県) 石割 誠 (静岡県) 北川和彦 (長野県) 柴田一宏 (秋田) 高木絹子 (熊本県) 當真良明 (沖縄) 中村友次郎 (山口県) 西村香苗 (奈良) 半田 稔 (山形県) 平間浩一 (福島県) 松井健二 (岡山) 宮本健治 (福井) 森 美穂 (愛知県)	石川 哲 (岩手) 大森克磨 (大分県) 窪田良弘 (函館) 関口和正 (埼玉) 田中繁夫 (和歌山) 富永正一 (宮崎県) 中村寿夫 (島根県) 西村正男 (鳥取県) 平井建志 (滋賀) 廣瀬理夫 (千葉県) 松浦 護 (釧路) 茂木博男 (茨城県) 山下俊夫 (長崎県)
監 事	馬場俊一 (神奈川県)	藤原宏高 (東京都・第二東京)	和田義博 (公認会計士協同組合)

【令和2年度 役員一覧】

役 職	氏名及び所属		
理 事 長	軍司育雄（東京都・第一東京）		
副 理 事 長	石原真二（愛知県） 田中伸一郎（東京都・第二東京）	大砂裕幸（大阪） 塚田成四郎（東京都・第一東京）	笹浪雅義（東京都・東京）
専 務 理 事	江口陽三（大阪） 吉田繁實（東京都・第二東京）	佐藤貴則（東京都・東京） 脇奈穂子（東京都・第一東京）	服部一郎（愛知県）
常 務 理 事	阿部 潔（仙台） 竹森茂夫（大阪） 浜垣真也（京都） 森 徹（東京都・東京）	真田文人（広島） 中山稔規（兵庫県） 舛田雅彦（札幌）	瀬古宜春（神奈川県） 馬場基尚（四国・香川県） 三浦邦俊（福岡県）
理 事	足立政孝（富山県） 石原栄一（群馬） 大森克磨（大分県） 窪田良弘（函館） 関口和正（埼玉） 田中繁夫（和歌山） 富永正一（宮崎県） 中村寿夫（島根県） 西村正男（鳥取県） 平井建志（滋賀） 廣瀬理夫（千葉県） 松尾弘志（佐賀県） 元木 徹（東京都・第一東京）	安藤友人（岐阜県） 石割 誠（静岡県） 小澤義彦（山梨県） 佐藤泰弘（大阪） 平 哲也（新潟県） 塚越正光（三重） 中西祐一（金沢） 成川 毅（旭川） 沼田 徹（青森県） 平野浩視（栃木県） 福元紳一（鹿児島県） 宮本健治（福井） 森 美穂（愛知県）	石川 哲（岩手） 大土 弘（岡山） 北川和彦（長野県） 柴田一宏（秋田） 高木絹子（熊本県） 当真良明（沖縄） 中村友次郎（山口県） 西村香苗（奈良） 半田 稔（山形県） 平間浩一（福島県） 松浦 護（釧路） 茂木博男（茨城県） 山下俊夫（長崎県）
監 事	馬場俊一（神奈川県）	藤原宏高（東京都・第二東京）	和田義博（公認会計士協同組合）

【令和3年度 役員一覧】

役 職	氏名及び所属		
理 事 長	宮寄良一（愛知県）		
副 理 事 長	石原真二（愛知県） 堀越 孝（東京都・第一東京）	大砂裕幸（大阪） 吉田繁實（東京都・第二東京）	下谷 收（東京都・東京）
専 務 理 事	江口陽三（大阪） 森 徹（東京都・東京）	久志本修一（愛知県） 脇奈穂子（東京都・第一東京）	鶴田信一郎（東京都・第二東京）
常 務 理 事	青木康郎（神奈川県） 鈴木茂生（東京都・第二東京） 中山稔規（兵庫県） 三浦邦俊（福岡県）	木内哲郎（京都） 瀬川武生（大阪） 馬場基尚（四国・香川）	兒玉浩生（広島） 武田初江（仙台） 舛田雅彦（札幌）
理 事	荒川誠司（茨城県） 石原栄一（群馬） 大土 弘（岡山） 金城智誉（沖縄） 柴田一宏（秋田） 関口和正（埼玉） 高野正幸（福島県） 中西祐一（金沢） 成川 毅（旭川） 沼田 徹（青森県） 半田 稔（山形県） 廣瀬理夫（千葉県） 宮本健治（福井）	安藤友人（岐阜県） 石割 誠（静岡県） 小澤義彦（山梨県） 窪田良弘（函館） 白石資朗（山口県） 平 哲也（新潟県） 塚越正光（三重） 中村寿夫（島根県） 西村香苗（奈良） 馬場竹彦（鹿児島県） 平井建志（滋賀） 松浦 護（釧路） 森 美穂（愛知県）	石川 哲（岩手） 太田治夫（東京都・東京） 金子 肇（長野県） 佐藤泰弘（大阪） 新原次郎（宮崎県） 高木絹子（熊本県） 富山信彦（和歌山） 鍋谷博志（富山県） 西村正男（鳥取県） 原口祥彦（大分県） 平野浩視（栃木県） 松尾弘志（佐賀県） 山下俊夫（長崎県）
監 事	小笠原勝也（東京都・第一東京）	馬場俊一（神奈川県）	神林克明（公認会計士協同組合）

【令和4年度 役員一覧】

役 職	氏名及び所属		
理 事 長	宮 崎 良 一 (愛知県)		
副 理 事 長	石原真二 (愛知県) 堀越 孝 (東京都・第一東京)	大砂裕幸 (大阪) 吉田繁實 (東京都・第二東京)	下 谷 收 (東京都・東京)
専 務 理 事	江口陽三 (大阪) 森 徹 (東京都・東京)	久志本修一 (愛知県) 協奈穂子 (東京都・第一東京)	鶴田信一郎 (東京都・第二東京)
常 務 理 事	青木康郎 (神奈川県) 鈴木茂生 (東京都・第二東京) 中山稔規 (兵庫県) 三浦邦俊 (福岡県)	木内哲郎 (京都) 瀬川武生 (大阪) 馬場基尚 (四国・香川)	兒玉浩生 (広島) 武田初江 (仙台) 舛田雅彦 (札幌)
理 事	荒川誠司 (茨城県) 石原栄一 (群馬) 大土 弘 (岡山) 金城智誉 (沖縄) 柴田一宏 (秋田) 関口和正 (埼玉) 高野正幸 (福島県) 中西祐一 (金沢) 成川 毅 (旭川) 沼田 徹 (青森県) 半田 稔 (山形県) 廣瀬理夫 (千葉県) 宮本健治 (福井)	安藤友人 (岐阜県) 石割 誠 (静岡県) 小澤義彦 (山梨県) 窪田良弘 (函館) 白石資朗 (山口県) 平 哲也 (新潟県) 塚越正光 (三重) 中村寿夫 (島根県) 西村香苗 (奈良) 馬場竹彦 (鹿児島県) 平井建志 (滋賀) 松浦 護 (釧路) 森 美穂 (愛知県)	石川 哲 (岩手) 太田治夫 (東京都・東京) 金子 肇 (長野県) 佐藤泰弘 (大阪) 新原次郎 (宮崎県) 高木絹子 (熊本県) 富山信彦 (和歌山) 鍋谷博志 (富山県) 西村正男 (鳥取県) 原口祥彦 (大分県) 平野浩視 (栃木県) 松尾弘志 (佐賀県) 山下俊夫 (長崎県)
監 事	小笠原勝也 (東京都・第一東京)	馬場俊一 (神奈川県)	神林克明 (公認会計士協同組合)

【令和5年度 役員一覧】

役 職	氏名及び所属		
理 事 長	太田治夫 (東京都・東京)		
副 理 事 長	石原真二 (愛知県) 森 徹 (東京都・東京)	江口陽三 (大阪) 協奈穂子 (東京都・第一東京)	鶴田信一郎 (東京都・第二東京)
専 務 理 事	川村和久 (大阪) 鈴木茂生 (東京都・第二東京)	久志本修一 (愛知県) 前川 晶 (東京都・第一東京)	佐藤貴則 (東京都・東京)
常 務 理 事	青木康郎 (神奈川県) 日下部和弘 (京都) 三浦邦俊 (福岡県) 渡辺光夫 (香川県)	尾崎行正 (東京都・第一東京) 兒玉浩生 (広島) 村上英樹 (兵庫県)	木下尊氏 (札幌) 成末奈穂 (大阪) 森田純也 (仙台)
理 事	朝田啓祐 (徳島) 石割 誠 (静岡県) 梶村龍太 (長崎県) 金城智誉 (沖縄) 近藤公人 (滋賀) 新谷俊彦 (大阪) 須山通治 (岩手) 高木絹子 (熊本県) 塚越正光 (三重) 鍋谷博志 (富山県) 西村正男 (鳥取県) 馬場竹彦 (鹿児島県) 平野浩視 (栃木県) 松本成輔 (山梨県) 森 美穂 (愛知県)	荒川誠司 (茨城県) 岩崎淳司 (高知) 金子 肇 (長野県) 窪田良弘 (函館) 坂井美紀夫 (金沢) 新原次郎 (宮崎県) 関口和正 (埼玉) 高野正幸 (福島県) 富山信彦 (和歌山) 成川 毅 (旭川) 沼田 徹 (青森県) 原口祥彦 (大分県) 松浦 護 (釧路) 宮崎良一 (愛知県)	安藤友人 (岐阜県) 上田和義 (山口県) 河内 理 (愛媛) 紺 正行 (群馬) 柴田一宏 (秋田) 杉本秀介 (岡山) 平 哲也 (新潟県) 田中伸一郎 (東京都・第二東京) 中村寿夫 (島根県) 西村香苗 (奈良) 野中 篤 (千葉県) 半田 稔 (山形県) 松尾弘志 (佐賀県) 宮本健治 (福井)
監 事	新井賢治 (埼玉)	吉田繁實 (東京都・第二東京)	神林克明 (公認会計士協同組合)

【令和6年度 役員一覧】

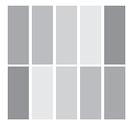
役 職	氏名及び所属		
理 事 長	太田治夫 (東京都・東京)		
副 理 事 長	江口陽三 (大阪) 森 徹 (東京都・東京)	鶴田信一郎 (東京都・第二東京) 脇奈穂子 (東京都・第一東京)	服部一郎 (愛知県)
専 務 理 事	川村和久 (大阪) 鈴木茂生 (東京都・第二東京)	久志本修一 (愛知県) 前川 晶 (東京都・第一東京)	佐藤貴則 (東京都・東京)
常 務 理 事	青木康郎 (神奈川県) 兒玉浩生 (広島) 丸尾正美 (札幌) 森田純也 (仙台)	尾崎行正 (東京都・第一東京) 白石一郎 (香川県) 三浦邦俊 (福岡県)	日下部和弘 (京都) 成末奈穂 (大阪) 村上英樹 (兵庫県)
理 事	朝田啓祐 (徳島) 岩崎淳司 (高知) 金子 肇 (長野県) 窪田良弘 (函館) 坂井美紀夫 (金沢) 新原次郎 (宮崎県) 関口和正 (埼玉) 高野正幸 (福島県) 塚越正光 (三重) 鍋谷博志 (富山県) 沼田 徹 (青森県) 馬場竹彦 (鹿児島県) 人見光一 (茨城県) 松尾弘志 (佐賀県) 宮本健治 (福井)	安藤友人 (岐阜県) 上田和義 (山口県) 河内 理 (愛媛) 紺 正行 (群馬) 柴田一宏 (秋田) 杉本秀介 (岡山) 平 哲也 (新潟県) 竹本康志 (旭川) 富山信彦 (和歌山) 西村香苗 (奈良) 野中 篤 (千葉県) 原口祥彦 (大分県) 平野浩視 (栃木県) 松本成輔 (山梨県)	石割 誠 (静岡県) 梶村龍太 (長崎県) 金城智誉 (沖縄) 近藤公人 (滋賀) 新谷俊彦 (大阪) 須山通治 (岩手) 高木絹子 (熊本県) 田中伸一郎 (東京都・第二東京) 中村寿夫 (島根県) 西村正男 (鳥取県) 服部千鶴 (愛知県) 半田 稔 (山形県) 松浦 護 (釧路) 宮寄良一 (愛知県)
監 事	新井賢治 (埼玉)	吉田繁實 (東京都・第二東京)	神林克明 (公認会計士協同組合)

全国弁護士協同組合連合会単位協同組合一覧

(JIS X 0401による都道府県コード順) 作成 / 令和6年12月13日

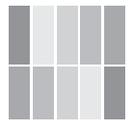
	組合名	設立	理事長名	〒	住所	電話番号	FAX番号
1	旭川	H15.7.18	竹本 康志	070-0901	旭川市花咲町4 旭川弁護士会内	0166-51-9527	0166-46-8708
2	札幌	S49.2.21	丸尾 正美	060-0001	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7階 札幌弁護士会内	011-281-2428	011-281-4823
3	函館	H23.3.28	窪田 良弘	040-0031	函館市上新川町1-3	0138-41-0232	0138-41-3611
4	釧路	H8.4.1	松浦 護	085-0824	釧路市柏木町4-3	0154-41-0214	0154-41-0225
5	青森県	H11.4.1	伊藤 佑輔	030-0861	青森市長島1-3-1 日赤ビル5階	017-777-7285	017-722-3181
6	岩手	H10.10.20	八木橋伸之	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2階	019-623-5005	019-623-5035
7	宮城	S47.11.29	森山 博	980-0811	仙台市青葉区一番町2-9-18 仙台弁護士会館内	022-711-8236	022-726-2545
8	秋田	H12.4.7	柴田 一宏	010-0951	秋田市山王6-2-7 秋田弁護士会内	018-862-3770	018-823-6804
9	山形県	H9.12.25	半田 稔	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANA BEANS 8階	023-622-2234	023-635-3685
10	福島県	H11.3.30	高野 正幸	960-8115	福島市山下町4-24 弁護士会館内	024-534-2334	024-536-7613
11	茨城県	H7.9.29	人見 光一	310-0062	水戸市大町2-2-75 茨城県弁護士会館内	029-221-3501	029-227-7747
12	栃木県	H12.12.25	平野 浩視	320-0845	宇都宮市明保野町1-6	028-689-9000	028-689-9018
13	群馬	H6.10.31	石原 栄一	371-0026	前橋市大手町3-6-6 群馬弁護士会館内	027-233-4804	027-234-7425
14	埼玉	H4.7.1	松本 輝夫	330-0063	さいたま市浦和区高砂4-7-20 埼玉弁護士会館内	048-863-5255	048-866-6544
15	千葉県	S55.2.22	廣瀬 理夫	260-0013	千葉市中央区中央4-13-9 千葉県弁護士会内	043-227-8431	043-225-4860
16	東京都	S43.4.11	田中伸一郎	100-0013	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階	03-3581-1218	03-3581-1373
17	神奈川県	S48.9.27	三浦 修	231-0021	横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会館内	045-211-7712	045-211-7718
18	新潟県	S58.9.2	平 哲也	951-8062	新潟市中央区西堀前通一番町703 西堀一番町ビル	025-222-5533	025-223-2269
19	富山県	H2.2.2	鍋谷 博志	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会内	076-421-4811	076-421-4896
20	石川県	H9.3.21	坂井美紀夫	920-0937	金沢市丸の内7-36	076-221-0242	076-222-0242
21	福井	H9.3.21	八木 宏	910-0004	福井市宝永4-3-1 サクラNビル7階 福井弁護士会内	0776-23-5255	0776-23-9330
22	山梨県	S55.12.16	松本 成輔	400-0032	甲府市中央1-8-7 山梨県弁護士会内	055-235-7202	055-235-7204

23	長野県	S61.12.25	金子 肇	380-0872	長野市妻科432	026-232-2104	026-232-3653
24	岐阜県	H5.9.22	浅井 直美	500-8811	岐阜市端詰町22 岐阜県弁護士会内	058-265-0020	058-265-4100
25	静岡県	H6.12.27	石割 誠	420-0853	静岡市葵区追手町10-80 静岡県弁護士会館3階	054-275-1766	054-275-1767
26	愛知県	S47.3.27 改名 H17.6.1	服部 一郎	460-0001	名古屋市中区三の丸1-4-2 愛知県弁護士会館内	052-231-1760	052-203-9527
27	三重県	H9.9.5	塚越 正光	514-0036	津市丸之内養正町1-1	059-228-2232	059-227-4675
28	滋賀県	H8.10.3	近藤 公人	520-0051	大津市梅林1丁目3-3	077-511-4015	077-522-2908
29	京都府	S54.6.7	日下部和弘	604-0971	京都市中京区富小路通丸太町下ル 京都弁護士会館内	075-212-9036	075-223-1804
30	大阪府	S45.3.11	江口 陽三	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館内	06-6364-8208	06-6364-1693
31	兵庫県	S52.7.22 改名 H11.4.1	藤掛 伸之	650-0016	神戸市中央区橋通1-4-3 兵庫県弁護士会館内	078-341-8941	078-351-6651
32	奈良県	S62.5.12	西村 香苗	630-8213	奈良市登大路町35 奈良地方裁判所構内	0742-26-4088	0742-26-4088
33	和歌山県	S57.3.2	富山 信彦	640-8144	和歌山市四番丁5 和歌山弁護士会館内	073-432-0986	073-436-5322
34	鳥取県	H16.7.2	西村 正男	680-0011	鳥取市東町2-211	0857-22-3912	0857-22-3920
35	島根県	H11.7.21	中村 寿夫	690-0886	松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル7階	0852-21-3225	0852-21-3398
36	岡山県	S48.6.8	杉本 秀介	700-0807	岡山市北区南方1-8-29 岡山弁護士会館内	086-223-4401	086-223-6566
37	広島県	S60.3.5	水中 誠三	730-0012	広島市中区上八丁堀2-73	082-228-0230	082-228-0418
38	山口県	H9.4.1	上田 和義	753-0045	山口市黄金町2-15	083-922-0087	083-928-2220
39	徳島県	R5.4.6	朝田 啓祐	770-0855	徳島市新蔵町1-31 徳島弁護士会館内	088-652-5768	088-652-3730
40	香川県	H1.1.23 改名 R5.12.12	白井 一郎	760-0033	高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館内	087-822-3693	087-823-3878
41	愛媛県	R5.4.3	丸山 征寿	790-0003	松山市三番町4-8-8 愛媛弁護士会館内	089-941-6279	089-941-4110
42	高知県	R5.4.3	岩崎 淳司	780-0928	高知市越前町1-5-7 高知弁護士会館内	088-872-0324	088-872-0838
43	福岡県	S62.7.1	三浦 邦俊	810-0044	福岡市中央区六本松4-2-5	092-741-6416	092-715-3207
44	佐賀県	H11.6.24	松尾 弘志	840-0833	佐賀市中の小路7-19 佐賀県弁護士会館内	0952-24-3411	0952-25-7608
45	長崎県	H9.5.1	梶村 龍太	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル4階	095-824-3903	095-824-3967
46	熊本県	H4.5.14	高木 絹子	860-0078	熊本市中央区京町1-13-11	096-356-9509	096-327-8181
47	大分県	H15.9.8	原口 祥彦	870-0047	大分市中島西1-3-14	097-536-1458	097-538-0462
48	宮崎県	H16.8.26	新原 次郎	880-0803	宮崎市旭1-8-45	0985-22-2466	0985-22-2449
49	鹿児島県	H9.6.20	笹川 竜伴	892-0815	鹿児島市易居町2-3	099-219-4670	099-223-7315
50	沖縄県	H11.4.5	金城 智誉	900-0014	那覇市松尾2-2-26-6 沖縄弁護士会内	098-865-3737	098-865-3636



各地弁護士協同組合のご紹介

(JIS X 0401による都道府県コード順)



さ く い ん

旭川弁護士協同組合	51	愛知県弁護士協同組合	77
札幌弁護士協同組合	52	三重弁護士協同組合	78
函館弁護士協同組合	53	滋賀弁護士協同組合	79
釧路弁護士協同組合	54	京都弁護士協同組合	80
青森県弁護士協同組合	55	大阪弁護士協同組合	82
岩手弁護士協同組合	56	兵庫県弁護士協同組合	83
仙台弁護士協同組合	57	奈良弁護士協同組合	84
秋田弁護士協同組合	58	和歌山弁護士協同組合	85
山形県弁護士協同組合	59	鳥取県弁護士協同組合	86
福島県弁護士協同組合	60	島根県弁護士協同組合	87
茨城県弁護士協同組合	61	岡山弁護士協同組合	88
栃木県弁護士協同組合	62	広島弁護士協同組合	89
群馬弁護士協同組合	63	山口県弁護士協同組合	90
埼玉弁護士協同組合	64	徳島弁護士協同組合	91
千葉県弁護士協同組合	65	香川県弁護士協同組合	92
東京都弁護士協同組合	66	愛媛弁護士協同組合	93
神奈川県弁護士協同組合	68	高知弁護士協同組合	94
新潟県弁護士協同組合	69	福岡県弁護士協同組合	95
富山県弁護士協同組合	70	佐賀県弁護士協同組合	96
金沢弁護士協同組合	71	長崎県弁護士協同組合	97
福井弁護士協同組合	72	熊本県弁護士協同組合	98
山梨県弁護士協同組合	73	大分県弁護士協同組合	99
長野県弁護士協同組合	74	宮崎県弁護士協同組合	100
岐阜県弁護士協同組合	75	鹿児島県弁護士協同組合	101
静岡県弁護士協同組合	76	沖縄弁護士協同組合	102

旭川弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	75名	76名	99%
法人	5法人	12法人	42%

出資総額

80万円

役員

理事長 1名 副理事長 1名 専務理事 1名
理事 2名 監事 2名

組織

総会、理事会

これまでの事業

過去にはジンギスカンとジンギスカン鍋のセットや蕎麦と鴨肉のセットなど特産品の販売も試みましたが、成功には至らず、記録の謄写や書籍の斡旋販売が主たる事業となっている。

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

現時点ではありません。

現在特に取り組んでいるものはありますか

特産品の販売や関係業者との提携などを検討している。

謄写事業の現状

事務委託を受けて旭川弁護士会職員（正社員）が、本庁の謄写サービスを行っている。紋別支部、稚内支部、留萌支部、名寄支部、富良野支部においては、事務委託を受けて旭川弁護士会職員（パート）が、謄写サービスを行っている。

組合員への利益還元

今後の検討課題である。

若手組合員への取り組み

今後の検討課題である。

組合の特色

記録の謄写や書籍の斡旋販売が主たる事業であり、今のところ、経営状態は良好であるが、新規事業の展開や組合員への利益の還元などが課題となっている。

今後の抱負

若手組合員らから協同組合の活性化の要望があり、令和6年度に役員を一新することとなった。今後は若手役員を中心に、新規事業に取り組むなど協同組合の活性化が図られることを期待している。

全弁協への要望

各組合や組合員にとって有益な事業をご検討いただきたい。

札幌弁護士協同組合

組合員数など 令和7年3月31日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	821名	862名	95%
法人	45法人	83法人	54%

出資総額

2,598万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 常務理事 4名
理事 9名 監事 2名

組織

総会・理事会
理事会を中心に運営。理事の任期は2年。担当職員と業務は弁護士会事務局に業務委託。

これまでの事業

謄写事業、書籍等あっせん販売、保険事業。

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

特になし

謄写事業の現状

入札により管内裁判所本庁、7支部。札幌地検本庁、3支部にコピー機設置。主要箇所には職員配置。

組合員への利益還元

ボウリング大会やゴルフコンペ開催。弁護士日誌・業務便覧配布。
人間ドック補助金支給など。

若手組合員への取り組み

新入会員には出資口数に応じて六法を配布。

組合の特色

特約店会独自の活動が活発であり、組合員対象に研修会やビール会など開催。

今後の抱負

特約店会と個々の組合員との関係をより身近で密接なものにしていきたい。

全弁協への要望

各組合のユニークな取り組みや成功例などを共有化していただきたい。

函館弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	48名	51名	94%
法人	2法人	3法人	67%

出資総額

50万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 2名 監事 1名

組織

総会 理事会
理事会を中心に運営しており、実務は函館弁護士会に委託しております。

これまでの事業

検察庁（本庁）の謄写事業
書籍の斡旋販売
保釈保証書発行事業等

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

検討中です。

現在特に取り組んでいるものはありますか

コピー機の新紙幣対応

謄写事業の現状

函館地方検察庁（本庁）にコピー機3台を設置しています。
函館地方裁判所（本庁）では、一般事業者のコピー機1台の設置、管理を委託しています。
謄写の料金は、組合員は、1枚当たり白黒20円、カラー50円です。
組合員以外は、1枚当たり白黒60円、カラー80円で、合わせて印紙、郵送料等の実費負担をお願いしています。

組合員への利益還元

弁護士会の各種厚生事業（宿泊研修、野球部活動）へ助成しています。

若手組合員への取り組み

特に検討しておりません。

組合の特色

函館弁護士協同組合は、全弁協の中でも比較的新しい組合です。
80%弱の加入率でスタートしましたが、各種事業の実施により少しずつ組合員が増加し、現在は上記の加入率に至っております。

今後の抱負

既存の事業を堅実に実行しつつ、今後の事業展開を検討していきたいと存じます。

全弁協への要望

単協の事業について引き続き情報提供をお願い致します。

釧路弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	84名	84名	100%
法人	12法人	13法人	92%

出資総額

96万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 2名
監事 2名

組織

総会 理事会
理事会を中心に運営しております。
実際の業務は釧路弁護士会に業務委託し、釧路弁護士会の事務局が担当しています。

これまでの事業

特産物の販売
書籍の斡旋販売
裁判所（本庁及び支部）の謄写事業

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

組合設立30年を迎え、原点に戻って活動全体を見直しています。

謄写事業の現状

管内裁判所（釧路・帯広・北見・網走・根室）に計5台コピー機を設置し、謄写に対応しています。組合員以外の代行謄写は、釧路・帯広のみ行っており、料金は白黒1枚70円、2色刷り1枚90円、カラー1枚110円として事業をしています。

組合員への利益還元

全組合員に対し、民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準（通称「赤い本」）、交通事故損害額算定基準（通称「青い本」）の配布

若手組合員への取り組み

何か出来ないか検討中です。

組合の特色

組合設立以来、全員参加の弁護士会として、協同組合の事業に当たってきている。

今後の抱負

理事の新旧交代を早めて若返りをはかり、新企画や組合員への一層の利益還元を行なっていきたい。

全弁協への要望

引き続き、小規模な弁護士協同組合が実施できる事業についての提案や指導をお願いしたい。

青森県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	111名	111名	100%
法人	5法人	9法人	56%

出資総額

116万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 6名 監事 2名

組織

総会

理事会 審議すべき事項があるときに開催しています。簡単な案件(組合加入の承認等)については持ちまわりで審議します。

事務局 青森県弁護士会の職員が、業務委託に基づき、日常の業務を行っています。

謄写事業の現状

本庁、弘前支部、八戸支部が窓口となり、謄写事業を行っています。コピー機は、検察庁の本庁、各支部に設置しており、料金は、白黒1枚20円(サイズ関係なし)、カラー1枚30円(サイズ関係なし)となります。

組合員への利益還元

「弁護士日誌、弁護士業務便覧」または「訟廷日誌(訴訟便覧付)」のいずれかを組合員に貸与しています。

若手組合員への取り組み

特に行っていませんが、若手組合員が増加していますので、世代交替も視野に入れながら、組合の活動に積極的に参加してもらう体制を作っていくと考えています。

組合の特色

設立して満25年を経過しましたが、ささやかながらも黒字経営を続けています。日常の業務は県弁護士会に委託し、委託料も納めています。設立当初は、収益の半分近くをりんご販売斡旋手数料に頼っていましたが、設立3年後からはその依存度も低くなり、現在は、取扱と販売を終了しております。現在は、設立当初より図書販売斡旋各種保険取扱、クレジット手数料収入が増加しております。また、平成22年度から謄写事業も手がけ、収益は大幅に増加しました。しかし、いずれ謄写事業は衰退すると思われるので、その収益をあてにしない事業計画を立てていきたいと考えています。小規模ながらも手堅い経営を目指しているのが、当組合の特色です。

全弁協への要望

当組合のような小規模単協の収益にもつながるような事業を展開していただきたいと思います。また、有益な情報の提供もお願いいたします。

岩手弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	106名	112名	95%
法人	3法人	9法人	33%

出資総額

113万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 3名 監事 2名

組織

総会、理事会
理事会中心に運営しています。
実際の業務は岩手弁護士会に業務委託し、弁護士会の事務局に担当してもらっています。

これまでの事業

裁判所、検察庁への出張謄写事業
書籍等の共同購買・販売斡旋事業
全弁協の事業への協力

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

特になし

謄写事業の現状

裁判所（本庁、支部）と検察庁（本庁、支部）において、出張謄写事業を行っています。令和5年度の謄写依頼件数は、88件でした。
具体的には、組合で謄写依頼を受け付け、委託事務員（現在3名）に委託し、謄写を行っています。料金は、基本料1件につき、2,500～20,000円（謄写場所により異なります。）、白黒1枚40円、カラー1枚120円となっています。併せて印紙代・郵送代の実費がかかります。

組合員への利益還元

繰越金が一定程度あることから、組合員への利益還元をすべきとも思われますが、単年度の利益が少なく、繰越金の取り崩しに躊躇すること、全組合員に納得してもらえる還元方法が見当たらないことなどから、組合員への利益還元は行っていません。

若手組合員への取り組み

特別な取り組みをしなくても、弁護士会に入会する若手弁護士のほとんどが、組合に加入してくれています。

組合の特色

岩手県は県土が広く、移動にも時間を要することから、これまで出張謄写に対する依頼は相当数あり、これが当組合の特色ともなっていたものと思います。
ただ、今後e-裁判が進むと、出張謄写の依頼は減るのかもしれませんが。

今後の抱負

現在実施している事業に加え、新規の事業に取り組みればと思っています。

全弁協への要望

これまで実施して来られた保釈保証書発行、民事保全 bond、成年後見人信用保証のような弁護士業務に密接に関連した事業に今後も取り組んでいただきたいです。
また、当組合のように、新規事業に踏み出せていない組合に対して、全国の各単協の事業に関する情報の提供をお願いしたいです。

仙台弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	492名	492名	100%
法人	31法人	33法人	94%

出資総額

3,409万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 常務理事 2名 理事 7名
監事 3名

組織

総会 理事会 常務会
理事会を中心に運営しており、事務処理は仙台弁護士会から出向している事務局職員が担当しています。

これまでの事業

事務用品等販売
裁判所・検察庁（本庁及び支部）の謄写事業
書籍の斡旋販売等
融資事業
共済事業
福利事業

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

特約店の増加や当組合が企画して主催する飲食販売イベントです。

謄写事業の現状

県内の裁判所・検察庁（本庁・古川・石巻・気仙沼）に合計14台のコピー機を設置し、各所での謄写に対応しています。委託謄写も行っておりますので、謄写ご希望の方は仙台弁護士協同組合にお問い合わせください。裁判所内セルフコイン式は、組合員・組合員以外いずれも白黒1枚20円、カラー1枚30円となります。検察庁では、組合員・組合員外の料金は異なり、組合員は白黒1枚20円、カラー1枚60円、組合員以外は白黒1枚30円、カラー1枚70円となります。

組合員への利益還元

弁護士業務便覧の備付や健康診断費用の一部負担を行っています。

若手組合員への取り組み

新入会員のガイダンスにおいて協同組合の趣旨や事業内容の案内を行っています。また、若手会員が利用しやすい融資として100万円、30万円の融資枠を設定しています。

組合の特色

当組合は仙台弁護士会会員の全員が加入しております。多種多様な業者と特約店契約を締結し、組合員に弁護士業務に役立つもののほか様々な商品役務を提供できるようにしています。

今後の抱負

謄写事業が当組合の収益の中心となっている中で近時は謄写事業の減少が顕著となっていることから、他の収益事業を模索すべく様々な事業を検討しているところであり、その一つとしてキッチンカーやテント設置による飲食販売を始めました。

全弁協への要望

当組合を含め多くの単協が謄写事業に頼っていることと思います。今後謄写事業は減少が見込まれる中で組合員の利用を促すことに成功した各事業の事例などあれば、情報提供いただければと思います。

秋田弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	77名	77名	100%
法人	2法人	3法人	67%

出資総額

79万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 4名
監事 2名

組織

総会・理事会

これまでの事業

謄写事業、共同購買・斡旋事業、全弁協との提供事業の案内

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

特になし

謄写事業の現状

謄写担当職員（パート）が裁判所・検察庁各本庁において謄写サービスを行っている他、組合員のため検察庁各支部にコピー機を設置している。

組合員への利益還元

ここ数年は財政的にゆとりがないため行っていない。

若手組合員への取り組み

特になし

組合の特色

弁護士会会員のほぼ全てが組合員となっており、謄写事業の需要は大きく利用件数も安定してきている。小規模組合であるため、具体的な事務作業については弁護士会に業務委託をして行ってもらっている。

今後の抱負

組合の財政の基盤となっている謄写事業のよりいっそうの利用拡充をはかっていくとともに、全弁協が実施している保釈保証書発行事業や弁護士成年後見人信用保証制度の利用促進をはかるため継続的に周知していきたい。また、全国の弁護士協同組合の取組に注視し、組合員の福利厚生のために様々な情報を発信していきたい。

全弁協への要望

組合員にとって有益な事業の紹介をしていただきたい。また、小規模組合の場合、単体では取り組みが困難なことが多いため、全弁協が実施し各組合がその事務の一部を負担するというような事業の実施について検討していただきたい。

山形県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	100名	101名	99%
法人	2法人	6法人	33%

出資総額

102万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 3名 監事 2名

組織

年に1回定期総会を開催し、年に2～3回開催の理事会で運営しており、理事長は弁護士会会長経験者が就任しています。実際の業務は山形県弁護士会に業務委託し、弁護士会の事務局が担当しています。

これまでの事業

- ・ 謄写事業
- ・ 書籍販売斡旋事業
- ・ 物産販売斡旋事業（「さくらんぼ」・「ラ・フランス」）
- ・ 全弁協提携事業
- ・ 単協独自事業

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

特になし

謄写事業の現状

県内の裁判所・検察庁の本庁及び3支部（山形・米沢・鶴岡・酒田）に合計10台のコピー機を設置し、各所での謄写に対応しています。料金は、白黒1枚20円、カラー1枚40円となっております。また、本庁のみの対応となりますが、組合員以外の代行謄写も行っておりますので、ご希望の方は当組合までお問い合わせください。

組合員への利益還元

設立初年度から模範六法などの無償貸与を全組合員へ実施しています。また、給茶機やオーディオ機器を弁護士会館に設置し、会議の際に組合員が利用できるようにしています。

若手組合員への取り組み

特になし

組合の特色

組合員数100名の小さな協同組合ですが、おかげさまで、特産品（「さくらんぼ」、「ラ・フランス」）販売の斡旋は全国1位となっております。

弁護士会企画の講演の際、講師関連の書籍販売などは組合が引き受けています。

設立当初から組合員と弁護士会の福利厚生、教育事業に役立っています。

今後の抱負

事業を拡大し、さらに組合員及び弁護士会の役に立つ協同組合を目指していきたいと考えております。

全弁協への要望

各地の協同組合で実施し成功した事業などを紹介していただければありがたいです。

福島県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	185名	188名	98%
法人	13法人	20法人	65%

出資総額

198万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 6名 監事 3名

組織

福島県弁護士会は、福島県の県土が広く、また、歴史的背景もあって、6つの支部の独立性が強く、当組合も6つの支部の連合体的な色彩があります。各支部から1名の理事選出を仰ぎ、各支部の意見を踏まえて運営しています。

これまでの事業

- ・書籍等の共同購買及び斡旋
- ・事件記録の謄写事業
- ・教育及び情報提供事業
- ・福利厚生に関する事業
- ・保釈保証書発行事業の取り次ぎ

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

特になし

謄写事業の現状

県内の裁判所及び検察庁（福島・郡山・白河・会津若松・いわき・相馬）に係属している事件記録の謄写に対応しています。組合員以外の代行謄写も行っております。

【謄写料金】

裁判所—白黒A4 1枚50円、白黒A3 1枚70円、カラーA4 1枚90円、カラーA3 1枚150円

検察庁—白黒A4 1枚50円、白黒A3 1枚70円、カラーA4 1枚130円、カラーA3 1枚230円

組合員への利益還元

当組合設立以来、模範六法を組合員に配布しています。

今後もこれを継続し、更なる還元を図りたいと考えています。

ただし、令和4年度から新規組合員に限定して配布し、その翌年には全組合員に配布するなどして、これを繰り返すことにしております。

若手組合員への取り組み

特になし

組合の特色

設立当初は、母体の弁護士会と同じく、小規模の和気藹々とした組織でしたが、近年の若手組合員の急増に対し、対応していく必要を感じています。

今後の抱負

弁護士活動の福利厚生面を担う存在としてふさわしい組織であり続けられるよう、時代・環境に柔軟に対応していきたいと思っております。

全弁協への要望

特になし

茨城県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	295名	弁護士304名 外弁1名	96%
法人	15法人	23法人	65%

出資総額

604万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 常務理事 2名
理事 3名 監事 1名

組織

総会 理事会
理事会を中心に運営しています。実際の業務は茨城県弁護士会に業務委託し、弁護士会の事務局が担当しています。

これまでの事業

保釈保証書発行事業
弁護士会館への自動販売機設置・運営

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

特になし

謄写事業の現状

協同組合では行っていません。

組合員への利益還元

弁護士賠償責任保険事例集を無償配布。

若手組合員への取り組み

現在検討中

組合の特色

特になし

今後の抱負

役員の報酬、組合員への利益還元ができるような事業を行いたい。

全弁協への要望

保釈保証事業を行ったことによって、組合加入の勧誘が行いやすくなったことはありがたいと思っている。この後も新たな事業を検討してほしい。

栃木県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	218名	231名	94%
法人	14法人	22法人	64%

出資総額

263万円

役員

代表理事 1名 専務理事 1名 理事 3名 監事 2名

組織

総会、理事会を中心に運営を行っております。事務業務は栃木県弁護士会へ事業委託し、弁護士会事務局が担当しております。

これまでの事業

裁判所・検察庁（本庁及び支部）の謄写事業、書籍の斡旋販売等。損害保険事務代行、保釈保証書発行事業。

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

組合独自の取組は特になが、弁護士会の企画する研修等について積極的に共催・協賛している。

現在特に取り組んでいるものはありますか

組合独自の取組は特になが、弁護士会の企画する研修等について積極的に共催・協賛している。

謄写事業の現状

県内の裁判所・検察庁各所での謄写。

本庁、栃木支部、足利支部、大田原支部→謄写員対応。真岡支部→コピー機のみ設置。小山区検→コピー機等設置なし。

組合員の代行謄写料金（1枚あたり）白黒60円、カラー100円

組合員以外の代行謄写料金（1枚あたり）白黒80円、カラー120円

合わせて、印紙・郵便代の実費請求となります。

組合員への利益還元

教育事業：弁護士会と共催し研修会を実施

福利厚生：人間ドックへの助成、慶弔見舞金等支出

若手組合員への取り組み

今後検討を要するところですが、栃木県弁護士会も他の同規模の単位会と同様、毎年10名以上の会員が入会し、これに伴い組合員数も増加しており、この傾向は当面変わらないものと思われます。弁護士の業務は、収入面において常に不安定さが伴うものであることは否定できませんので、休業補償、福利厚生などを中心にできる限り組合員に利益を還元したいと思っておりますが、組合員のスキルアップのために研修の充実等も必要と考えています。

組合の特色

特色というべき組合活動は行っていないが、上記のとおり、組合員に対する研修会の実施や新しい分野の情報提供に努めることなどとともに、市民に対し弁護士・弁護士会活動を周知するための活動（シンポジウム等の開催）も考えていきたいと思っております。

今後の抱負

組合員が充実した弁護士活動を行えるよう組合員の業務等に対する不安を少しでも軽減するために、弁護士会と共同し、役割を分担することを積極的に検討していかなければならないと思っております。

また、そのためには謄写業務以外の業務の検討も不可欠と思っております。

全弁協への要望

協同組合の運営、会計、謄写業務以外の業務などについての小規模な単協にとっても有益な情報を理事会以外の方法でも提供していただけるようになれば幸いです。

群馬弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	307名	322名	95%
法人	12法人	24法人	50%

出資総額

459万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 10名 監事 2名

組織

総会、理事会
一応、理事会を中心に運営しているわけですが、2、3人が核となり、他の理事には、文書にて了解を得て、企画、実施している。

これまでの事業

実施事業

- 1 事務所開所などの時、銀行からの借り入れあっせん
 - 1 弁護士損害賠償等保険のあっせん
 - 1 提携クレジットカード利用のあっせん
 - 1 書籍販売のあっせん
 - 1 保釈保証事業（全弁協）へのあっせんです。
- 業務拡大については、慎重に、あくまで健全な予算を基本とした組合運営に徹していきます。

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

提携クレジットカードの利用促進

謄写事業の現状

謄写事業は群馬弁護士会が行っている。

組合員への利益還元

「損害賠償算定基準（赤い本）」の組合員への無料配布

若手組合員への取り組み

検討中

組合の特色

群馬弁護士協同組合は、近年の弁護士会会員の急増に連動して、組合員数が大きく増えています。現在では、個人として307名を越え、法人は12です。特に、若手会員の増加が顕著であり、その期待に対し、支援ができればと思っています。

また、組合員向けに書籍のあっせん販売や全弁協の保釈保証書発行事業を行っております。
今後は、新たな組合活動を進めていければと思います。

今後の抱負

組合員向けの勉強会、弁護士会と連携し地域で活躍する弁護士のサポート活動が出来ればと思っております。組合員同士の懇親につながるイベントを今後も考えていきたいと思っております。

書籍販売あっせんだけでなく、特約店も考えており、また群馬は、こんにゃくの生産が高く、富岡製糸工場跡の世界遺産認定にもあるとおり、織物が盛んであることから、スカーフ、ネクタイなど多数の特産品があり、全国にご紹介できる機会があれば、と思っております。

全弁協への要望

印紙、郵券販売業務以外の業務の実践例・成功例など、小規模な単協にとって有益な情報がございましたら、是非とも提供いただきたい。

埼玉弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	912名	990名	92%
法人	41法人	70法人	59%

出資総額

1,514万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 常務理事 3名
監事 2名

組織

総会、理事会

これまでの事業

共同購買事業、福利厚生事業、保釈保証書発行事業

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

埼玉県内特産品製造業者に対し、組合特約店契約の推進

謄写事業の現状

謄写事業は元々行っていない

組合員への利益還元

毎年、弁護士日誌の無償配布及び事務用品、防災グッズの配布

若手組合員への取り組み

新入会員に組合加入に関係なく弁護士日誌の無料配布

組合の特色

協同組合企画の勉強会開催など、組合員へのサービス向上に努力している

今後の抱負

組合員への利益還元に努め、組合員に喜ばれるか事業を開発する。

全弁協への要望

全国各地の弁護士協同組合がどのような事業を具体的に行っているか情報提供していただきたい。

千葉県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	788名	875名	90%
法人	23法人	50法人	46%

出資総額

1,051万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 常務理事 3名
理事 4名 監事 2名

組織

総会、理事会

これまでの事業

共同購買、斡旋事業

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

未検討

現在特に取り組んでいるものはありますか

ホームページの作成

謄写事業の現状

実施無し

組合員への利益還元

六法の無償貸与

若手組合員への取り組み

検討中

組合の特色

組合員がより良い弁護士活動を行うため、弁護士業務に関係する業者との特約店契約を推進している

今後の抱負

引き続き、組合員の弁護士活動に資する事業を進めていきたい

全弁協への要望

各組合及びその組合員にとって有益な事業をご検討いただきたい

東京都弁護士協同組合

組合員数など 令和6年3月31日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	19,415名	23,161名	84%
法人	444法人	786法人	56%

出資総額

1億1,532万4,000円

役員

理事長 1名 副理事長 3名 専務理事 3名
常務理事 8名 理事 25名 監事 4名(内員外監事1名)

組織

総代会・理事会・監事・執行部・諮問委員会・特別委員会（プロジェクトチーム）からなる。

現在、各種事業の推進のために5つの諮問委員会と10のプロジェクトチーム、3つのワーキンググループを設置し活動を行っている。

なお、委員会は諮問機関として執行部から諮問があったときに活動し、PTはその実働部隊として位置付けられており、PTよりもさらに迅速かつ機動的な対応が求められるものには必要に応じてWGを設置している。PT、WGについては必要に応じて新設し、役割を終えた場合には活動休止あるいは廃止するなど柔軟に対応している。

これまでの事業

(1) 広報購買系事業

① 特約店事業

- ・2024年3月31日現在の特約店149社。特約店登録にあたってはPTにおいて審査を行っている。
- ・DMサービス事業（単独DM・集合DM）を行っている。

② 情報発信事業

広報誌「Jump to Tomorrow」（年2回発行）、Webサイトによる情報発信。

(2) 共済系事業

① 保険事業

毎年新入会員向けに『弁護士のための保険・年金ハンドブック』を発行し配布、またWebサイトにも掲載して保険の加入促進を図る。

② 全弁協発行『弁護士日誌』を希望者へ無償配付

(3) 業務系事業

① 書籍出版事業

弁護士業務に役立つ書籍を企画・編集、「東弁協叢書」としてシリーズ化。

② 弁護士業務支援事業

- ・法律事務職員採用支援：「Legal Staff Bank Online」を実施。求職者の登録手続を完全オンライン化。
- ・異業種交流会：組合員と異業種の方々の仕事や人をつなぐ交流会
- ・婚活パーティ：独身組合員に対してプライベートな男女の出会いの場を提供。

③ 法律事務所賃貸事業

弁護士専用シェアオフィス（TLC本郷・TLC北千住）の運営。

④ 全弁協関連事業

- ・保釈保証書発行事業/弁護士成年後見人信用保証制度/特産品案内/物販取次

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

組合員にサービスを提供できる特約店と契約し、裁判のIT化に向けた法律事務所専門のサービスを展開している。

- ① インターネットセキュリティサービス
- ② PC（アプリケーション含む）の操作サポート
- ③ 日弁連情報セキュリティ規程への対応サポート

現在特に取り組んでいるものはありますか

- ・良質な特約店の拡大と既存の特約店の育成、充実した広報活動
- ・弁護士専用シェアオフィスの運営
- ・裁判のIT化に向けて、小・中規模の事務所を対象としたサポート事業

謄写事業の現状

謄写事業は行っていない。

組合員への利益還元

『弁護士日誌』の無償配布（希望者）を行っている。
組合員数が多いため、配当に代わる組合員への利益還元をどのような形で行っていくべきかは検討課題。

若手組合員への取り組み

- ・『弁護士のための保険・年金ハンドブック』の配布
 - ・異業種交流会、婚活パーティの開催
 - ・弁護士専用シェアオフィスの運営
- スマートフォン、インターネットの利用が圧倒的に多い若手世代に対し、今後は若手の意見を積極的に取り入れニーズにあった特約店の選定を行い、如何に組合の存在意義をアピールし、協同組合を利用・活用していただくかが検討課題。

組合の特色

- ・全国で最初に設立された弁護士協同組合（1968年4月11日設立）
- ・組合内に「労働保険事務組合」を置いている。
- ・新規出資に際しては持分調整金として加入金を徴収しており、組合脱退者には持分の返還を行っている。（組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定）
- ・東京三弁護士会の会員で構成され、現在三會会員の84%、約2万人が加入する大規模単協。
- ・職員9名。東弁協事務・シェアオフィスの運営のほかに全弁協から事務全般を委託されている。

今後の抱負

幅広い年代の組合員に対する福利厚生や利益還元を視野に入れながら、時代にあった事業のあり方を検討し、「仕事と暮らしのサポーター」としての協同組合の存在意義と活動を広く周知させ、一層の充実発展をめざします。

全弁協への要望

これからも組合員の皆様の「仕事と暮らし」をサポートする組合として、充実した事業を展開し、サービス拡充に努力していきますので、全弁協におかれてもご協力のほどよろしく願いいたします。
全ての単位協同組合が共に充実発展していくことを期待します。

神奈川県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	1,717名	1,774名	97%
法人	28法人	98法人	29%

出資総額

5,819万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 常務理事 3名
理事 10名 監事 3名

組織

総会・理事会・各種委員会…月1回の理事会を中心に運営しており、その他、総務・企画調査・融資・広報拡充・購買・福利厚生・保険の各委員会を設けている。事務は弁護士会職員が兼務している。

これまでの事業

書籍の斡旋販売・各種保険の案内・融資斡旋・小口融資・特約店契約・労働保険事務組合・保釈保証書発行事業・民事保全ボンド事業・バザー等

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

現在のところ検討していない。

現在特に取り組んでいるものはありますか

近年、新規特約店の開拓に力を入れている。横浜の銘菓や神奈川の特産品を扱う店、中華街の飲食店等に声をかけ、特約店加入を呼びかけている。少しずつではあるが、新規加入が増加している

謄写事業の現状

実施していない。

組合員への利益還元

- ①全組合員に弁護士日誌・業務便覧・訟廷日誌を配布
- ②判例検索システムの提供（本部）
- ③弁護士会本部・支部にコロナ対策として検温器・消毒噴霧器を提供

若手組合員への取り組み

加入10年以内の組合員に判例六法配布

組合の特色

- ①組合員向けの小口融資（1回100万円）を実施している。
- ②従来から毎年年末に、組合員から品物の提供を募って、バザーを開催している。それほど広く宣伝をしなくても、毎年1時間以内で売り切っている。
- ③「神弁協叢書」として弁護士会委員会・会員が著作・編集した本を出版している。
- ④特約店利用を活性化させるため、HPの閲覧数を増やすため、「特約店キャッシュバックキャンペーン」を行っている。

今後の抱負

- ①組合員への福利厚生をより充実させるべく、モノ・サービスの提供を検討していきたい。
- ②魅力的な特約店を充実させ、その特約店を利用してもらうことで組合にもより多くの手数料が入るよう、組合員への周知にもさらに努力していきたい。

全弁協への要望

- ①全国の単協の情報取りまとめや提供、全国の特約品の充実など、全弁協にしかできない取組みをより充実してもらいたい。
- ②電子組合員証により、組合員が全国の特約店でメリットを受けられる制度の構築を進めてもらいたい。例えば全弁協の特約店、全弁協が契約している全国の特産品を扱う単協特約店から全国の組合員が割引・割増を受けられるなど、できるところから始めてはどうかと思われる。

新潟県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	285名	292名	98%
法人	11法人	17法人	65%

出資総額

1,497万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 常務理事 1名
理事 8名 監事 2名

組織

総会、理事会、幹事会を中心に運営している。実際の業務は、専従職員1名及び新潟県弁護士会への業務委託により行っています。

これまでの事業

裁判所、検察庁の謄写事業。商品販売業者の紹介（名刺、デザイントイレットペーパー、事務用品など）。サービス提供者の紹介（動産買取業者、翻訳業者、全弁協サービスの紹介など）。書籍などの斡旋販売。貸貸業務等。労働保険事務。保釈保証書発行事業。

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

IT人材による法律事務所向けのサービス（コンサル、指導等）の提供（紹介、あっせん）を検討し、人材の募集等を行ったが実現には至っていない。

現在特に取り組んでいるものはありますか

上記のような取り組みを進めていきたい。

謄写事業の現状

受託謄写について、人材不足のため行えていない支部があり、現在、人材確保のための活動を進めている。コピー収入は減少傾向にある。

組合員への利益還元

従来、六法、赤本等に限られていたが、最近、防災グッズ、名刺、健康診断補助等、品目を増やし、選択できる個数も増やしている。組合員には好評。

商品は、福祉関係施設の物を選ぶなど、支援、連携も目的の一つにしている。

若手組合員への取り組み

組合加入のメリットを具体的に説明しており、加入しない若手はまれではないと思われる。

組合の特色

月1回は幹事会を開き、様々な課題や、新規事業について活発に議論している。

今後の抱負

Webサイト、Xなどを開設し、利便性、広報を強化してきたが、今後も進めたい。謄写減少に備え、継続的に安定的に収益の上がる事業を考えたい。新規商品、サービスは増加しているが、さらに進めたい。研修事業も行う予定。

全弁協への要望

e-裁判に向けて、全国で使用できるサービスの紹介や、新潟県内の事務所に来れる人材を紹介していただきたい。新潟在住の方がありがたい。

富山県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	130名	130名	100%
法人	7法人	13法人	46%

出資総額

680万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 6名 監事 2名

組織

総会、理事会
理事会を中心に運営しています。実際の業務は富山県弁護士会へ業務委託し、弁護士会の事務局に担当していただいています。

これまでの事業

1. 裁判所・検察庁（本庁及び支部）への複写機設置及び謄写事業
2. 組合員へのコピーカードの販売
3. 書籍の斡旋販売等
4. 保釈保証書発行事業
5. 特約店契約
6. 共済・保険等関係
7. 六法・赤い本等の貸与
8. 健康診断補助金・ETC取付補助・防犯設備取付補助

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

今のところありません。

現在特に取り組んでいるものはありますか

ありません。

謄写事業の現状

弁護士会事務局に事務委託し、本庁、高岡支部及び魚津支部において謄写サービスを行っています。

組合員への利益還元

六法、赤い本等の無償貸与、健康診断補助、防犯設備取付の補助。

若手組合員への取り組み

今のところありません。

組合の特色

裁判所、検察庁に設置する複写機にプリペイドカード方式を導入しており、組合員は、弁護士会事務局で購入したプリペイドカードを利用してコピーすることができます。

今後の抱負

今後も、利益を確保しながら、組合員の業務をサポートしていきたいと考えております。

全弁協への要望

引き続き、単位弁護士協同組合の運営に有益な事業の充実、情報の提供等をお願いいたします。

金沢弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	182名	185名	98%
法人	10法人	18法人	56%

出資総額

384万円

役員

代表理事 1名 理事 6名 監事 1名

組織

実際の業務は金沢弁護士会に委託しており事務局が行っている。

これまでの事業

書籍の斡旋販売、保釈保証書発行事業、特産物の斡旋販売、印紙郵券の販売等

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

従前、金沢弁護士会において謄写業務を行っていたが、2025年4月1日より当組合に事業が移管された。

謄写事業の現状

同上

組合員への利益還元

弁護士会主催の懇親会において、若手会員への会費の補助や飲料の提供等を行っている。

若手組合員への取り組み

弁護士会主催の懇親会において、若手会員に対し会費の補助を行っている。

今後の抱負

謄写事業の移管を円滑に実施したい。

また、民事訴訟のIT化に伴い、印紙郵券の販売額が減少すると思われるため、新規事業を行うなどして、財政の維持に努めたい。

福井弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	119名	119名	100%
法人	10法人	10法人	100%

出資総額

129万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 8名 監事 2名

組織

福井弁護士会会員が全員加入している。
人員補強のため令和元年に定款変更を行い、理事の定数を「3人以上5人以内」から「8人以上10人以内」とした。
組合事務は、弁護士会事務局に委託しており、事務委託費を弁護士会に支払っている。

これまでの事業

謄写事業、物品等販売斡旋事業（書籍等）、クレジットカード利用促進事業、融資斡旋事業（事業所設備資金・運転資金・住宅購入資金）。
事業収入に占める割合は、謄写事業85%、販売手数料・カード利用還付金が合わせて15%程度（令和5年度実績）。

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

e-裁判に向けて、特にサポートや補助のための取り組みは行っていない。

現在特に取り組んでいるものはありますか

過去に締結した多くの特約店契約について、契約内容や発効状況等を精査し、一覧表にまとめ周知するなど、特約店の活用、利用促進に取り組んできた。特約店の新規開拓にも前向きに取り組んでいる。

謄写事業の現状

県内の裁判所・検察庁（福井・武生・敦賀）各所での謄写に対応。組合員以外からの依頼に基づく謄写代行も行っている。
謄写事業の収入4,557,211円、経費1,148,167円、利益3,409,044円（令和5年度実績）。

組合員への利益還元

福利厚生事業として①図書整備事業（H26に図書室を新設。毎年度、希望を募り組合員の業務に資する図書を新規購入）、②飲料提供事業（ウォーターサーバー、スティック飲料の備え付け）を実施中。令和7年度より新たに慶弔見舞金制度を設ける。コロナ禍（令和3年度）には、PCR検査の費用補助事業を実施した。

若手組合員への取り組み

若手会員に特化した取り組みは行っていないが、毎年、忘年会や懇親会などを福井弁護士会と共催し、組合員同士の親睦を深める契機としている。

組合の特色

加入率100%、小規模で、組合員同士がコミュニケーションを取りやすい。近年は、若手の組合員の加入が少なく、40代前後の中堅の組合員のボリュームが多くなっている。

今後の抱負

収入の柱である謄写事業について、記録のデジタル化により近い将来、受注減少が予想される。デジカメ謄写導入などサービスの合理化・拡充を検討しつつ、謄写事業に頼らない収益の確保・増進に向けた取り組みを進めたい。

全弁協への要望

全弁協ホームページの刷新や電子組合員証の導入など、活性化に向けた取り組みが実を結ぶためには、個々の組合員に対し、より積極的に周知、アピールすることが必要と思います。

山梨県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	119名	125名	95%
法人	2法人	4法人	50%

出資総額

617万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 1名
監事 1名

組織

通常総会を毎年5月に開催し、通常の業務の決定については3名の理事の合議（理事会）でおこなっています。平成19年に業務を山梨県弁護士会に委託し、弁護士会の事務局（主担当1名）が担当しております。弁護士会へは、毎年業務委託料を支払っています。

これまでの事業

協同購買事業として 書籍、組合員に向けた地元の名産物（葡萄）と肉の販売等実施。裁判所・検察庁（本庁のみ）の謄写事業と保釈保証書発行事業など。

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

特になし

謄写事業の現状

平成21年度から裁判所及び検察庁（いずれも本庁のみ）の謄写を対応しています。組合員以外の代行謄写も行っておりますので、謄写ご希望の方は山梨県弁護士協同組合にお問い合わせ下さい。

組合員への利益還元

毎年、弁護士日誌か訟廷日誌を配布しています。また、年1回の定時総会には昼食（うなぎ）を提供するのが恒例となっています。

若手組合員への取り組み

毎年若手の弁護士登録が増加し、これに伴い組合員の増加も予想されます。新入組合員からの要望も十分に聞き、当組合として組合員のために為すべきことを検討いたします。

組合の特色

特色は特にありません。

今後の抱負

会員数は増加しておりますが、財政体質は脆弱であり収益も乏しいのが現状です。組合向けに肉と葡萄を販売しておりますが規模も小さく大きな収益にはなりません。今後は特約店を増やすなどし、手数料収入等の増加を目指したいと考えています。

全弁協への要望

各組合、特に規模のさほど大きくない組合で、どのような活動を行っているのか、又どのような問題を抱えているのかといった点の情報を集約して提供していただきたいと思えます。

長野県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	264名	272名	97%
法人	7法人	17法人	41%

出資総額

816万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 常務理事 2名
理事 9名 監事 2名

組織

総会・理事会

理事会を中心に運営し、総会は毎年6月に開催している。通常業務は、長野県弁護士会に業務委託し、弁護士会の職員が担当している。

これまでの事業

共同購買事業として、パンタレイの販売、全弁協推薦の斡旋、書籍の斡旋を行っている。

教育情報事業として、組合員全員に、赤い本及び模範六法あるいは判例六法のうち希望する六法を配付している。

福利厚生事業として、全弁協提携カード使用の斡旋、全弁協各種保険の斡旋を行っている。

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特に行っていない。

現在特に取り組んでいるものはありますか

特になし

謄写事業の現状

当組合では、謄写事業は行っていない。

組合員への利益還元

特になし

若手組合員への取り組み

特に行っていない。

組合の特色

入会率が高い。

今後の抱負

組合員全員に対し、赤い本及び模範六法あるいは判例六法のうちどちらかの六法を毎年配付しているが、予算の関係でこの事業がいつまで維持できるか悩ましい状況である。色々工夫しながら、この事業を維持していきたい。

全弁協への要望

各単協の特約店について、他の単協所属の会員も利用できるようにしていただきたい。

岐阜県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	211名	214名	99%
法人	16法人	22法人	73%

出資総額

1,145万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 11名 監事 2名

組織

ほぼ毎月1回開催される理事会、常勤の事務職員1名と非常勤の謄写職員3名の業務体制で運営している。

これまでの事業

- ①裁判所、検察庁の記録謄写事業
- ②特約店の商品、サービス（書籍、書類溶解廃棄、反訳、翻訳、調査、探偵・鑑定、自動車売却等）の販売等の斡旋事業
- ③弁護士成年後見人信用保証事業、保釈保証書発行事業等の全弁協の事業の取扱事業
- ④各種事業（収納代行、書籍の共同購買）

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

特になし

謄写事業の現状

岐阜県内の裁判所、検察庁（本庁、大垣・多治見・御嵩各支部）の記録謄写事業を、裁判所に関しては業者備え付けのコピー機により、検察庁に関しては組合保有コピー機により、実施している。

組合員への利益還元

年1回、組合員へ物品の貸与を実施してきたが、前期は財政事情により個別の利益還元が難しくなり、災害備品を購入して会館に備え付けた。

若手組合員への取り組み

現段階では特に行われていないが、若手組合員の声を聞くなどして、支援に取り組みたい。

組合の特色

地道に事業を継続している。組合員の要請により収納代行を始めるなど、新たな事業にも取り組んでいる。

今後の抱負

謄写事業以外で収益が見込める事業の展開が課題となっている。組合員の便宜を図る方向で取り組んでいきたい。

全弁協への要望

有益な情報提供がいただけると幸いです。

静岡県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	507名	542名	94%
法人	19法人	38法人	50%

出資総額

1,052万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 8名 監事 2名

組織

総会、理事会

これまでの事業

裁判所及び検察庁の記録等の謄写
事業書籍の斡旋販売事業
がん保険の斡旋事業等

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

今のところ無し

現在特に取り組んでいるものはありますか

組合員間の親睦を図る事業の検討及び新規事業の開拓

謄写事業の現状

裁判所（静岡、浜松、沼津、掛川、富士、鳥田、熱海、下田）、検察庁（静岡、浜松、掛川、清水、鳥田）において記録謄写（下田はセルフ式のみ）を行っている。

料金概要は、モノクロ1枚当会会員40円非会員50円・カラー1枚80円（鳥田区検は別料金体系）、鳥田及び掛川は別に出張料金が必要。裁判所本庁民事部の記録について数年前から始めたCD・DVD謄写の売上が好調である。

組合員への利益還元

総会時（弁護士会総会と同日開催）に出席者に昼食を提供
図書カードの配布（5000円程度）
人間ドック受診補助（5000円～1万円）等

若手組合員への取り組み

新人研修時に組合加入を勧誘等

組合の特色

弁護士会自体が静岡、浜松、沼津の3支部体制であり組合も浜松・沼津は弁護士会職員に業務委託しているなどの事情がある。沼津・富士地区での検察庁記録の謄写については組合ではなくて弁護士会の沼津支部が事業主体になっている。しかし、まとまりを欠いているわけではなく、協力し合って運営できている。

今後の抱負

謄写事業は今のところ安定して運営できているが、謄写枚数は減少気味で、今後は裁判のIT化による需要減少等の影響も出てくるとされる。謄写事業を補完したりそれに代わる収益の柱が必要であるが、中々良いアイデアが出てこない。役員若返りを図るなどしつづ知恵を絞るしかない。

全弁協への要望

謄写事業に代わる新たな事業の取り組みなどにつきアドバイスをお願いしたい。全弁協や全国各地の協同組合で行なわれている講習会、講演等の情報を教えてもらいたい。

愛知県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	2,048名	2,132名	96%
法人	123法人	166法人	74%

出資総額

2,860万円

役員

理事長 1名 副理事長 1名 専務理事 2名
常務理事 11名 理事 14名 監事 3名

組織

総代会—全体理事会・監事—常務理事会—委員会（総務他10）

これまでの事業

- ・ 謄写事業
- ・ 購買事業
- ・ 団体保険事業
- ・ 1人50万円の無担保低利融資
- ・ 定期メール配送便事業
- ・ スポット便事業

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

- ・ 6,000円補助金付きITサポートサービス（提供会社6社紹介）
- ・ ハイレベルなITサポートサービスを組合員価格にて提供（NTTコミュニケーションズ株式会社）
- ・ 多層防御対応可能な総合セキュリティベンダー4社の紹介

現在特に取り組んでいるものはありますか

- （100%出資子会社事業として）
- ・ 保険代理店事業
 - ・ ITソフトウェア事業
 - ・ 印刷加工事業
 - ・ 事務受託事業

謄写事業の現状

管内裁判所および検察庁における本庁及び全支部での各種記録の謄写を行っています。料金はA4白黒44円、A4カラー80円です。

組合員への利益還元

- ・ 弁護士日誌、弁護士業務便覧の一部無償配布
- ・ 有益専門図書の無償貸与
- ・ 組合員向け専門書の出版・一般ドック、脳ドック検診補助
- ・ 美術展、ミュージカル等のチケット割引販売
- ・ ナガシマジャンボ海水プールや遊園地乗物利用割引券の発行

若手組合員への取り組み

新規弁護士登録から1年以内の組合員は、無利子で50万円（1年以内の早期独立組合員は100万円）を限度に、同金額に達するまで複数回にわたり貸付を受けることができます。

組合の特色

- ・ 組合員への参加意識を高めるために、毎年秋まつりを開催しています。（各種イベント、飲食フリーの後夜祭、作品展、特約店展示即売会、麻雀大会）

今後の抱負

各裁判のIT化が予定されており、事業の再構築の途上にあります。厳しい環境ではありますが、弁護士の福利厚生や業務サポートに注力してまいります。

全弁協への要望

全弁協のポジションを最大限に発揮していただき、各単協を支えていただくことを期待します。

三重弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	197名	200名	99%
法人	4法人	9法人	44%

出資総額

692万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 8名 監事 3名

組織

総会 理事会
平成30年に下部組織として青年部を設置している。
理事会を年7、8回程度理事会を開催するほか、理事会用のメーリングリストを利用して情報の共有をしている。
実務は三重弁護士会に業務委託をしている。

これまでの事業

裁判所・検察庁（本庁及び支部）の謄写事業
印紙・切手類の販売幹旋事業
保険収納代行事業等
書籍等幹旋事業
全弁協が行っている各種事業の対応

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

特になし

謄写事業の現状

現在、県内の裁判所、検察庁12カ所にカラーコピー機を設置し、謄写事業を行っている。
裁判のIT化が進む中、現時点では謄写収入はそれほど減少していない。
当組合では、従前から、国選事件の記録の謄写料金は法テラスが設定する謄写料金と連動させているうえ、平成18年からは、申請があれば、法テラスが謄写料を支給しない謄写部分（200枚まで）の半額を返金するシステムを設けており、今年から日弁連が同様の制度を導入した結果、国選事件の記録の謄写費用については申請すれば自己負担がなくなることとなった。

組合員への利益還元

年1回、複数の出版社からリストを提出してもらい、その中から欲しい書籍を選択してもらう方法で書籍を無償貸与している。
また、組合員に対するセミナーも開催している。

若手組合員への取り組み

弁護士登録後20年以内の組合員が加入できる青年部を設けている。
青年部は、県内中小企業協同組合と交流を持ったり、依頼されて講演をおこなうなどの活動をしている。

組合の特色

現時点では、収益の大部分は謄写事業が占めている。

今後の抱負

裁判のIT化に伴って、謄写事業の収益が減少することは避けられないと思われる。しかし、謄写事業から撤退することは組合員に不便を強いることになるので、できるだけ、組合員に謄写の利用を促し、謄写事業を維持できるようにしたい。
また、IT化の中で、組合が関与できる形態があるかどうかについても模索したい。

全弁協への要望

単協の組合員が利用できるサービスをどんどん増やしてほしい。

滋賀弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	169名	174名	97%
法人	6法人	13法人	46%

出資総額

175万円

役員

理事長 1人 専務理事 1人 理事 1人

組織

総会・理事会

これまでの事業

謄写事業（裁判記録等の謄写に関する事業）・教育情報事業（書籍の共同購入、六法・赤本の無償貸与）・福利厚生事業（弁護士会が主催する企画に対する援助）
保釈保証書の事業
特約店の締結と情報提供

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

現時点でサポートや補助はできていない。

現在特に取り組んでいるものはありますか

現在取り組んでいるものはありません。

謄写事業の現状

裁判所本庁・支部、検察庁本庁・支部の謄写事業を行っており、組合の事業収入の大きな割合を占めている。

組合員への利益還元

書籍の共同購入、六法・赤本の無償貸与
弁護士会の福利厚生企画への援助
休憩室の珈琲の無償提供

若手組合員への取り組み

現時点で取り組みができていない。

組合の特色

謄写事業が主な事業である。
一定の期間ごとに、図書のとりまとめ案内を送り、組合員に新刊書籍を知らせ、発注・配布までの事業をしている。
組合で職員を採用しておらず、弁護士会から職員を派遣して貰っている。

今後の抱負

協同組合の活動は、謄写事業という認識を持っている組合員が多いと思われ、保釈保証書の事業、特約店締結による組合員のメリットなど伝えていきたい。
若手組合員の取り組みとして、青年部の組織を設立して、若手会員へ支援をしていきたい。

全弁協への要望

小規模では対応できない事業（例えば、e裁判に関するサポート事業、ソフト開発業者と特約など）について、全弁協で行ってほしい。

京都弁護士協同組合

組合員数など 令和7年3月31日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	859名	899名	96%
法人	34法人	57法人	60%

出資総額

993万円

役員

理事長 1名 副理事長 1名 専務理事 1名
常務理事 5名 理事 7名 監事 2名

組織

総会、理事会、事務局

理事会を中心に活動しています。理事には弁護士会の関係委員会の委員長や役員経験者が就任しています。必要に応じて、弁護士会とも協力しています。

これまでの事業

1. 謄写代行業（京都地裁、京都家裁、北部4支部）
2. 印紙・切手・年賀はがき、コピーカード等の販売事業
3. 書籍等の共同購入斡旋事業
4. 労働保険事務組合事業
5. 各種保険斡旋事業、共同施設利用事業等。

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

今のところなし。

現在特に取り組んでいるものはありますか

謄写事業の減少をはじめとした収益状況を踏まえて、適宜支出の見直し等を進めている。

謄写事業の現状

京都地方裁判所及び京都家庭裁判所の謄写室の代行謄写に加え、京都府北部の宮津、舞鶴、福知山、園部の各地家裁支部の代行謄写を行っています。また、宮津、舞鶴、福知山の各地検支部にコインベンダー方式のコピー機を設置し管理しています。

地家裁 : 白黒 46円/枚 カラー90円/枚
北部4支部: 通常 白黒46円/枚 カラー90円/枚
: 特急 白黒80円/枚 カラー90円/枚

※北部4支部の謄写代行のみ、別途代行料が必要。

組合員への利益還元

1. 弁護士日誌等の無料配布、各種六法の廉価販売
2. 定期健康診断費用の補助
3. 各種厚生行事に対する補助
4. 判例検索パソコンの設置
5. ウォーターサーバーの設置 等。

若手組合員への取り組み

若手組合員限定の事業ではありませんが、共同施設利用事業で、事務所に利用できる共同施設を安価に提供しています。

組合の特色

多くの業者に協同組合特約店に加盟いただき、3月31日現在、特約店数は187社となっています。業種も幅広く、さまざまな取扱商品を組合員割引でご購入いただけます。

また、積極的に商品企画を提供し、お酒「憲法と人権」、弁護士用帆布かばんを特産品として、業者に販売いただいています（特約店以外の業者にも企画の提供をしています）。

今後の抱負

これまでの協同組合の発展・成長は諸先輩方の粘り強い運営努力と揺るぎない相互扶助精神のおかげであり、このことは協同組合のもっとも貴重な資産であると思います。

今後も、この資産を経営方針の支柱として、他単位協同組合の事業を参考にし、設立当初の組合員率100%という目標を達成できるよう一層のサービス向上に努めていきたいと考えています。

全弁協への要望

中小の単協では、如何に優れた業務改善や工夫した事業展開をもってしても達成できる利益、削減できる支出には限りがあり、そのため、総じて組合員への利益還元を行う事業にも限りがあります。全弁協にはそのような単協において行うことができない全国規模の活動を実施、補助、援助することが求められています。特に、司法改革に伴い業界全体が大きく動くこの時期にはより一層求められていることと思います。また、他の単協で行われている利益率の高い事業や特筆すべき組合員への利益還元事業などを積極的に情報提供していただくとともに、単協同士の交流に向けての促進剤としての役割も担って欲しいと考えます。

大阪弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	4,835名	5,006名	97%
法人	204法人	266法人	77%

出資総額

2億2,294万5,000円

役員

理事長 1名 副理事長 2名 専務理事 4名
常務理事 15名 理事 11名 監事 3名

組織

総代会（総代100名） 理事会（理事33名、監事3名）
専務理事会（8名）
委員会組織
総務部門…総務、不動産管理、財務、厚生、交流
ネットワーク部門…広報、ホームページ、特約店、販売
事業推進部門…出版（第1～5部会）、研修
業務支援部門…企画、貸付関係、保険（生保、損保・第三分野）、業務改革

これまでの事業

販売事業（出版含む）、保険関係事業、購買斡旋事業、教育情報事業、研修事業、福利厚生事業など

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

e-裁判に対応するPC、複合機、周辺機器、ネットワーク環境、ソフトウェアについて、特約店に相談できる個別相談会を開催しました。

現在特に取り組んでいるものはありますか

令和7年3月7日に創立55周年記念事業（式典、祝賀会、作品展など）を実施するための準備に取り組んでいます。

謄写事業の現状

実施していません。

組合員への利益還元

組合員への業務支援の観点から、教育情報事業として、全弁協の発行している弁護士日誌・業務便覧の無償配布を行っているほか、社会保険労務士と提携し、年金・保険等のライフプランについて無料で相談できる「ライフプラン相談室」を毎月開催しています。また、福利厚生事業として、大阪弁護士会との共催による「大運動会」・「健康診断」（費用補助）を実施しています。

若手組合員への取り組み

レンタルオフィス業者と提携し、保証金及び1か月分の利用料の免除を受けられるようにしているほか、「弁護士独立マニュアル」という書籍を発行しています。

組合の特色

法律事務所（組合員）向けの賃貸ビルの運営管理や、大阪弁護士会館のレストラン・地下駐車場・自動販売機の運営管理、弁護士業務に役立つ書籍の発行、臨床心理士との提携による「ココロのもやもや相談（メンタルヘルス相談）」の実施、少人数ゼミ形式による弁護士専門研修の実施、組合員の事務所運営をサポートするための法律事務所職員向けの研修の実施、などがあります。

今後の抱負

組合員に対して即時かつ継続的に情報提供をするために、メーリングリスト、ホームページ、チラシ配布、メルマガ以外のツール（SNS）の導入を検討したいと考えています。

全弁協への要望

さらに緊密な連携をするとともに、組合員にとってもっとメリットのあるように、全弁協と単協の特約店・提携先のすみわけを進めていただきたい。

兵庫県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	991名	1,041名	95%
法人	46法人	72法人	64%

出資総額

2,419万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 常務理事 4名
理事 10名 監事 2名

組織

総会、理事会

これまでの事業

謄写事業、斡旋事業、教育情報事業、福利厚生事業

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

現時点では特にありません。

現在特に取り組んでいるものはありますか

特になし

謄写事業の現状

神戸地方裁判所からの受託業務として行っている。謄写枚数・売上については少しずつ減少傾向にある。

組合員への利益還元

①弁護士日誌・訟廷日誌・業務便覧の希望者への無償貸与、②定期健康診断補助、③ボーリング大会などの福利厚生

若手組合員への取り組み

特になし

組合の特色

謄写事業のための職員数が多い組合であり、年2回(夏冬)に役職員合同で懇親会を行いコミュニケーションを図っている。

今後の抱負

裁判のIT化により謄写事業の縮小が予想される中、新しい時代の協同組合の在り方を模索していく。

全弁協への要望

裁判のIT化、弁護士業務のIT化に対応した技術的サポート(サイバーセキュリティなど)については、全国共通の問題であるので、全弁協が中心となって組合としての弁護士業務支援のモデルを作っていただければありがたい。

奈良弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	193名	197名	98%
法人	2法人	7法人	29%

出資総額

224万円

役員

理事長 1名 専務理事 2名 理事 3名 監事 2名

組織

総会（弁護士会の5月総会にあわせて通常総会を開催）
理事会（月一回開催）

これまでの事業

裁判所・検察庁（本庁及び支部）の謄写事業
書籍の斡旋販売事業
保釈保証書発行事業等

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

特になし

謄写事業の現状

県内の裁判所・検察庁6か所にコピー機を設置し、謄写業務を行っています。
五條支部のみ職員が常駐していない為、申請人より出張料をいただき、謄写に行っています。

組合員への利益還元

弁護士日誌、訟廷日誌等いずれか一冊無償配布

若手組合員への取り組み

特に検討しておりません。

組合の特色

弁護士会会員のほとんどが組合員となっており、和気藹々とした雰囲気です。

今後の抱負

会員の急速な増加に伴い組合員も増加しており、今後は組合員の意見を聞きながら、組合員の福利厚生のための新事業に着手できたらと思っています。

全弁協への要望

謄写事業以外の成功した事業などを紹介していただければ有難いです。

和歌山弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	147名	147名	100%
法人	6法人	7法人	86%

出資総額

431万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 8名 監事 2名

組織

総会（通常総会年1回）

理事会（月1回）

月1回の理事会を中心に運営しており、和歌山弁護士会の5月の定期総会に合わせて、当組合の通常総会を開催しています。なお、事務担当の職員をおいていないため、謄写事業以外の事務についてのほとんどを専務理事が担当しています。

これまでの事業

裁判所・検察庁の本庁での謄写事業
（検察庁支部については当組合にてコピー機を設置）
全弁協及び特約店契約先の書籍の斡旋販売
健康診断（人間ドック）の斡旋（年1回春～夏）

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

特になし

謄写事業の現状

和歌山地家裁の本庁に設置されたコピー機（コインベンダー式）を使つての代行謄写及び和歌山地検に設置されたコピー機を使つての代行謄写を職員2名にて行っています。

組合員への利益還元

以前は組合員に対し六法全書を配付する等していましたが、最大の収入源である謄写事業の収益が極端に低減したため、それ以後は組合員への利益還元は行っていません。

若手組合員への取り組み

特に行っていません。

組合の特色

個人については、100%の会員が当組合に加入しています。
このため、保釈保証書発行事業等、和歌山弁護士会と共同して事業を進めることが可能です。

今後の抱負

経済的制約がありますが、費用をかけない形で、組合員の福利厚生につながるような事業を行いたいと考えています。

全弁協への要望

各地の協同組合の活動状況について、情報提供をしてもらいたいと思います。
参考になる事業や活動については、当組合でも是非を検討したいと考えます。

鳥取県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	73名	73名	100%
法人	7法人	8法人	88%

出資総額

80万円

役員

理事長 1名 副理事長 1名 専務理事 1名 監事 1名

組織

組合員数も少ないことから組織というほどのものはなく、上記役員が力を合わせて組合の運営に当たっています。

これまでの事業

裁判所及び検察庁の記録の謄写
書籍等の斡旋販売等
松葉ガニの販売
保釈保証書発行事業の取次
弁護士成年後見人信用保証制度加入の取次
民事保全ボンドの取次

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

以前販売していた二十世紀梨について、取り組む業者を探して販売したい。

謄写事業の現状

県内裁判所及び検察庁6カ所（鳥取・倉吉・米子）にコピー機を設置し、各所での謄写に対応しています。料金の支払いは、裁判所では自販機（コンビニのコピー機）と同様の方法で行えますが、検察庁はICカードが必要となります。利用料金は、白黒1枚20円・カラー1枚40円です。代行謄写も行ってございまして、その場合の組合員料金は、白黒1枚70円・カラー1枚90円で、組合員以外の方は白黒1枚80円・カラー1枚100円となります。あわせて、送料も負担していただきます。また、倉吉のみ、謄写人の旅費日当6,000円の負担もお願いしています。

組合員への利益還元

組合の総会と同日に開催される弁護士会総会後の懇親会費用の一部を数年続けて組合で負担していたこともありますが、近年謄写事業の収益の変動が大きいために見合わせているところです。

若手組合員への取り組み

現在検討中

組合の特色

全国の他組合に比べると、遅れて設立された小規模の組合ですが、幸い松葉ガニと二十世紀梨という名産に恵まれていることを生かして活動しています。

今後の抱負

設立後数年は、組合の役員に弁護士会役員をそのまま充てていたということもあって組合の活動が不活発でしたが、その反省から、平成19年に現理事長の下に若手組合員の理事就任を得て組合が本格的に活動できるようになり、その成果で上記の事業を行っておりますので、今後も他の先進的な組合を見習って積極的に組合事業を進めたいと思っています。

全弁協への要望

裁判のIT化が進められて書類のオンライン提出などが進むと謄写事業は先細りになりそうなので、そのことを踏まえて、組合事業全般について、単協への有益な情報の提供を賜るなどして、単協の活動をリードしていただきたいと思っています。

島根県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	78名	79名	99%
法人	4法人	4法人	100%

出資総額

410万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 2名 監事 2名

組織

総会、理事会

これまでの事業

- ①組合員のためにする裁判記録謄写事業
- ②組合員のためにする生命保険・簡易保険・損害保険等の共同事務代行業
- ③組合員の需要する書籍等の共同購入事業
- ④組合員に対する福利厚生事業
- ⑤全弁協の実施する保釈保証書発行业

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

会員向けの特産物の販売方法について検討を行っております。

謄写事業の現状

県内の検察庁4カ所（松江、出雲、浜田、益田）において謄写機を設置し、各所での謄写に対応しています。白黒1枚20円、カラー1枚70円です。謄写人が不在のため、他県からの謄写依頼に対し、十分な協力が出来ずにいるところです。組合員に対しても協力を促す働きかけをしていきます。

組合員への利益還元

- ①弁護士日誌、訟廷日誌、業務便覧等の無償配布
- ②六法無償配布
- ③年2回の総会後に行う懇親会（青空会）について費用の一部を補填

若手組合員への取り組み

今後検討する。

組合の特色

小規模な協同組合であることから、組合員の意見を反映しやすく、組合員に対するサービスもきめ細かくできますが、売上のほとんどを県内の検察庁各支部に設置したコピー機による謄写事業収入のみに頼っているため、組合員サービスに関して、経済的制約があることは、否めません。

今後の抱負

組合員加入率を100%に戻せるよう組合員満足度を上げる努力をしたいと思います。ただし、経済的制約があるため、費用をかけずとも可能な、福利厚生につながるような情報提供、特約店を増やすなどの取り組みを実施していきたいと考えております。

全弁協への要望

今後とも、単協への有益な情報の提供と、適切なお指導をお願いします。

岡山弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	393名	393名	100%
法人	21法人	26法人	81%

出資総額

4,148万5,000円

役員

理事長 1名 副理事長 2名 専務理事 1名
常務理事 3名 理事 8名 監事 2名

組織

総会、常任理事会、理事会
理事長、副理事長、専務理事及び常務理事で構成する常任理事会を毎月1回開催し、運営方針を決定しています。
実際の業務は、岡山弁護士会に業務委託し、弁護士会の事務職員が担当しています。

これまでの事業

印紙切手の販売
裁判所・検察庁（いずれも本庁及び支部）での謄写事業
岡山特産ニューピオーネ、牡蛎の斡旋販売事業
書籍の販売（オンラインストアを含む）斡旋事業
事件ファイル等の販売事業
保釈保証事業
民事保全ボンド事業
健康診断の斡旋等福利厚生事業
黒ぶどうの王様「ニューピオーネ」、皮ごと食べられる「シャインマスカット」の全国販売

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

e-裁判の実施にあたり、スムーズに態勢整備ができない組合員も出てくると思われるため、専門業者と提携して、協同組合として援助をできるよう、鋭意検討中です。

現在特に取り組んでいるものはありますか

岡山弁護士会のマスコットキャラクターである、たすっぴの焼き印の入ったどら焼き、カステラの作成販売など、新規事業を模索中です。

謄写事業の現状

県内の裁判所・検察庁3か所（岡山、倉敷、津山）にコピー機を設置し、各所をご利用いただいています。組合員以外の謄写代行も行っていますので、岡山弁護士協同組合にお問い合わせください。

組合員への利益還元

六法、交通事故損害賠償算定基準（赤い本、青本）、弁護士日誌、弁護士業務便覧を無償貸与しています。また、各種事業への助成も行っています。

若手組合員への取り組み

検討中です。

組合の特色

理事長以下7名で構成する常任理事会を毎月定例で開催し、機動的に活動する組織としています。
訴状等に添付する印紙・切手、年賀状、ゆうパック等の販売、岡山県産のニューピオーネ、シャインマスカットなどを販売しています。

今後の抱負

印紙切手、謄写事業が、組合の収益の大きな部分を占めていますが、近い将来これらが大幅に減少することが予想されています。当組合としては、これらの事業に頼ることなく安定した収益を上げられるよう新規事業の開拓を積極的に進めていきたいと考えています。

全弁協への要望

地方の単協ではできない分野の事業の開拓及びその情報提供に積極的に取り組んでいただけるとありがたいです。

広島弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	615名	623名	99%
法人	30法人	37法人	81%

出資総額

689万円

役員

理事長 1名 副理事長 1名 専務理事 1名
理事 8名 監事 2名

組織

総会（定例・臨時）、理事会（毎月1回）

これまでの事業

謄写事業、共同購買斡旋事業、小規模企業共済に関する受託業務、各種保険事務代行業、金融斡旋事業、教育情報事業、福利厚生事業、保釈保証書発行事務代行を実施しています。

謄写事業の現状

平成17年度より広島弁護士会より謄写事業が移管されて以降、県下全支部での謄写業務を実現し、継続して謄写事業者としての選定を受け、謄写事業を安定的に運営しています。

組合員の業務に直結するものでもあり、且つ、謄写事業の収益は当組合の財政基盤となっていますので、安定した収益を上げることが出来るよう努めています。

組合員への利益還元

毎年、「弁護士日誌」「訟廷日誌」「業務便覧」の貸与、健康診断受診料の補助を行っています。

組合の特色

広島弁護士協同組合は、昭和60年3月に組合員142名をもって設立されました。設立以降、加入者数は年々増加し、創立39周年を迎える現在では、弁護士会会員（個人）の約99%が加入しています。

組合員にとって便利で利用しやすい特約店に加えて、広島の特産品である熊野筆の特約店もあり、特約店の充実も含め、有意義な事業を展開することを目指して活動しています。

今後の抱負

謄写事業以外の新規事業の開拓が最大の課題と考えています。

また、組合員への便益提供のため有用な特約店の拡大にも力を入れ、組合員に対する利益還元も充実させることができるよう、各事業の活性化も目指しています。

全弁協への要望

今後とも単協への情報提供と適切なお指導をお願いいたします。

山口県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	182名	184名	99%
法人	15法人	15法人	100%

出資総額

197万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 5名
監事 1名

組織

総会 理事会

これまでの事業

保険・物品・カード等の事務代行業務、保釈保証書発行事業、書籍・特約店商品の斡旋業務、教育情報提供事業など。

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

LINEスタンプの販売について検討しています。

謄写事業の現状

当組合では謄写事業を行っていません。

組合員への利益還元

教育情報提供事業の一環として、選定した書籍などの配布を行っています。

若手組合員への取り組み

特になし

組合の特色

弁護士会会員がほぼ全員組合に加入しています。
特産品の「ふぐ刺し」が好評です。

今後の抱負

弁護士会会員の組合加入率100%を目指したいと思います。

全弁協への要望

今後とも単協への情報提供をよろしくお願いいたします。

徳島弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	85名	94名	90%
法人	2法人	9法人	22%

出資総額

174万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 1名
監事 1名

組織

総会、理事会

これまでの事業

書籍等の共同購入事業、特約加盟店の割引サービス等、保釈保証書発行事業

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

できることがあるかも含めて検討中です。

現在特に取り組んでいるものはありますか

設立されたばかりで、事業の利用拡大をどうやって図るかと組合員への還元の在り方を検討中です。

謄写事業の現状

取り扱っていません。

組合員への利益還元

検討中です。

若手組合員への取り組み

新組合員に組合の事業を分かりやすく説明し、利用を推奨しています。弁護士会の総会等の機会を通じて、事業を説明する時間を確保して利用推進を呼びかけています。

組合の特色

規模が小さいため特色が出せるほどの事業を行えておりませんので、他の協同組合を参考に事業を考えていきます。

今後の抱負

組合員への利益還元を具体化していきます。

全弁協への要望

全体で取り組むべき事業については、全弁協でまとめていただかないと単独では到底困難ですので、引き続きよろしく願います。また、他の協同組合が取り組んでいる例等の情報提供をお願いします。

香川県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	186名	194名	96%
法人	6法人	12法人	50%

出資総額

452万円

役員

理事長 1名 副理事長 1名 専務理事 1名
理事 5名 監事 2名

組織

総会、理事会

これまでの事業

共同購買・斡旋事業、教育情報事業

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

サポートと補助はありません。

現在特に取り組んでいるものはありますか

新規特約店の開拓

謄写事業の現状

協同組合では謄写業務は取り扱っておりません。
「香川県弁護士会謄写係」へお問い合わせください。
【お問い合わせ】 〒760-0033 香川県高松市丸の内2-22 4階
香川県弁護士会 謄写係
TEL 087-851-3707

組合員への利益還元

模範六法の無償貸与

若手組合員への取り組み

新規登録弁護士研修など、新規登録弁護士が集まる機会に、協同組合の趣旨や事業内容の案内を行っています。

組合の特色

当組合は、組合員の経済的地位の向上を目的として平成元年1月23日に設立された四国弁護士協同組合を前身とし、令和5年12月に四国弁護士協同組合から名称を改め、組合員の構成も香川県弁護士会の会員に限定することとなりました。

名称、組合員構成及び役員構成とも改め、実質的に再出発することとなりましたが、これによって、各組合員へのサービスもきめ細かく、機動的に実行していこうと努めております。なお、この度、早速全弁協を通じて香川県の特産品である「さぬきうどん」（うどん本陣山田家「冷凍個食うどん」）を販売できる運びとなりました。協同組合特別セットとなっておりますので、是非御賞味ください。

現在行っている事業は、書籍、事務用品などの物品販売斡旋、保険斡旋、保釈保証書発行事業などです。主な特約店は、出版社で、6%～10%引で書籍を御購入いただけます。定期的な新刊の斡旋書籍以外にも、個別注文も受け付けています。その他、録音反訳、外国語の翻訳、医療鑑定等民事事件の証拠書類作成に関するサービスも御利用いただけます。

今後の抱負

組合員の現実のニーズに合致し、さらに弁護士業務に利便性のある新規特約店の開拓について今後一層努力して参ります。また組合員の福利厚生にも貢献したいと考えております。

今後検討したい特約店は、引越業者、重要書類・廃棄物処理業者、旅行会社、家具、住宅メーカー、マンション販売、不動産鑑定などです。

全弁協への要望

改組の際は、多大なる御支援、御協力を賜り心より感謝とお礼を申し上げます。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

愛媛弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	156名	159名	98%
法人	9法人	19法人	47%

出資総額

328万円

役員

理事長 1名 副理事長 1名 専務理事 1名
理事 3名 監事 2名

組織

総会（通常・臨時） 理事会

これまでの事業

- ・共同購買及びその斡旋に関する事業
- ・共同購入事業

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

特になし

謄写事業の現状

当組合で運営はしておらず、愛媛弁護士会で対応しています。

組合員への利益還元

今後、模範六法の無償貸与、健康診断や人間ドックの費用補助等、組合員のニーズに沿った新たなサービスの提供を検討していきます。

若手組合員への取り組み

現在検討中です。

組合の特色

四国弁護士協同組合の再編により新たに設立された協同組合です。設立から年数が浅く、まだまだ特色といえるものはありませんが、特色のある事業、運営ができるよう鋭意努めます。

今後の抱負

物品販売あっ旋については、特約店利用のメリットや利用方法等を具体的に組合員に告知し、利用拡大を図りたいと考えています。また、全弁協を通じた愛媛の特産品の販売や組合員のニーズに応じたサービスの提供を行っていきたいと考えています。

全弁協への要望

全国の有益な情報提供をお願いいたします。

高知弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	87名	91名	96%
法人	2法人	2法人	100%

出資総額

190万円

役員

理事長 1名 副理事長 1名 専務理事 1名
監事 2名

組織

総会、理事会

これまでの事業

共同購買、斡旋事業、特産品の推薦

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

特になし

謄写事業の現状

謄写事業については、業務量したがって収益の大半を占める検察庁での記録謄写を、現在高知弁護士会が担っています。当組合としてはこれを収益事業として高知弁護士会から承継できないか、今後高知弁護士会及び検察庁と調整していきたいと考えています。

組合員への利益還元

特になし

若手組合員への取り組み

特になし

組合の特色

- ①書籍斡旋事業においては、可能な限り同じ書籍の注文が重複しないよう留意しながら、ご案内及びとりまとめを行い、配布までのサービスを行っている。
- ②組合員が、弁護士活動において様々な業者（医療調査サポートサービス業者・反訳業者・オフィス関連商品販売業者等）が利用できるよう、特約店契約を結び、サービス提供を行っている。
- ③全弁協を通じて、高知県の特産品として「フルーツトマト」を推薦している。今後も自然豊かな高知ならではの特産品を積極的にアピールしていきたい。

今後の抱負

高知弁護士協同組合は、立上げからまだ年数が浅く、伸びしろが沢山あります。今後、組合員の声を聞きながら、特産品や特約店契約を増やしていき、組合員の業務サポートの充実性を図るとともに、組合員へより多く還元できる組合作りを目指したいと考えています。

全弁協への要望

特になし

福岡県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	1,382名	1,483名	93%
法人	62法人	127法人	49%

出資総額

6,805万円

役員

理事長 1名 副理事長 4名 専務理事 1名
常務理事 3名 理事 18名 員外監事 1名

組織

総会及び理事会

毎月1回程度の頻度で理事会を開催し組合運営を行っており、理事長は弁護士会会長経験者が就任している。

福岡県弁護士協同組合は、福岡県弁護士会が4部会制をとっていることに対応して各部会から理事を選任している。

職員は当組合の直接採用ではなく、福岡県弁護士会との間で業務委託契約を締結し、弁護士会の職員が当組合の事務業務に従事している。

また、経理代行業務は暫定的に外部の税理士法人に委託中である。

これまでの事業

裁判所・検察庁（本庁及び支部）の謄写事業、書籍等の共同購入事業、特約加盟店の割引サービス、福利厚生事業（健康診断援助等）、教育情報事業（弁護士日誌の無償配布など）、保釈保証書発行事業等

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

現時点では補助制度はないが、サポートが可能なものがあれば積極的に取り組みたい。

裁判のIT化促進により事務所所在地が組合事務局から遠方にある組合員が増加したため、郵送サービス等は個別に柔軟に対応している。

現在特に取り組んでいるものはありますか

謄写事業の縮小による新たな収益事業の開発が喫緊の課題である。現在、特約店からの協賛金の收受等、特約店事業を模索するとともに、余剰資金を活用すべく資金の一部で上場株式を購入し配当収入による運用を開始した。

謄写事業の現状

連続5期で謄写事業は減少傾向にある。売上ベースで令和元年度～令和3年度は概ね7000万を超えていたが、令和4年度は6400万、令和5年度は6100万円台、令和6年度（予測）も6000万に届くか不明な状況である。裁判のIT化による影響が大きいと分析している。

組合員への利益還元

謄写事業の利用割り戻しの実施、弁護士日誌の無償配布、健康診断の補助金制度

若手組合員への取り組み

若手組合員のヘルスケアの啓発を兼ねて全弁協が取り扱っている弁護士向けの所得補償保険等を積極的に宣伝している。

組合の特色

組合員数が1,400名を超え、現在の収益の柱は謄写事業であるが、この代替事業として特約店事業の強化等を目的としてウェブサイトを開設した。また、直近の総会において当組合の資産運用管理規定の制定が承認され、今期から組合資産の一部を長期保有を前提として、株式の形式で保有している。

今後の抱負

謄写事業の減少に代わる新たな事業の開発が必要である。現在、組合員を取り巻く環境の変化が著しいことから、所得補償保険や医療保険の宣伝を行い加入を積極的に働きかけたい。特約店事業の収益強化を図りたい。

全弁協への要望

利用しやすい保険商品の開発や、特約店事業の展開・強化に有益な情報の提供などをお願いしたい。当組合の特約店は組合員の私書箱へのちらし配布と当組合のウェブサイト掲載による宣伝に限られているが、それ以外の特約店サービスの周知方法など有用な情報があれば共有して頂きたい。

佐賀県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	107名	109名	98%
法人	7法人	7法人	100%

出資総額

114万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 1名 監事 2名

組織

理事会を中心に運営しています。理事長は弁護士会長経験者が就任しています。実際の業務は、佐賀県弁護士会に業務委託し、弁護士会の事務局が担当しています。

これまでの事業

裁判所（本庁及び支部）の謄写事業
書籍の斡旋販売
保釈保証書発行事業

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

特になし

謄写事業の現状

県内の裁判所3箇所、検察庁に3台のコピー機を設定し、各所での謄写に対応しています。代行謄写は佐賀県弁護士会に委託し行っております。謄写ご希望の方は、佐賀県弁護士会にお問合せください。代行謄写の会員外の料金は、白黒1枚100円、カラー160円、併せて印紙・郵送料・交通費の請求となります。

組合員への利益還元

訟廷日誌と模範六法を配付しています。

若手組合員への取り組み

特段ございませんが、厚生事業として組合員の結婚についてお祝い金を提供しています。

組合の特色

佐賀県弁護士協同組合は、弁護士会員の急増に連動して、組合員が増えています。現在は、100名を超え、10年前に比べて倍増しています。

謄写事業の他には、組合員向けに書籍のあっせん販売や全弁協の保釈保証事業を行っています。

ここ数年、特約店の増加に力を入れており、医療機関での人間ドック利用、裁判資料など産業廃棄物処理事業者、など開拓しています。今後の新たな組合活動を進めていければと思います。

今後の抱負

特約店にも力を入れようと考えており、契約内容の見直しを含め、組合員のために新たな特約店の増加を目指しています。佐賀には、有田焼、伊万里焼や唐津焼、佐賀牛、呼子のいかなど多数の特産品があり、全国にご紹介できればと思います。

全弁協への要望

小規模な単協にとって有益な情報がございましたら、提供いただければありがたいです。

長崎県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	154名	157名	98%
法人	13法人	20法人	65%

出資総額

209万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 3名 監事 2名

組織

総会、理事会、青年部

これまでの事業

謄写事業、共同購買・斡旋事業、教育情報事業、福利厚生事業

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

長崎県特産品の検討。
新規特約店の開拓、周知。

謄写事業の現状

謄写人（パート）が2名体制で、本庁、大村支部（大村支部は月に一度出張謄写）及び佐世保支部において謄写サービスを行っている。設置している全複写機にプリペイドカード方式を導入。組合事務局や委託販売先でカードを購入し、そのカードを利用し自らコピーすることが可能。

組合員への利益還元

①六法の無償貸与 ②謄写利用分量配当 ③研修会の実施 ④組合間の親睦を深める機会として、年に1度イベント行事（長崎街歩き、カラオケ大会等）を実施。その他、これまでに抗原検査キット、マスク、消毒ジェルの配布等を実施した。

若手組合員への取り組み

令和4年4月1日に青年部を設立。青年部会員同士の親睦を深める機会として、長崎県中小企業団体中央会青年部が主催するスポーツ交流会（ゴルフ大会及びボウリング大会）への行事参加を促している。

組合の特色

- ①組合員がよりよい弁護士活動を行うため、弁護士業務に関係する業者（反訳業者・鑑定業者・登記簿図書館等）と提携し、組合員へのサービスの提供をはかっている。
- ②図書のとりにまとめ事業に力を入れている。組合事務局が窓口となって新刊書籍をこまめに案内し、発注、配布まできめ細やかなサービスを行っている。

今後の抱負

①大きな収入の柱である謄写事業収入は、IT化やデジタルカメラの普及等に伴い、年々減少しているが、その他各種事業から得られる収益を安定させ、組合員の福利厚生等の事業を充実できるよう努力する。②全弁協を通じて、全国の組合員に長崎の特産品をPRしていく。

全弁協への要望

組合に有益な事業を検討していただき、還元してほしい。

熊本県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	281名	283名	99%
法人	11法人	20法人	55%

出資総額

292万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 7名 監事 2名

組織

総会 理事会
理事会を毎月開催しています。
実際の業務は熊本県弁護士会からの出向職員が担当しています。

これまでの事業

裁判所・検察庁（本庁及び支部）の謄写事業
書籍の斡旋販売
保釈保証書の発行事業、民事保全ボンド
各種特約店との提携

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

組合員からの要望を聞き取りながら、これから検討してまいります。

現在特に取り組んでいるものはありますか

組合員への利益還元を常に考えながら特約店との提携を積極的に行っています。

謄写事業の現状

県内の裁判所・検察庁の本庁及び6支部に計17台のカラーコピー機を設置しています。組合員はもとより組合員以外の謄写代行も行っています。セルフコピー料金は、白黒1枚20円、カラー1枚A4は50円、A3は70円となっています。

組合員への利益還元

年に1度、弁護士日誌、訟廷日誌またはコピーカードを無償配布しています。貸出可能なゼンリンの住宅地図、ブルーマップ、路線価図、評価倍率表、レッドブック各種を揃えています。また、地裁本庁の弁護士待合室には新聞を2紙提供しています。

若手組合員への取り組み

45才以下の組合員が中心となり、青年部として総会や懇親会を行っています。中小企業団体中央会青年部加盟の他業種の協同組合青年部と様々なイベントを通じて交流を行っています。

組合の特色

個人としてはほぼ100%の加入率となっています。謄写事業の他にも書籍の斡旋や保釈保証書の発行事業を行っています。全弁協を通じて熊本県の特産品である、活き車えびの斡旋を行っておりご好評をいただいております。

今後の抱負

謄写事業以外の新規事業開拓が必要と考えています。
今後は新規特約店の開拓や組合員への利益還元を充実させることができるよう取り組んでいきたいと思っております。

全弁協への要望

新規事業のアイデアや各協同組合の活動に関する情報の提供をお願いします。

大分県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	158名	159名	99%
法人	22法人	22法人	100%

出資総額

182万円

役員

理事 5名 監事 2名

組織

理事会、監事、総会の組織があります。
実際の業務は大分県弁護士会に業務委託し、弁護士会の事務局が業務を行っています。

これまでの事業

- ①裁判所、検察庁の本庁及び支部の謄写活動
- ②書籍の斡旋販売
- ③保釈保証書発行事業
- ④成年後見人信用保証制度事業

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

実施していません。

現在特に取り組んでいるものはありますか

特になし

謄写事業の現状

県内の裁判所・検察庁にコピー機を設置し、各所での謄写に対応しています。組合員以外の代行謄写も行っております。

過去3年間の実績（概数）は、令和3年度（20万枚、521万円）、令和4年度（23万枚、622万円）、令和5年度（19万枚、480万円）となっております。長年謄写人1名で事業を行っていますので、後継者を見つけるのが現在の課題です。

組合員への利益還元

司法修習生が弁護士会の行事等に参加する際の、司法修習生の参加費の補助を行っています。

若手組合員への取り組み

特に行っておりません。

組合の特色

他の協同組合で謄写事業が簡素化、廃止されている中で、現在の謄写事業を維持していきたいという姿勢で取り組んでおります。

今後の抱負

若手組合員が増加する中で、今後は組合員への様々な利益還元について検討する必要があると思います。

全弁協への要望

全国の他の協同組合との交流や連携方法等をご検討いただければありがたいです。

宮崎県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	142名	142名	100%
法人	26法人	29法人	90%

出資総額

170万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 1名
監事 2名

組織

総会 理事会
理事会を基に運営しており、任期は2年。組合事務は弁護士会へ委託料を支払って委託。

これまでの事業

検察庁（本庁、都城、延岡）の謄写事業、書籍の斡旋販売、組合員用駐車場経営。

謄写事業の現状

組合員以外の代行謄写については、謄写人2名が自営で弁護士会事務局を中継場所にして行っている。謄写人2名の電話は全国弁護士協同組合連合会ホームページに掲載している。

組合員への利益還元

模範六法、業務便覧、赤い本の配布、県内全域のゼンリン地図の備置を行っている。

若手組合員への取り組み

検討中。

組合の特色

弁護士会員の急増に伴い、組合員数が増加しているが、100%の加入率である。

今後の抱負

組合員の厚生福利をさらに図りたい。

全弁協への要望

小規模な単協ですので、率先しての活動は困難であり、有益な情報の提供をお願いします。

鹿児島県弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	222名	224名	99%
法人	26法人	36法人	72%

出資総額

756万円

役員

理事長 1名 副理事長 1名 専務理事 1名
理事 4名 監事 2名

組織

年約6回の理事会にて運営方針を決定。
組合職員（2名）にて、各事業に対応。

これまでの事業

- (1) 事件記録の謄写（名瀬支部を除く裁判所及び検察庁において実施）
- (2) 書籍のあっせん
- (3) 保釈保証書の発行

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

現在検討中

現在特に取り組んでいるものはありますか

特になし

謄写事業の現状

- (1) 県内の裁判所・検察庁（本庁及び名瀬支部を除く各支部）に対応
- (2) 国選事件については国選弁護人の負担を減らすために別建て（割引）料金にて対応
- (3) 組合員以外の方からの依頼も受け付けていますので、謄写をご希望の方は当組合にお問い合わせください。

組合員への利益還元

- (1) 組合員に対する六法の無償貸与
- (2) 人間ドックの費用補助（上限20,000円、申込順50名）

若手組合員への取り組み

現在検討中

組合の特色

鹿児島県弁護士協同組合は、現在法人組合員26法人、個人組合員222人、弁護士会会員数に連動し組合員が変動（増加）している。若手会員のさらなる加入と、その行動力・発想力に期待している。現時点では、謄写業務の他に、組合員向けに書籍の斡旋販売や全弁協の保釈保証発行事業を、主な業務としている。

今後の抱負

謄写業務の縮小（特に刑事事件）が見込まれる状況において、経済的基盤の安定を図ることが重要であると考えている。そこで、謄写業務の効率化、合理化を図りつつ、経費を要する事業の見直しと新規事業の開拓を目指して行きたいと考えている。

全弁協への要望

多くの弁護士協同組合は、事業の活性化を望みながら、何を行えばよいのかわからない状況にあると思います。そこで、各弁護士協同組合が行っている事業の中で、弁護士協同組合ならではのと思われる活動例について情報提供していただければ幸いです。

沖縄弁護士協同組合

組合員数など 令和6年12月1日現在

	協同組合員数	弁護士会会員数	加入率
個人	265名	286名	93%
法人	17法人	28法人	61%

出資総額

282万円

役員

理事長 1名 専務理事 1名 理事 9名

組織

総会、理事会
理事会を中心に運営しており、理事は大先輩から若手（66期）まで幅広い年齢層で構成されており、理事9名のうち3名が女性となっています。実際の事務は沖縄弁護士会に委託しており、弁護士会の事務局が担当しています。

これまでの事業

共同購買（請求書等各種用紙、全弁協提供物品、書籍等）事業
特産品取扱事業（マンゴー）
保険斡旋事務代行
自動販売機設置
保釈保証書発行事業
成年後見人信用保証手数料

e-裁判に向けて組合としてのサポートや補助の有無

特になし

現在特に取り組んでいるものはありますか

特になし

謄写事業の現状

行っておりません。

組合員への利益還元

以前は、時宜に適った書籍配布などを行ってありました。

若手組合員への取り組み

特に検討しておりません。

組合の特色

沖縄弁護士協同組合は、平成11年に設立され、今年で25年を迎えます。設立当初は119名の組合員でしたが、その後沖縄弁護士会の会員増加と共に組合員数も増えて、現時点では、組合員数は、286名、17法人となっています。若手組合員も多く加入し、女性組合員も増えました。

以前は当組合の重要な業務として謄写事業がありましたが、新規コピー機を購入するのも難しい状況となったため謄写事業からは撤退している状況です。現状としては、共同購買事業と保険斡旋事務以外では特産品の取扱いが主な収入源になります。当組合は、沖縄県の特産品であるマンゴーを取り扱っておりますが、甘くて美味しいと喜ばれる人気の品となっており、お中元シーズンは多数の組合員の皆様にご購入頂いております。今後ご最員のほどをよろしく願ひ致します。

自動販売機を設置しておりますが、近時は委員会もWEB開催となることが増えていることから売れ行きは伸び悩んでおります。

今後の抱負

謄写事業から撤退し、特産品の取扱いが主な事業となっている現状としては、新たな事業の創出が必要であると考えています。若手組合員の新たなアイデアに期待したいところです。

沖縄県は、美しい碧い海に囲まれ、独特の文化を持つ魅力溢れる島々です。全国の皆様には、是非とも沖縄に足を運んで頂き、是非とも沖縄の気候、自然、食べ物、音楽、楽しんで頂きたいです。当組合と致しましても、このような沖縄の良さを御紹介できるような事業を検討していきたいと考えています。

全弁協への要望

地方都市でも事業となりそうなアイデアがあれば教えて頂きたいです。

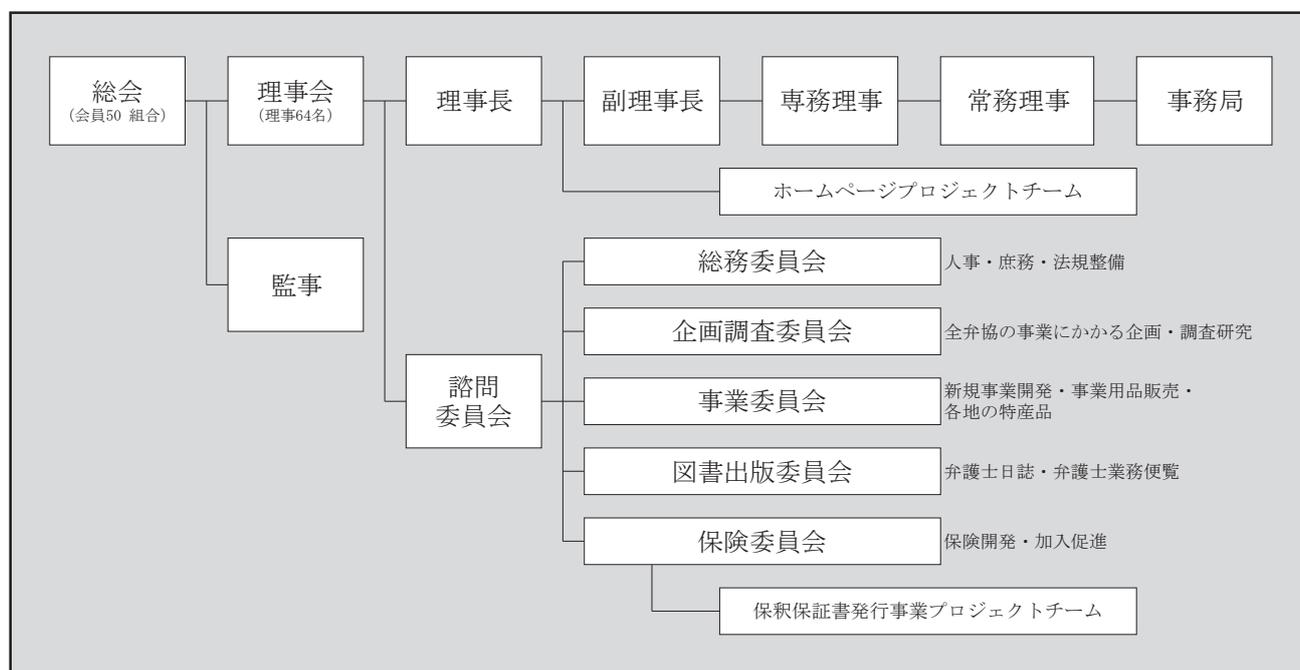
全国弁護士協同組合連合会 事業案内

全国弁護士協同組合連合会は、1984年（昭和59年）12月21日に設立され、2024年（令和6年）で創立40周年を迎えました。創立当時の加入組合は13組合でしたが、2023年（令和5年）に四国弁護士協同組合が分離独立し、全ての弁護士会に組合が設置され、50組合（東京三弁護士会はひとつ）となりました。2024年3月末日現在で各協同組合の加入組合員数は全弁護士数の9割を超え、4万人以上となっています。

全弁協は相互扶助の精神に基づき、所属員の業務支援や生活のための共同事業を展開するとともに、各地の弁護士協同組合に有用な情報を提供するなど、組合の育成や連絡・調整を行っています。

近年は、保釈保証書発行事業をはじめ、日本弁護士連合会からの委託による弁護士成年後見人信用保証制度等、弁護士の業務に関わる事業を展開しています。

さらには、OA機器や車、ITサービス等、全国どこの組合の所属員でも同様のサービスを受けられるよう全国的に展開する企業と提携し、各協同組合の収益にもつなげています。



実施事業

(1) 図書の案内・出版・販売事業

- ①毎年秋に「弁護士日誌」「訟廷日誌」「弁護士業務便覧」を発行し販売しています。
- ②各地弁護士会や協同組合が出版、推薦する図書を斡旋販売しています。
- ③「全弁協叢書」として日本弁護士連合会などから出版依頼を受け出版・販売をしています。

(2) 「パンタレイ事件袋」の販売

全弁協固有の商品です。丈夫で、軽く、水に強い、A4サイズのファイルを丸ごと収納出来る事件袋として好評を得ています。

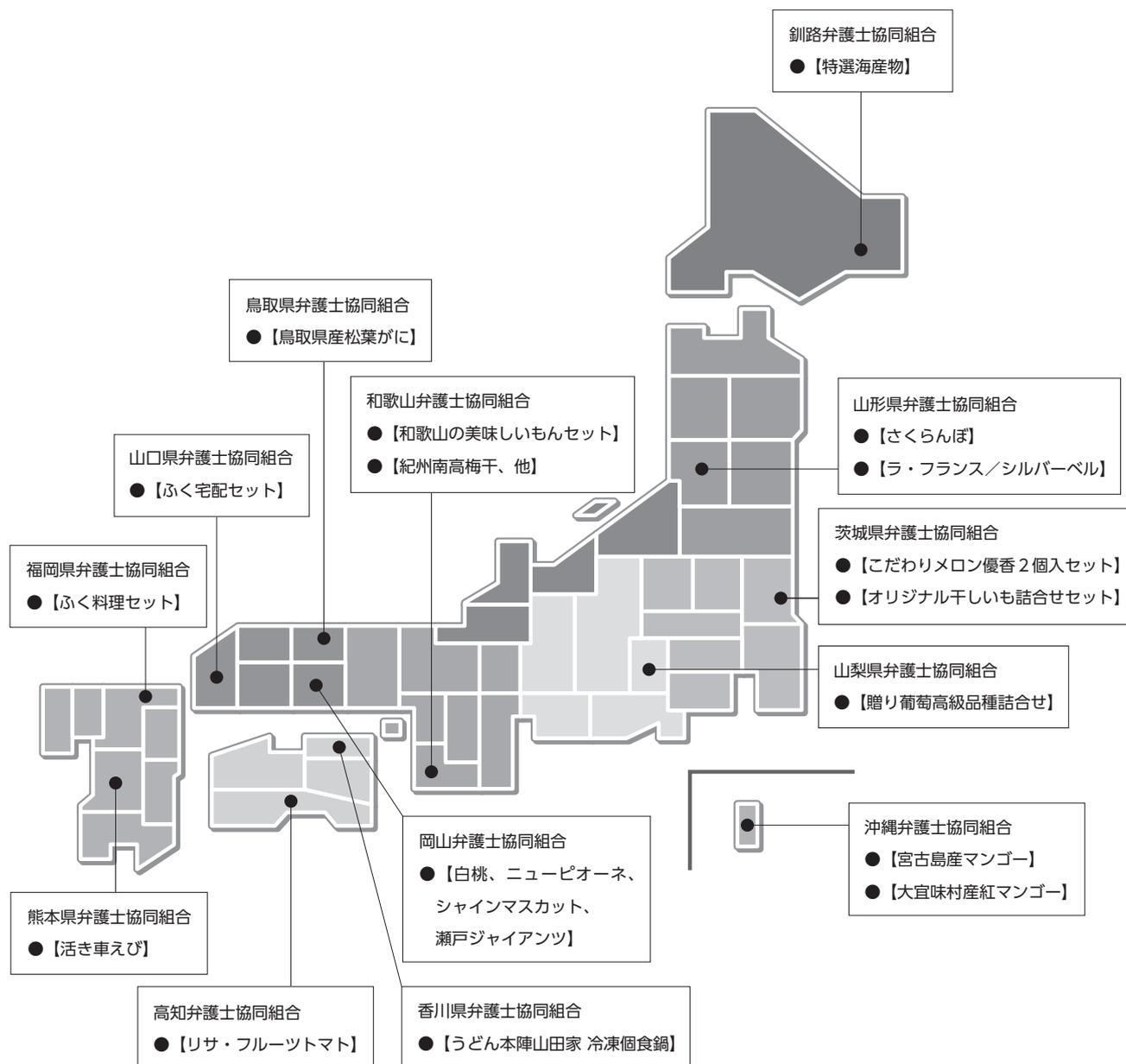
(3) 各種保険事業

名称	引受保険会社	保険内容
弁護士賠償責任保険（上乘せサイバー保険）	損害保険ジャパン	損害保険
ロイヤーズマネーガード	損害保険ジャパン	損害保険
弁護士所得補償保険・家事従事者入院補償保険	損害保険ジャパン	損害保険
弁護士所得補償保険・若手弁護士応援プラン	損害保険ジャパン	損害保険
リスク細分型所得補償保険「えらべるの」	損害保険ジャパン	損害保険
団体長期障害所得補償保険（GLTD）	損害保険ジャパン	損害保険
Web de かんたん5年・10年ガード（GLTD）	損害保険ジャパン	損害保険
新・団体医療保険	損害保険ジャパン	損害保険
がん等三大疾病	損害保険ジャパン	損害保険
弁護士傷害保険	損害保険ジャパン	損害保険
弁護士事務所従業員災害補償保険	損害保険ジャパン	損害保険
弁護士大型保障保険（定期保険・終身保険）	明治安田生命	生命保険
弁護士大型保障保険（定期保険）	SOMPO ひまわり生命	生命保険
終身医療保険（ワハハ21）	SOMPO ひまわり生命	生命保険
医療保険健康のお守り	SOMPO ひまわり生命	生命保険
無解約返戻金型収入保障保険	SOMPO ひまわり生命	生命保険
無解約返戻金型定期保険	SOMPO ひまわり生命	生命保険
がん保険	SOMPO ひまわり生命	生命保険
特定疾病保障定期保険	SOMPO ひまわり生命	生命保険
逡増定期保険	SOMPO ひまわり生命	生命保険
ナインガード（無配当無解約返戻金型総合生活障害保障保険）	SOMPO ひまわり生命	生命保険
がん保険・医療保険	アフラック生命保険	生命保険

(4) 各地特産品販売斡旋事業

弁護士協同組合の紹介による全国各地の特産品を、特別価格で定期的に案内しています。各地の特産品は次の通りです。

※2024年度の情報です。特産品は年度により変わります。



(5) 提携クレジットカード発行事業

クレジットカード会社3社と提携して、下記の通り高い信用度を持つ弁護士専用クレジットカードを発行しています。

①三菱UFJニコス株式会社

- ・ 弁護士DCカード
- ・ ロイヤーズ・MUFGカード・プラチナ・アメリカン・エクスプレスカード

②株式会社クレディセゾン

- ・ 全弁協《セゾン》プラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス・カード
- ・ 弁護士UCカード

③三井住友トラストクラブ株式会社

- ・ ダイナースクラブカード

(6) 事務用品等通信販売システム

便利な通販システム「アスクール」「カウネット」「スマートオフィス」と提携しています。

- ①アスクール … 代理店 株式会社黒田生々堂
- ②カウネット … 代理店 株式会社ワダなど
- ③スマートオフィス … 代理店 株式会社ワダ

(7) その他提携企業

以下の企業において組合員が商品やサービスを割引で購入・利用できるよう提携しています。

聘珍樓（株式会社聘珍樓）
ルミエール（株式会社ルミエール）
アスカ株式会社
株式会社金財情報システム
日本システム収納株式会社
ポスタルくらぶValue Plus(一般社団法人ポスタルくらぶ)
デル・テクノロジーズ株式会社
株式会社サッポロライオン
リンベル株式会社
アウディ（フォルクスワーゲングループジャパン株式会社）
株式会社ブロードバンドセキュリテイ
AIデータ株式会社
メガネスーパー（株式会社VHリテールサービス）

(8) 保釈保証書発行事業

刑事被告人の保釈のための保証書（刑訴法94条3項）を発行する事業です。

平成25年7月1日の開始以降各弁護士協同組合で利用いただき現在49単協の組合員に利用いただいています。

保釈保証書発行事業とは、貧富の差による不平等をなくし、被告人の人権を守るための事業です。逃亡や証拠隠滅の可能性が低く保釈可能な被告人でも、保証金が用意できなければ、身体を拘束され続けるしかありません。

全弁協の提唱する保釈保証書発行事業では、担当弁護人の申込みに基づき全弁協が保証書の発行を行い、万一の際の保証金の支払いを全弁協が行います。組合がリスクを負うことで弁護士個人へのリスクをなくし、「保証書による保釈」を機能させ、資金の乏しい被告人にも平等に保釈の機会を与えるのがこの事業の狙いです。

(9) 保全事件「支払保証委託契約（ボンド）」

2019年10月から開始している事業で、保証金や担保を全額用意することなく、保全事件（仮差押え、係争物に関する仮処分）の申請を弁護士に依頼できる制度です。2020年11月からは家事事件手続法に基づく「婚姻等に関する審判事件を本案とする仮差押え」も対象となりました。事業開始以来年々件数と利用地域が拡大し、令和6年12月末段階で承認件数は総計501件となりました。

(10) 弁護士成年後見人信用保証制度

日本弁護士連合会からの依頼で2020年10月1日に開始した事業で、被害者救済を目的として日本弁護士連合会が考案し、推奨する制度です。全弁協が保証人となり、弁護士成年後見人等の不正による損害賠償債務を保証し、弁護士成年後見人等による横領事件が発生した場合、全弁協が、保証債務の履行として被害者（被後見人等）の被害を弁償し、その被害の回復を図る制度です。

創立40周年記念式典・祝賀会

◆会場 / 損害保険ジャパン本社ビル43階

◆期日 / 2024年12月13日（金）

●記念式典（16：00～17：00）

司会／成末 奈穂（全国弁護士協同組合連合会 常務理事）

1. 開式の辞：成末 奈穂（全国弁護士協同組合連合会 常務理事）〔司会〕
2. 式辞：太田 治夫（全国弁護士協同組合連合会 理事長）
3. 来賓祝辞： 瀧上 玲子（日本弁護士連合会 会長）
石川 耕治（損害保険ジャパン株式会社 代表取締役社長）
4. 表彰状・感謝状贈呈式
ご紹介役：成末 奈穂（全国弁護士協同組合連合会 常務理事）〔司会〕
授与：太田 治夫（全国弁護士協同組合連合会 理事長）
5. 謝辞
被表彰者代表：森 誠一（全国弁護士協同組合連合会 平成27・28年度理事長）
被感謝者代表：石田 有里（株式会社カイトー 代表取締役社長）
6. 祝電披露：成末 奈穂（全国弁護士協同組合連合会 常務理事）〔司会〕
7. 閉式の辞：江口 陽三（全国弁護士協同組合連合会 副理事長）

●記念祝賀会（17：15～19：30）

司会／青木 康郎（全国弁護士協同組合連合会 常務理事）

記念演奏：西野絢賀、小泉奈美、西村梨沙、北垣彩による弦楽四重奏団

1. 開宴の辞：青木 康郎（全国弁護士協同組合連合会 常務理事）〔司会〕
2. 挨拶：南川 博茂（創立40周年記念事業実行委員会 委員長）
3. 来賓祝辞：大砂 裕幸（日本弁護士連合会 副会長）
4. 乾杯：田中伸一郎（全国弁護士協同組合連合会 理事）
5. 記念イベント
 - 弁賠事例データベース紹介
 - 写真コンテスト表彰式
 - 福引大会
6. 閉宴の辞：森 徹（全国弁護士協同組合連合会 副理事長／
創立40周年記念事業実行委員会 事務局長）

創立40周年記念式典・祝賀会 当日の様子



式辞
全国弁護士協同組合連合会 太田治夫 理事長



来賓祝辞
日本弁護士連合会 会長 瀬上 玲子 様



来賓祝辞
損害保険ジャパン株式会社
代表取締役社長 石川 耕治 様



謝辞
森 誠一 平成27・28年度 全国弁護士協同組合連合会 理事長



謝辞
提携店代表 株式会社カイトー 代表取締役社長 石田 有里 様



閉会の辞
全国弁護士協同組合連合会 江口 陽三 副理事長



西野絢賀、小泉奈美、西村梨沙、北垣彩による
弦楽四重奏団



創立40周年記念ゴルフコンペ

創立40周年を記念して、今回初めて記念ゴルフコンペを以下の要領で開催いたしました。
晴天のなか、優勝は福岡県弁護士協同組合の三浦理事長でした。

- 1 日 時：2024年12月12日（木）
- 2 場 所：小金井カントリークラブ倶楽部（アウト・イン各4組）



プレー終了後、クラブハウス内で表彰式を兼ねて懇親会が開催されました。



損害保険ジャパン株式会社様より SOMPO美術館にご招待いただきました！

- ◆ 損害保険ジャパン株式会社様より、「SOMPO美術館」にご招待いただきました！
- ◆ SOMPO美術館では「ひまわり」（ゴッホ）を展示しています。
花瓶に生けた〈ひまわり〉は世界で7点のみであり、現存しているのは6点です。
- ◆ アジアで「ひまわり」を常設展示しているのは、唯一SOMPO美術館だけです！
機会があれば、ぜひ鑑賞してみてください。



＜SOMPO美術館 沿革＞

SOMPO美術館は、1976年7月に「東郷青児美術館」として、安田火災海上（現・損保ジャパン）本社ビル42階で開館。2020年4月、館名を「SOMPO美術館」に改め、同年5月、同本社ビル前に移転。新宿西口高層ビル街の玄関口に位置する地上6階建ての美術館は、外観の美しい垂直面と曲面、1・2階を見通せる開放的なエントランスが特徴です。

利用案内

住所：〒160-8338
東京都新宿区西新宿1-26-1
お問合せ先：03-5777-8600(ハローダイヤル)
ホームページ：https://www.sompo-museum.org/
開館時間：午前10時から午後6時まで
休館日：月曜日（祝日・振替休日の場合は開館）
・展示替期間・年末年始
観覧料：展覧会により異なります
最新情報はホームページをご確認下さい
アクセス：新宿駅西口から徒歩5分
その他：車椅子貸出可（2台） 荷物用ロッカー有（1階）



- ◆ 主な展示作品は、〈ひまわり〉ゴッホ作、〈アリスカンの並木路〉ゴーギャン作、〈りんごとナブキン〉セザンヌ作等。
- ※ 時期によって掲示する作品はことなります。

創立40周年記念事業実行委員会 委員名簿

実行委員長	南川 博茂	顧問	大阪
-------	-------	----	----

顧問	鷺見 弘	顧問	愛知県
//	村瀬 尚男	顧問	愛知県
//	南川 和茂	顧問	大阪
//	堤 淳一	顧問	東京都(東)
//	奥村 救軌	顧問	愛知県
//	森 誠一	顧問	東京都(二)
//	南川 博茂	顧問	大阪
//	軍司 育雄	顧問	東京都(一)
//	宮壽 良一	顧問	愛知県

財務部会			
副委員長1、部会長1、副部会長3、委員9、オブザーバー3			
副委員長	鶴田信一郎	副理事長	東京都(二)
部会長	鈴木 茂生	専務理事	東京都(二)
副部会長	尾崎 行正	常務理事	東京都(一)
//	村上 英樹	常務理事	兵庫県
//	丸尾 正美	常務理事	札幌
委員	石割 誠	理事	静岡県
//	松浦 護	理事	釧路
//	沼田 徹	理事	青森県
//	金城 智誉	理事	沖縄
//	西村 正男	理事	鳥取県
//	馬場 竹彦	理事	鹿児島県
//	杉本 秀介	理事	岡山
//	朝田 啓祐	理事	徳島
//	岩崎 淳司	理事	高知
オブザーバー	吉田 繁實	監事	東京都(二)
//	新井 賢治	監事	埼玉
//	神林 克明	監事	公認会計士

記念事業部会			
副委員長1、部会長1、副部会長3、委員10			
副委員長	脇 奈穂子	副理事長	東京都(一)
部会長	川村 和久	専務理事	大阪
副部会長	日下部和弘	常務理事	京都
//	森田 純也	常務理事	仙台
//	白井 一郎	常務理事	香川県
委員	安藤 友人	理事	岐阜県
//	須山 通治	理事	岩手
//	紺 正行	理事	群馬
//	金子 肇	理事	長野県
//	柴田 一宏	理事	秋田
//	新谷 俊彦	理事	大阪
//	西村 香苗	理事	奈良
//	原口 祥彦	理事	大分県
//	近藤 公人	理事	滋賀
//	半田 稔	理事	山形県

理事長	太田 治夫	理事長	東京都(東)
-----	-------	-----	--------

式典・祝宴部会			
副委員長2、部会長1、副部会長3、委員15			
副委員長	森 徹	副理事長	東京都(東)
//	江口 陽三	副理事長	大阪
部会長	佐藤 貴則	専務理事	東京都(東)
副部会長	成末 奈穂	常務理事	大阪
//	兒玉 浩生	常務理事	広島
//	青木 康郎	常務理事	神奈川県
委員	坂井美紀夫	理事	金沢
//	平 哲也	理事	新潟県
//	鍋谷 博志	理事	富山県
//	宮本 健治	理事	福井
//	富山 信彦	理事	和歌山
//	上田 和義	理事	山口県
//	田中伸一郎	理事	東京都(二)
//	平野 浩視	理事	栃木県
//	高野 正幸	理事	福島県
//	河内 理	理事	愛媛
//	野中 篤	理事	千葉県
//	窪田 良弘	理事	函館
//	高木 絹子	理事	熊本県
//	人見 光一	理事	茨城県
//	梶村 龍太	理事	長崎県

表彰・記念品部会			
副委員長1、部会長2、副部会長1、委員8			
副委員長	服部 一郎	副理事長	愛知県
部会長	久志本修一	専務理事	愛知県
部会長	前川 晶	専務理事	東京都(一)
副部会長	三浦 邦俊	常務理事	福岡県
委員	松本 成輔	理事	山梨県
//	関口 和正	理事	埼玉
//	服部 千鶴	理事	愛知県
//	松尾 弘志	理事	佐賀県
//	塚越 正光	理事	三重
//	新原 次郎	理事	宮崎県
//	中村 寿夫	理事	島根県
//	竹本 康志	理事	旭川

実行委員会事務局			
事務局長1、事務局次長4、職員9			
事務局長	森 徹	副理事長	東京都(東)
事務局次長	江口 陽三	副理事長	大阪
//	服部 一郎	副理事長	愛知県
//	脇 奈穂子	副理事長	東京都(一)
//	佐藤 貴則	専務理事	東京都(東)

編集後記

- ▶ 全弁協は、1984（昭和59）年12月、諸先達の熱意と努力により、当時の13の単協を組合員として設立されました。現在全国各地の50の単協が加入しています。この度創立40周年を迎え、2024（令和6）年12月13日、損保ジャパン本社ビル43階を会場として、記念式典・祝賀会が開催されました。祝賀会は、弦楽四重奏団による華麗なクラシック演奏で幕を開け、豪華な福引抽選会で大いに盛り上がりました。記念式典・祝賀会の当日の様子は、ぜひ本文をご覧ください。
- ▶ 当記念事業部会では、弁護士賠償責任保険事例のデータベース構築に加え、本冊子の表紙を飾るにふさわしい写真を選ぶため、写真コンテストを実施しました。

全国の所属員や事務職員の方々から多数のご応募をいただき、厳正な審査の結果、最優秀賞に輝いたのは《未知なる土地へ》です。撮影者は、山口県弁協の川上弘達弁護士。応募の際のコメントは、「撮影者は、地縁のない山口の地で生活を始めたばかりであった。本作品の、明るい海と空の先に、曲がって見えなくなる橋は、当時の撮影者の心情と重なる。」というものでした。未来への一抹の「不安」とともに、大いなる「希望」が入り交じった撮影者の祈りような当時の胸懐が、見る者にひしひしと伝わってくるようです。
- ▶ 今回の記念式典にご参加いただいた皆さまには、損保ジャパン様のご厚意により、会場隣接のSOMPO美術館所蔵ゴッホの「ひまわり」をご鑑賞いただけるチケットをご提供することができました。展示会場の出口付近に厳かに展示されていましたが、ご覧いただけましたでしょうか。
- ▶ 「40年」という時間の区切りは、東洋でも西洋でも古来重要なものとされてきたようです。当初13組合からスタートした全弁協は、弁護士の業務支援と福利厚生を目的として、各地の単協はもとより、近年では日本弁護士連合会とも密接に連携しながら、その業務の質・量ともに一層充実させています。現在の全弁協の活動の概要や、各地単協の取組・課題については特集記事をご参照ください。

弁護士を取り巻く社会経済情勢が厳しさを増す中、全弁協の重要性はますます高まっています。40周年を機に改めて設立時の初心に立ち還るとともに、提携業者様を含む関係各位との連携を今後もより緊密にし、弁護士の仕事と暮らしを支える心強い存在として弛まず歩み続けて参りたいと思います。
- ▶ 末筆ながら、本記念誌の制作にあたっては、記念事業部会の委員の皆さまに多大なるご尽力をいただきました。また、事務局の皆さまにも大変お世話になりました。深く感謝申し上げます。

本記念誌が、今後の組合員の皆さまのお役に立てることを心より祈念いたします。

創立40周年記念事業実行委員会
記念事業部会 部会長 川村和久

「全弁協NEWS」第10号（全弁協創立40周年記念誌）

- 発行／令和7年5月28日
- 発行者／全国弁護士協同組合連合会
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階 TEL：03-3580-0806 FAX：03-3581-1373
- 代表者／太田治夫（全国弁護士協同組合連合会・理事長）
- 編集責任者／川村和久（全国弁護士協同組合連合会・専務理事）
- 編集・印刷／勝美印刷株式会社

(カテゴリー-契約・提携単協)

株式会社ボスアンドブラザーズ・ジャパン
(動産買取・廃棄物処理-東京都)

大阪ガス都市開発株式会社
(マンション-東京都)

株式会社トクチョー
(調査・鑑定-東京都)

株式会社はなまる
(自動車買取-大阪)

株式会社愛晃リサーチ
(調査・鑑定-東京都)

トコスエンタプライズ株式会社
(動産買取・廃棄物処理-東京都/大阪)

株式会社インターナショナル・インターフェイス
(翻訳・通訳-東京都)

東急リバブル株式会社
(不動産仲介・売却-大阪)

株式会社JCM
(自動車買取-東京都)

ボルボ・カー・ジャパン株式会社
(自動車販売-東京都)

三井住友トラスト不動産株式会社
(不動産仲介・売却-兵庫県)

株式会社金財情報システム
(法律系インターネットサービス-東京都)

有限会社三輪商事
(動産買取・廃棄物処理-大阪)

株式会社インフォレスト
(医療鑑定・文献調査-東京都)

ビー・エム・ダブリュー株式会社
(自動車販売-東京都)

合同会社firmee
(事件管理・サポート・セキュリティ-東京都)

株式会社ぎょうせい
(書籍・出版-東京都)

AIデータ株式会社
(データ復元・フォレンジック-東京都)

キャッチャー・ネットワーク株式会社
(動産買取・廃棄物処理-東京都)

旭化成ホームズ株式会社
(ハウスメーカー-東京都)

日本システム収納株式会社
(顧問料の口座振替-全国)

株式会社アドアス
(オフィス用関連・オフィス移転-東京都)

株式会社ワールドネットワーク古美術骨董えんや
(美術鑑定・買取-東京都)

デル・テクノロジーズ株式会社
(PC・サーバー・周辺機器 販売-全国)

オーディジャパン販売
(自動車販売-東京都)

弘英産業株式会社
(動産買取・廃棄物処理-東京都)

株式会社サンセイランディック
(不動産買取・売却-仙台)

法科学鑑定研究所株式会社
(DNA鑑定ほか-東京都)

株式会社フレックスファミリー
(保険-全国)

日本生命保険相互会社/あいおいニッセイ同和損害保険株式会社/株式会社カイトー
(保険-全国)

有限会社和泉家石材店
(葬儀・仏壇仏具・墓石-東京都)

神戸総合速記株式会社
(反訳・速記-兵庫県)

株式会社テイタン大阪
(調査・鑑定-大阪)

株式会社リーガル
(法律事務所向けソフトウェア-東京都)

株式会社高翔
(不動産仲介・販売-兵庫県)

有限会社幸福堂
(食品-全国)

株式会社三協
(動産買取・廃棄物処理-大阪)

株式会社コメ兵
(動産買取・廃棄物処理-兵庫県)

平田運送株式会社
(倉庫・引越・保管-大阪)

旭化成ホームズ株式会社
(ハウスメーカー-大阪)

農事組合法人うまいくだもの園
(食品-山形県)

日本加除出版株式会社
(書籍・出版-東京)

株式会社ベストサーブ
(遺品整理-兵庫県)

株式会社植原葡萄研究所
(食品-山梨県)

サンパチ株式会社
(印刷・製袋-全国)

株式会社テイタン
(調査・鑑定-東京都)

株式会社カクタス
(オフィス用関連・オフィス移転-大阪)

トータル設計株式会社
(設計・施工-大阪)

株式会社一条工務店
(建築関係-大阪)

株式会社メンバーズゴルフサービス
(ゴルフ会員権売買-大阪/京都/兵庫/滋賀)

富士防災警備株式会社
(記録保管・電子化-東京都)

株式会社OkatosHeroRealEstate
(不動産仲介・買取-大阪)

大樹収納サービス株式会社
(収納代行-全国)

株式会社日本筆跡心理学協会
(筆跡鑑定-東京都/大阪/仙台/神奈川/愛知/広島/香川)

アスエイト・アドバイザー株式会社
(データ復元・フォレンジック-東京都)

株式会社ティア
(葬儀・仏壇仏具・墓石-大阪)

株式会社銀座山形屋
(スーツ-東京都)

あおい総合調査事務所
(調査・鑑定-大阪)

損害保険ジャパン株式会社/株式会社カイトー
(保険-東京都)

動産はBBJまで

BBJ

| 設立28年の実績と行動力



買取



家探し



評価・査定



撤去

買取可能動産

商品在庫・貴金属/宝飾品・美術品/骨董品・世界のコイン・ブランド品・古書/専門書
・アパレル/アクセサリ-/雑貨・車両/機械設備・音響機器・古酒・CD/DVD・嗜好品
等々動産であれば、何でも対応可能です。

COMPANY PROFILE

名称 : 株式会社ボスアンドブラザーズ・ジャパン
代表取締役: 田中 浩一
設立 : 1997年11月6日
資本金 : 10,000,000円
住所 : 〒104-0061 東京都中央区銀座3-8-13 光生ビル5階
古物商 : 東京都公安委員会 第301061506212号
【(一社)事業再生実務家協会 会員】
【弁護士協同組合 特約店】
東京都・神奈川県・埼玉県・栃木県・群馬県・札幌・仙台・新潟県・
金沢・愛知県・岐阜県・滋賀県・大阪・広島・福岡県・長崎県・佐賀県

詳細はホームページをCHECK ♪

BBJ 換価

検索

【お問い合わせ】

✉ jituno@bossandbrothers.com

☎ 03-5579-9971

FAX 03-5579-9972

担当: じつのたかひろ



人生に感動する一邸を。

SCENES

大阪ガス都市開発の分譲マンションブランド [シーンズ]



シーンズ塚口(エントランスロビー外観)



シーンズ塚口(分譲済)



シーンズ京都賀茂川(分譲済)



シーンズ京都賀茂川(エントランスホール)



購入者が選ぶ
SUUMO
AWARD
2023

SUUMO AWARD 2023
分譲マンションデベロッパー・販売会社の部〈関西〉
省エネ部門 優秀賞
創造性・先進性部門 優秀賞

提携特典

販売価格(税抜)より

1%割引

させていただきます



大阪ガス都市開発株式会社 分譲住宅事業部 担当:冬野

〒541-0046 大阪市中央区平野町4-1-2 大阪ガスビル北館8階 【営業時間】9:00am~17:40pm(土・日曜、祝日定休)

お問い合わせ



TEL:06-4707-6308



<https://ogud.co.jp>

スマートフォンは
こちらから▶



価値ある情報が、
ビジネスを動かす。
企業の未来を創り出す。

Our Speciality

1

東京都・神奈川県他
弁護士協同組合

特約店

Our Speciality

2

約1,000社の
上場企業及び投資会社

250超の
法律事務所が
クライアント

Our Speciality

3

全国
対応可能



まずは **無料** でお見積り! 組合員特別価格にて対応

 **03-6374-3660**

 弁護士向けサービス

- 付郵便送達、公示送達のための居住確認調査
- 勤務先特定、不貞行為証拠収集等の為の尾行調査
- 筆跡/指紋鑑定

 法人向けサービス

- 企業・人物の反社会的勢力との関係性調査
- 取引先・提携予定先調査
- IPO準備対策
- 採用調査
- 競合調査
- 社内リスク対策
- WEB風評対策



トクチョーは、長年に渡り築き上げた豊富な情報網と経験に裏打ちされた調査力で
ご縁をいただいたお客様へ、真に「価値ある情報」を提供いたしてまいります。

代表取締役社長 荒川一枝



<https://www.tokucho.co.jp/>



東京本社

〒103-0011
東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号
フジスタービルディング日本橋9階
TEL 03-6374-3660

近畿・東海支社

〒460-0003
名古屋市中区錦1-13-19
名錦ビル
TEL 052-212-2921

債務
整理

破産
管財

放置
車両

相続
物件

全国 高価買取いたします

どこでも どんな クルマでも

- ☑ 面倒な陸運局・軽自動車検査協会での手続きの代行
- ☑ 車両の買取・引き取り・保管
- ☑ 所有者の書類が揃わなくても、適正な手続きによる解体処分



ソコカラの4つのポイント

point ①

個人所有、法人所有
問わず車の買取可能



point ②

事故車や故障車など、
どんな状態の車でも
買取可能



point ③

トラックや重機など、
車種問わず買取可能



point ④

世界へのダイレクトな販路
独自のワンストップ物流
により高価買取が可能



ソコカラは東京都弁護士協同組合・大阪弁護士協同組合
福岡県弁護士協同組合の特約店に指定されております。

クルマ買取販売 ソコカラ (運営会社：株式会社はなまる)
〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲州庁舎 40F

TEL

050-3822-2805

MAIL

offer@sococara.com

テレビCM放映中!



創業1983年 信頼と実績の総合調査

東京都弁護士協同組合特約店

神奈川県弁護士協同組合特約店
千葉県弁護士協同組合特約店
埼玉県弁護士協同組合特約店
山梨県弁護士協同組合特約店
長野県弁護士協同組合特約店
群馬県弁護士協同組合特約店
茨城県弁護士協同組合特約店
栃木県弁護士協同組合特約店

◎非弁行為と疑われる行為は致しません。

〈公示送達・付郵便の現地確認調査〉

法曹関係のお客様

- ★債権回収に伴う隠匿資産調査
- ★現勤務先・居所調査
- ★相続関係調査
- ★不貞関係調査
- ★デジタル機器解析
- ★筆跡・印影・証書鑑定
- ★その他調査全般



代表取締役
金子 和男

■金子和男プロフィール

三重県出身。警視庁警察官を退職後、調査業界入り。
旧態依然とした調査業の改革を実践すべく、1983年11月
に独立開業。

■主な経歴・役職

(社)千葉青年会議所元常任理事
千葉商工会議所青年部元理事・監事
千葉ロータリークラブ(1994~95年・1995~96年/幹事)
(一社)日本調査業協会 理事
(一社)日本調査業協会 関東ブロック長(2024.6~)

株式会社 愛晃リサーチ

0120-545-432

調査のアイコン 検索



東京本部

東京都港区新橋
2-16-1
ニュー新橋ビル7F



千葉本社
千葉市中央区中央
2-8-5
ジュピタービル8F



東葛営業所
千葉県柏市柏
1-1-10
KASHI-WORKビル



横浜営業所
横浜市西区北幸
1-5-10
JPR横浜ビル8階



埼玉営業所
さいたま市大宮区
桜木町1-195-1
大宮ソラミチKOZ4F



未来に向けて

動産買取・不要物撤去 トコスエンタプライズにお任せください

◆中古動産のリユース・リサイクルの橋渡しを行なうソリューションを提供します。

35年を超える実績と確かなノウハウを持つ当社の中古動産売買事業は、中古動産に価値を見出して次に生かし、リユース・リサイクルの橋渡しを行なうソリューションを提供しています。

工作機械・車両・建設機械・食品製造機械・分析機器・事務機器・OA機器・在庫商品など、幅広く動産売買を行なっています。

また、買取できない物件などに関しては『廃棄物の処理および清掃に関する法律』を厳守し適正に処分します。

動産設備中古売買事業の事例

不要物撤去・事務所明渡の事例



中古車



フォークリフト



事務所 作業前



事務所 作業後



パソコン・モニター



工作機械



倉庫 作業前



倉庫 作業後



在庫商品



大型車両

オフィス・店舗・工場・倉庫・個人宅などの片付けや撤去作業、不要物の収集・処分を承っています。また、機密書類の溶解処分などにも対応できます。

あらゆる動産の再利用可能品を適正価格で買取、可能な限りリユースすることでトータル廃棄コスト削減のお手伝いをします。

* 上記以外にもお買い取りできる機械・機器は多岐に渡ります。お気軽にお問合せ下さい。

ご相談・お見積無料

トコスエンタプライズ株式会社

〒130-0024

東京都墨田区菊川3-17-2

アドン菊川ビル9階

ご連絡窓口：営業部 営業1グループ

【担当：金山・山田】

【電話】 03-6659-9451

【FAX】 03-6659-9127

【メールでのご依頼】 machine@tocos.co.jp



— 株式会社 日本ITAD協会



東弁協特約店



International Interface
www.i-interface.com

法律・財務・会計 分野に特化

20年以上にわたる確かな実績で
高品質な多言語サービスを提供

1 翻訳

- 契約書、訴状、裁判関係書類、社内規程、法定開示書類など法務に特化した翻訳
- 翻訳証明書発行、公証取得サービスも対応

2 通訳

- 法廷、商談、海外M&A、契約締結などリーガル分野の専門通訳
- オンライン通訳にも対応

3 反訳

- 法廷提出用、記録用など用途に応じて対応
- 日本語を含む多言語のテープ起こしから翻訳まで、ワンストップサービスを実現

- ✓ 東証プライム上場企業を中心に**800社超**の取引実績
- ✓ 法律事務所(国内外)、官公庁、金融機関(銀行、保険、証券会社)等 **品質を最重視**されるクライアントからの高リピート率
- ✓ 厳選された登録翻訳・通訳者 **1,000名以上**
(外国弁護士、公認会計士含む)

特約店
割引
サービス

全サービス、一般価格より

5%特別お値引でご提供

株式会社インターナショナル・インターフェイス

〒107-0062 東京都港区南青山2-26-32 セイザン402
TEL: 03-5414-6130 Email: info@i-interface.com
FAX: 03-5414-6131
営業時間: 9:30~18:00 (土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)

www.i-interface.com

日本翻訳連盟(JTF)会員
日本IR協議会会員
ISO27001認証取得



お見積無料



大阪弁護士協同組合 組合員の皆様

このような案件に関わる
不動産のご相談は東急リバブルにお任せください

相続不動産の売却



相続財産管理・
成年後見



離婚・財産分与



事業承継・M&A



資金調達のための
不動産売却



経営基盤強化のための
不動産対策



無料

《査定のご依頼お待ちしております》

ご優待
特典

大阪弁護士協同組合様 限定

正規仲介手数料から**20%割引**

ご優待の対象者様

組合員様ご本人、組合員様のご家族(2親等以内)、組合員様の事務員様

※ご優待をお受けになる方が組合員様ご本人以外の場合、対象者様であることを確認できる書類の提出が必要となります。

※東急リバブル既定の売却仲介手数料からの20%割引特典制度となります。※売買契約締結後のお申し出は対象外となります。

※他の特典制度との併用はできません。※詳細は下記のお問合せ先までご連絡ください。

〈お問い合わせ先〉

東急リバブル

<https://www.livable.co.jp/>

宅地建物取引業 国土交通大臣(12)第2611号
(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

東急リバブル株式会社 関西支社 事業開発部 情報開発課
〒530-0001 大阪市北区梅田1-11-4-1511 大阪駅前第4ビル15階
受付時間 10:00~18:00 / 定休日 火曜日・水曜日

☎ **0120-941-053** FAX. 06-6345-1195

担当 押川 康孝 携帯 **080-4788-5773**

E-MAIL yasutaka-oshikawa@ma.livable.jp

公式Facebookで東急リバブルの最新情報を配信中! 詳しくは

東急リバブル FB

検索

車輻の売却 お任せください

破産

債務整理

離婚

相続

成年後見



0120-322-7555

(月～土) 9:30 ~ 17:30 日祝休み

<https://www.car-jcm.jp/lp/satei-jb/lawyer/>



組合員様のマイカーも対象です。買い替えの際はお任せ下さい。

組合員様
マイカー売却特典

ご成約で商品券10,000円贈呈中!



または  のマイルへも変更可能です。

(併用は不可、管財車輛および買取金額5万円未満の場合はマイカー売却特典は対象外) ※詳しくはお電話でお問い合わせください。

JCMは、都市銀行・生損保・社団法人等が設立した唯一の自動車流通商社です

JCMをご紹介します。JCMを
ご紹介いただいている弁護士協同組合

JCM

・東京都弁護士協同組合・神奈川県弁護士協同組合・埼玉弁護士協同組合
・大阪弁護士協同組合・愛知県弁護士協同組合・福岡県弁護士協同組合
・札幌弁護士協同組合・仙台弁護士協同組合・広島弁護士協同組合・四国弁護士協同組合 他
その他約1200社以上の企業・団体の皆様にご利用いただいております。

V O L V O

全国弁護士協同組合連合会 創立40周年 おめでとうございます。

洗練と快適、次なるステージへ NEW Volvo XC90 登場。

北欧の美学を体現した7シーターSUV。
洗練されたエクステリアと最新テクノロジーが融合。
進化し続ける安全性能と直感的な機能性が、
すべての座席にゆとりと安心を届けます。



プレミアム・7シーターSUV
NEW Volvo XC90

Photo : XC90 Ultra B5 AWD

ボルボの今を、新しい価値をショールームで。
提携特別ご優待を実施しております。ぜひこの機会にご検討ください。

●写真は海外仕様。日本仕様は右ハンドルになります。●写真はオプション装着車です。●特別限定車など、一部対象外もございます。●販売価格はボルボ・ディーラーが独自に定めておりますので、お問い合わせください (EX30、EX40、C40を除く)。●記載の内容は、2025年3月1日現在のものであり、予告なく変更される場合があります。●詳しくはボルボ・ディーラーにお問い合わせください。

走りが楽しく、人と環境に配慮した、ボルボが提案する次世代のEVを、
お近くのボルボ・ディーラーで、ぜひご体感ください。>>





三井住友トラストグループ 三井住友トラスト不動産



©トラストさん

弁護士先生ご本人等の不動産取引の際

20%引の特典があります

仲介手数料

提携割引の適用は(売買契約締結までの)お申し出が条件となります。
他の割引特典と、重ねてのご使用はできませんので、予めご了承ください。

近畿圏・首都圏・名古屋・福岡・
熊本・広島・岡山の各エリアに店舗網

充実ネットワークでサポートします!

不動産の価格が知りたい(無料)

■豊富なデータと経験を基に、迅速に無料で査定書をご提示できます。

破産管財人となり不動産売却のニーズが発生する

■煩雑な手続きが伴う不動産売買を三井住友トラスト不動産と三井住友信託銀行、双方のネットワークを使い、安全にお取引をさせていただきます。

不動産を購入したい

■豊富な物件情報の中からご希望に沿った物件を紹介させていただきます。

大阪弁護士協同組合・兵庫県弁護士協同組合特約店



三井住友トラストグループ

三井住友トラスト不動産株式会社 近畿圏情報営業部

■お問い合わせは[通話料無料]へ

三井住友トラスト不動産

検索

担当：田中



通話
無料

0120-700-991

TEL.06-6228-7010 FAX.06-6228-7030
E-mail:kinki-joei@smtrc.jp

■〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜4丁目5番33号 住友ビル9階 ■日曜・祝日定休 ■営業時間/AM9:30~PM5:30

国土交通大臣免許(10)第3397号・(一社)不動産協会会員・(一社)不動産流通経営協会会員・(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟 ■取引態様/仲介

※お客様にご提供いただいた個人情報は、当社の業務のご紹介、不動産に関する情報・サービスの提供のために利用いたします。なお弊社の個人情報保護方針につきましては<https://smtrc.jp/> をご参照ください。*無料査定につきましては、不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産の鑑定評価に代わるものではありません。*遠隔地の不動産や、ご相談内容によりましてはお取り扱いできない場合もございますので、予めご了承ください。*成約の際には仲介手数料(消費税込)を申し受けます。

弁護士向けChatGPT活用講座

全国の弁護士の先生方が続々と実践しております

この講座は弁護士向けの内容で具体的な業務活用シーンもわかり、利用上の注意点も解説！
eラーニング講座は動画で学びながら、ChatGPT操作による演習もあるので初心者も安心！

受講コース

入門編

- ✓ ChatGPTの登録の仕方
- ✓ 日々の業務でChat GPTを活かすには
- ✓ AI・LLMを扱う際の注意点
- ✓ プロンプトエンジニアリング基礎
- ✓ 欲しい情報を引き出すためのプロンプトの作り方

入門編はChatGPTの業務利用に慣れてもらうことが目的です。

知識を付けた後で、
ケーススタディを行います。

目安
2時間(動画+演習)

12,800円/人 (税込)

マスター編

- ✓ ChatGPTを活用するために必要な能力とは
- ✓ ChatGPTを使って文章を添削・校正する
- ✓ 弁護士業務に役立つ実践的なケーススタディ

マスター編では多くのケーススタディに取り組んでいただき、より実践に近い形式でChatGPTを活用します。

目安
8時間(動画+演習)

44,800円/人 (税込)

入門編

マスター編

同時購入の場合

49,800円/人 (税込)

ケーススタディの例

- ①契約書のリーガルチェックをAIを用いて行う
 - ②クライアントからの法律相談の回答をAIで生成する
 - ③タイムチャージ料金の請求に関する関数をAIで生成する
 - ④クライアントに送付する打合せ内容の文章をAIで生成する
 - ⑤示談関連の文章をAIで生成する
- ※他にもいくつもの事例を用意しています
弁護士業務に役立つ事例を豊富にご用意

講座の特徴



講座内容を一部公開中！
弁護士が業務活用する際の注意事項を取り上げています。

- > 弁護士業務に特化した使い方を解説！
- > 初歩から、ChatGPT初心者も安心！
- > ChatGPTを実際に操作するワーク満載！
- > PCもスマホもどちらにも対応！
- > いつでも、繰り返し学習可能！
- > 忙しい弁護士でも取り組みやすい！

受講者の声



AI利用のリスクを学んで、適当に使ってはいけないことがわかって安心できた



入門編だけでも情報収集やアイデア出し、翻訳やリーガルチェック等便利に使えそう



実際に手を動かすことで操作もわかり、すぐに業務に使えた



指示や質問の仕方であんなにも回答が変わってくるのかと実感した

受講方法

eラーニング講座

PC or スマートフォンで受講できます。動画で学び、演習で手を動かすことで、実践で使える知識へと高めます。



いつでも！どこでも！

通勤時間やスキマ時間に学習できる！

ご質問はこちらから

TEL : 03-5366-8805 担当者：藤岡・塩貝 (平日10:00~17:00)

弁護士/金融機関と共に50年 株式会社 金財情報システム

〒160-0007 東京都新宿区荒木町20-21 インテック88ビル7階

申込から受講の流れ

- ①フォームからお申込み
 - ②受講情報の確認メール (要返信)
 - ③受講案内メール
 - ④お支払い
- ※①~③は約2~3営業日
※④の期限は③が届いてから1ヶ月

<申込フォーム>



※お問合せもできます

優待条件

見積金額（税抜）より

買取 **6% 割増**

請求 **6% 割引**

三輪商事

にお任せください!!

実績豊富

柔軟対応

全国出張

見積対応

士業様サポートの エキスパート!

創業以来培ってきた確かな実績とノウハウで

親切・丁寧をモットーに **ご依頼者様を親身にサポート** いたします

各士業様向け サービス

相続・破産・執行・
各種動産買取など
幅広いサポート



1

遺品整理・ 生前整理作業

貴金属・
コレクション品も
買取可能です。



2

買取・不用品処分 ・各種査定

専門スタッフによる
適切な査定を実施



3

自動車業務全般

無料査定・買取・
不動産処分など
幅広く対応可能



4

本社・倉庫・店舗・営業所などの 明け渡し作業

残置物撤去・
原状回復工事
きれいに仕上げます。



5

建物解体工事

現地調査を行い
近隣への挨拶回り
も徹底しております。



6

詳細は当社 HPをご覧ください ▼

三輪商事 有 限 会 社

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目11番8号6F

<https://miwacorp.jp/>

☎ **06-6360-5877** 平日 9:00~17:00
休み 土日祝

MAIL info@miwacorp.jp FAX **06-6360-5888**

担当 星野 正明 ☎090-9702-2913 (終日対応)

三輪商事

検索



サービスに関するご意見・お問合せ、お見積りのご相談など、お気軽にご連絡ください

東京都
弁護士協同組合
特約店



弁護士の負担を軽減

医療裁判に最適な エビデンスを見つけます！

医学情報の架け橋として40年以上の実績

インフォレスタは、世界の医学情報ネットワークを活用し、
医薬業界を中心に、医学論文の調査・入手など幅広いサービスを提供しています。
長年の経験と実績に基づき、弁護士の皆さまの医学情報収集をサポートいたします。
お困りの際は、お気軽にお問合せください。



医学論文の調査

世界中の医学論文から、医療裁判に最適なエビデンスをプロフェッショナルなサーチャーが調査します。専門的な知識とネットワークを駆使して、必要な情報を迅速かつ正確に見つけ出します。



医学論文の入手

ご希望の論文を出版社・提携図書館から入手し、お届けいたします。医学論文の調査から文献入手までワンストップで、簡単にご利用いただけます。



翻訳・英文校閲

医学論文の内容を正確に把握するための翻訳と、英文のプロによる校閲を提供します。専門的な医学用語にも対応し、信頼性の高い翻訳が好評です。



株式会社インフォレスタ

コンタクトセンター

お問合せ ☎03-6858-8839

【営業日】月～金(祝日を除く) 【営業時間】9:00～17:30

<https://www.inforesta.com/top/lawyer-order-page/>

サービス内容の詳細や費用の確認、
またサービスのお申し込みにつきましては、
右記のQRコードをご確認ください。



東京都弁護士協同組合特約店 (組合加入者特典あり)



電気のチカラで、新たな喜びを。

ゆとりとともに、
新たな喜びを求めて。



※写真の車は日本仕様とは異なります。また、オプション装備等を含む場合があります。

企業経営者／ 専門国家資格保有者の皆様へ

BMW i5 ツーリングをはじめとした、多彩なラインナップ。
企業経営者および専門国家資格保有者の皆様には、
対象モデルにさらなるご優待*1をご用意いたしております。
あなたに寄り添う一台を、ぜひこの機会にご検討ください。

対象

企業経営者の方*2*3 および
専門国家資格保有者の方*3*4が
BMWファイナンシャル・サービスの
オートローンまたはオートリースを
ご契約のうえご成約／ご登録完了いただいた車両

※専門国家資格は弊社指定の資格に限ります。また、当プログラムのご利用には種条件がございます。

対象モデル

下のQRコードよりご確認ください

対象モデル／
プログラムの
詳細はこちら



BMW i5 ツーリングの
詳細はこちら



初期費用 **無料**

5分で 利用開始

現役弁護士が開発

firmee

事件管理を
シンプルに



ファーミー

firmeeは、法律事務所に特化したクラウド型事件管理システムです。

依頼者情報、電話メモ、売上・経費など、分散しがちな様々な情報を一元管理できます。
コンフリクトチェックもいつでも簡単に行えます。

事件登録30件まで無料

IT知識不要の簡単導入

圧倒的ユーザー満足度*

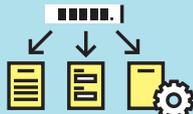
*解約率1%未満

firmeeの5つの特徴



充実した 外部サービス連携

Googleカレンダー、Microsoft Teams、Chatwork、Dropboxなど、様々な外部サービスと連携できます。



入力情報の 雛形反映

e内容証明や書類送信表、領収書などの各種雛形に登録情報を反映できます。雛形のカスタマイズも可能です。



手持ちデータの 一括インポート

既にエクセルなどで管理している事件、連絡先、経費情報を一括で読み込むことができます。



電子帳簿保存法・ インボイス対応

フォームに沿って、経理や売上の情報を入力すると、自動で新法に対応して登録されます。

UPDATE

更なる効率化を目指す
新サービス

後見事件の管理が飛躍的に便利に

NEW
後見・保佐・補助パック

銀行口座管理や収支登録、さらには収支状況報告書の自動作成など、後見事件の必須業務をクラウドで管理できます。

経理業務の効率化

NEW
クレジットカード決済の連携

顧客から弁護士費用をクレジットカードで支払いたいと言われていませんか。
firmeeはUniva社と連携し、業界最安値料率を実現しました。

業務の効率化のため、事件管理をクラウド化しませんか？



firmee

TEL

050-5360-5897

MAIL

info@firmee.com





1893年(明治26年)創業から「常に最新で正確な情報提供」をモットーに、
これからも弁護士の皆様の業務に役立つ
マニュアルシリーズをはじめとした実務書を出版してまいります。

ほしい”法”情報を、
いつでもどこでも「電子法律図書館」



株式会社 **ぎょうせい**
オンラインショップ
ONLINE SHOP

実務家のための法律専門誌
法律のひろば

AI DATA にお任せください。

弁護士情報セキュリティ規程(会規第117号)への対応支援

セキュリティ規程への対応はお済みでしょうか？

「情報セキュリティに関する基本的な取扱方法」の策定を3つのプランでしっかりサポートします。



AOSスマートサポート

苦手なパソコンのお悩みを解決。

パソコンに関する問題や不安・疑問を電話もしくはリモート接続で、専門スタッフが丁寧にアドバイスします。



デジタルフォレンジック

20年以上の実績と技術力で、PC、スマートフォン、ドライブレコーダー、監視カメラなどの証拠データを裁判で使えるように調査・解析し、報告書として提出いたします。



お問い合わせは
コチラへ

■全国弁護士協同組合連合会提携企業

AIデータ株式会社 リーガルデータカンパニー
〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル4F
03-6809-2117 fss@aidata.co.jp
<https://www.fss.jp>

CNW

中古機械・車輛・備品等の買受・遺品整理・破産物件・解体工事

全国どこでも！

破産事件等の工場機械・什器備品動産類・昭和時代の建物解体工事
遺品整理・清掃作業・中古自動車・機械車輛

工作機械・木工機械・建設機械・農業機械・車輛輸送関連

医療関連・美容関連・電子理化機器・OAネットワーク機器

印刷機器・映像音響・娯楽スポーツ関連・縫製機器

クリーニング機器・厨房機器・什器備品・家具・宝飾品

解体工事・遺品整理など

※なんでもご相談ください！



(仙台・新潟県・群馬・茨城県・埼玉・東京都・神奈川県・静岡県・愛知県・

岐阜県・京都・大阪・兵庫県・福岡県・弁護士協同組合特約店)

中古動産・機械買取販売商社

キャッチャー・ネットワーク株式会社

本社

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-3-9 喜助新千代田ビル4F

E-mail: info@c-nw.jp

URL <http://www.c-nw.jp>

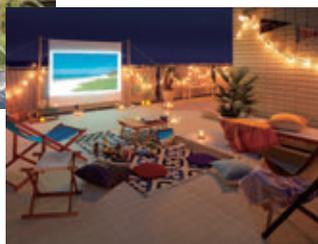
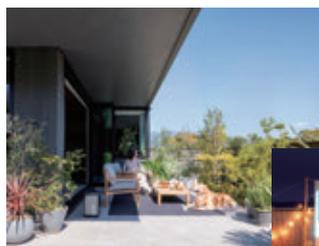
TEL 03-5209-2060

FAX 03-5209-2061

大阪支店

TEL 0120-832-694

Life Design Ideas for OUTDOOR LIVING



家が楽しくなる「OUTDOOR LIVING」

SPRING
春

友達ファミリーと
ホームパーティ



SUMMER
夏

夕暮れ時間に
ワイワイビアガーデン



AUTUMN
秋

外の空気を楽しんで
読書時間



WINTER
冬

テントを貼りながら
天体観測



OUTDOOR LIVINGの二世帯住宅や賃貸併用住宅が 今注目されています！



二世帯住宅

防犯や防災面でも安心な二世帯住宅。
親世帯も敷地に新築することで
コストダウンも計れます。



賃貸併用住宅

限られた土地でも賃貸併用住宅を
建てられます。ローン返済賃料で
充てることで、副収入が得られます。

担当/
内山隼人



提携割引 **3%割引** + モニター価格 + **無料相談**

提携割引などを利用される場合は必ず、右下のご紹介状発行を行ってください。直接、展示場へ行かれた場合は提携割引を受けることができませんので、ご注意くださいませ。

旭化成ホームズ株式会社 東京法人支店

0120-102-825

[住 所] 〒101-8101 東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング4F
[営業時間] 9:00~19:00 [定休日] 火曜・水曜

✉ uchiyama.hb@om.asahi-kasei.co.jp

紹介状発行はこちら

<https://www.asahi-kasei.co.jp/ihinavi/zlc/>



顧問料は口座振替で！

全国弁護士協同組合連合会

NSS『口座振替システム(Eタイプ)』のご案内

安心・明瞭なご利用料金

- 初期費用 **0円**
- 利用しない月の料金 **0円**

専用ソフト不要でパソコン操作も簡単

(消費税別)

請求1回あたり	ご利用料金
100口座未満の場合	7,500円+37円×請求口座数
100口座以上の場合	112円×請求口座数

専門スタッフがサポート

不明点は
コールセンターに照会

全国最大規模の 口座振替 ネットワーク

全国約1,100の
金融機関を利用可能

インボイス制度 に対応

請求明細書・口座振替の
ご案内ハガキは
インボイス制度に対応

口座振替日は
**(8日、22日、27日)の
3つの中から選択**

振替金は振替日の
5営業日後に送金

お申込みは日本システム収納のホームページから

企業・個人事業主
各種団体の皆さま

顧問報酬の口座振替

報酬
制度

税理士 社会保険 労務士 TKG 全国会 行政書士

紹介
制度

利用見込先のご紹介



◀日本システム収納
のホームページは
こちらから

口座振替システム
のご案内

振替開始までの
スケジュール

企業・個人事業主・各種団体の
お申込みはこちら

お申込みはこちら

日本システム収納

お申込み 特典

全国弁護士協同組合連合会(全弁協)のご紹介扱いでお申込みの場合、
ご利用料金 **7,500円** が **1回** 割引になります！

アンケート

日本システム収納 の集金代行業務 をどこでお知り になりましたか？	必須	<input type="text"/>
紹介された場合、 そのご紹介元をお 教えてください。	任意	<input type="text"/>

例) ○○ 税理士、○○ 事務所、○○ 社会保険労務士、
○○ 株式会社

お申込み画面の最後に「アンケート」がございます。
このアンケート部分につきのとおりご登録をお願いいたします。
①Vマークより『所属する業界団体からのチラシ・広告』を選択ください。
②ご紹介元に『全国弁護士協同組合連合会(または全弁協)』と記載ください。

※掲載の情報は2025年1月現在の内容です。最新の情報はHPをご覧ください。

新規お問合せ専用《通話料無料》

TEL0120-700-676 受付時間 9:30~16:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

お問合せメールアドレス:nss-inquiry@nss-jp.com

全国弁護士協同組合連合会 提携会社

大同生命グループ

NSS 日本システム収納株式会社

〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101



法律事務所の デザイン・図面作成 オフィスのトータル提案

弁護士の方々が求められる最適なオフィス作りをスピーディにご提供いたします。

オフィス作りをワンストップでサポート



お問い合わせは電話またはメールにてお願い致します。

株式会社アドアス

東京都港区赤坂 4-1-32 赤坂ビル 8階



03-6234-9320

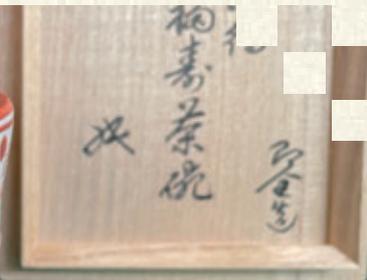
■受付時間/平日 09:00 ~ 18:00



info@adoas.co.jp

古美術・骨董品・現代美術工芸品、絵画、茶道具、掛け軸

出張買取 いたしま



続々全国出店中!

70 店舗以上

鑑定人 遠藤大祐

古美術・骨董の専門店だから安心して確かな査定。
全国どこでも無料出張買取!女性スタッフもお伺いします。



整理にお困りの物が思いがけず高値になることがあります。お気軽にお問い合わせください。

美術品・骨董品買取専門店 **えんや**

お客様とお品物とのご縁を大切にする「えんや」です

無料通話

0120-808-896

9:00~21:00
年中無休

メールでのお問い合わせ・無料査定はこちら・・・ info@kotto-nya.jp

簡単LINE査定

QRコードまたはID検索から

@enya.kaitori



詳しくはホームページで

えんや 買取 🔍 検索

<https://www.kotto-nya.jp>



全国弁護士協同組合 特別値引き

DELL
Technologies

デル・テクノロジーズのIT機器を
お得にご購入いただけます

最短当日出荷
即納モデルあり！*



デル・テクノロジーズはパソコン、モニター、サーバーなど、豊富な製品群と多様な構成で、お客様のビジネスに最適な製品をご提供しています。

デル オンラインストアのキャンペーン価格から

特別
値引

5~10%OFF

パソコン・モニター

マウス・キーボードなど
周辺機器

25%OFF

※関東圏内なら平日19時までの決済完了で、最短当日出荷。平日お昼12時までに注文・決済いただくと、当日出荷し最短で翌日お届けします。製品出荷後、お届けまでの日数はお届け先の地域によって異なります。
※2025年2月1日時点でのものであり、値引き率や対象製品は将来変更の可能性があります

ご注文・ご相談お電話で承ります ▼

デル・テクノロジーズ アドバイザーがお客様に最適な
IT機器をご提案いたします！

オーダーメイドの提案力 信頼できるアドバイス

 **0120-912-339**

受付時間：平日
9:00~18:30
(通話料無料)

割引適用のため必ず「SBPプログラムを利用したい」旨と
「弁護士協同組合の組合員であること」を必ずお伝えください。

アドバイザーが
お手伝い致します

購入製品が決まっている方や、問合せ時間を気にせず購入したい方は **オンラインが便利** ▼

クーポン申請フォームからクーポンを取得してご購入の際に
割引を適用してください dell.jp/SBPmember ▶



専用登録
コード

JPSBPJFLC (半角英数字)



The all-new Audi A5 Avant

Audi Special Campaign

全国弁護士協同組合連合会からのお知らせです。
Audiの新車をご購入の際に、ご優待価格でご購入いただけます。
詳細につきましては、Audi特販プログラムサイト(右記QRコード)をご覧ください。



※対象期間につきましては、上記のAudi特販プログラムサイトにてご確認ください。
※他のキャンペーンとの併用はできません。※本キャンペーンは予告なく変更・終了する場合がございます。予めご了承ください。

お問合せ先:Audi 特販事務局(平日 10:00-18:00 土日祝を除く)
TEL:03-4233-0822 E-mail:info@auditokuhan.jp



査定見積無料

敏速対応

～創業 41 年、安心と信頼のトータルソリューション～
不動産買取から解体・産廃まで

弁護士の皆様、クライアントの不動産関連の問題でお悩みではありませんか？
複雑な問題をワンストップで解決できるパートナーが必要だと考えます。

ご依頼の流れ

- **ご連絡** - 専門スタッフが丁寧にヒアリング
- ↓ **打ち合わせ** - 最適な解決策を迅速にご提案
- ↓ **お見積り** - 明確で安心の料金提示
- ↓ **ご依頼手続き** - スムーズな手続き進行
- **実行** - 万全の体制で法令遵守の対応

全てをトータルサポート !!

弘英産業株式会社は、創業 41 年の豊富な経験を活かし、不動産のあらゆる側面に対応。50以上の各種許可と免許を備えた、迅速で確実なサービスをご提供します。

どうぞ、お気軽にご連絡ください。



弘英産業株式会社

〒135-0022 東京都江東区三好4-6-2 弘英ビル

0120-422-388

info@koei-ltd.co.jp FAX 03 5620 3877



ISO9001 ISAQ397 本社営業



不動産問題解決の お手伝い



お気軽に
お問い合わせ
ください!

築古収益物件

共有持ち分

底地・借地権

空き家

🔍 底地くん

昭和51年創業・国内8拠点にて全国展開・東証上場



株式会社サンセイランディック 仙台支店

〒984-0051 仙台市若林区新寺1-2-26 小田急仙台東口ビル8F

☎️ 0120-117-679

国土交通大臣(5)第6282号
(公社)全国宅地建物取引業協会会員 (公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

QRコードで
スマホから
簡単アクセス!



証券コード:3277

- ・DNA鑑定(親子/血縁/捜査資料)
- ・指紋鑑定(怪文書/指印/指紋照合)
- ・筆跡鑑定(遺言書/契約書/怪文書)
- ・偽造文書鑑定(契約書/領収書)
- ・交通事故鑑定(事故態様鑑定/速度鑑定)
- ・民事裁判/刑事裁判で必要な鑑定鑑定全般

科学鑑定技術を駆使して 弁護士業務をサポートします!!

- ・火災鑑定/火災原因調査
- ・画像解析/顔画像鑑定
- ・ドライブレコーダー解析/EDR解析
- ・塗料塗膜分析/各種成分分析
- ・音声鑑定/声紋鑑定
- ・各種検証/再現実験

犯罪捜査協力・取材協力 多数



東京国際衛生検査所
Tokyo International Registered Clinical Laboratory



ISO9001 (Quality management systems—Requirements)

国際標準化機構 ISO (International Organization for Standardization)
・ANAB アメリカ認定機関 (ANSI National Accreditation Board)
・EQA 国際認証センター (European Quality Assurance)
・JISC 日本産業標準調査会 (Japanese Industrial Standards Committee)
U.S.-European Certified : ISO 9001:2015 & JIS Q 9001:2015



法科学鑑定研究所

Analysis Laboratory of Forensic Science, Inc.

〒184-0002 東京都小金井市梶野町5-9-5
フォレンジック・スクエア東京ビル

TEL 042-316-6199

<https://alfs-inc.com>

ウェブサイト



—月額保障×サービスでつくる—
新しい形の医療保険
REASON

●契約年齢●
0歳～
満85歳まで

※ご契約内容により異なります。

保障と相談サポートで

あなたによりそう
がん保険
ミライト

必要な保障だけ備える、自由に選べる医療保険

治療費と諸経費に備える基本保障に加えて、
特約で三大疾病^(※1)への備えも

▼基本プラン (医療保険[無解約払戻金2023A])		保険期間	
月額保障 治療費	治療給付金 病気・ケガによって、つぎのいずれかに該当したとき 入院 4か月型^(※2) 入院をしたとき 入院中の手術 月数無制限 入院中に手術を受けたとき 放射線治療 月数無制限 放射線治療を受けたとき 外来手術 月数無制限 外来によって手術を受けたとき	いずれかに該当した月ごとに1回 同月内に複数の支払事由に該当した場合でも、重複してお支払いしません。 10万円 外来手術のみに該当した月の場合 2.5万円	終身
	疾病入院給付金 病気・ケガによって入院をしたとき 災害入院給付金	1日につき 5,000円	終身
	通院給付金^(※3) 入院・手術・放射線治療の前後に、病気・ケガの治療を目的とする通院をしたとき	1日につき 5,000円	終身
日額保障	疾病入院給付金 病気・ケガによって入院をしたとき	1日につき 5,000円	終身
諸経費	通院給付金^(※3) 入院・手術・放射線治療の前後に、病気・ケガの治療を目的とする通院をしたとき	1日につき 5,000円 <small>住診、訪問診療、オンライン診療および電話診療も保障</small>	終身

🔑 ニーズに応じて付加できます。

三大疾病保険料払込免除特約 (上皮内新生物保障特別付き) 免除事由に該当したとき以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

(※1)がん(悪性新生物)、心疾患、脳血管疾患 (※2)支払事由のうち、入院のみに該当した月は、1回の入院についての治療給付金をお支払いする月数に限度(4か月)があります。また、治療給付金の支払限度の型は、1か月型をお選びいただくこともできます。(※3)ご希望により、取り外すことができます。▲三大疾病保険料払込免除特約のがん(悪性新生物)・上皮内新生物の保障開始まで、3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。 ※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

月払保険料例 団体(集団)取扱

保険料払込期間:終身 治療給付金の支払限度の型:4か月型
 <三大疾病保険料払込免除特約(上皮内新生物保障特別)>付き
 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,566円	3,296円	4,855円	8,285円
女性	3,060円	3,961円	4,590円	6,685円

サービス相談 **ダックの頼れるサービス**
 長生きの時代、日々の健康づくりやライフステージによって異なる様々な心配事に、お客様の「生きる」をトータルに支える、頼れるサービスをご案内

※ダックの頼れるサービスは、アフラックの医療保険のお客様に向けて、アフラックが紹介する提携企業のサービスの総称であり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。各サービスの詳細はアフラックオフィシャルホームページ(https://www.aflac.co.jp/keiyaku/tayoreruservice.html)をご確認ください。

保障と相談サポートで一人ひとりに最適ながん保険

がん治療だけでなく、がんの検診後の精密検査、診断前の通院、治療から治療後の生活サポートまで、幅広くがんに対する備えを提供します。

▼総合保障プラン		保険期間
治療前	がん検診 要精検後精密検査 ^(※4) 給付金 検診ごとに1年に1回 2万円	10年満期 自動更新
	診断 診断給付金 一時金として がん 50万円 上皮内新生物 5万円	終身
再発 複数回診断給付金(1年型) 1回につき がん 50万円 上皮内新生物 5万円		
治療 治療給付金 ^(※5) 該当した月ごと 10万円 ホルモン療法の場合 5万円 入院給付金 1日につき 5,000円 通院給付金 1日につき 5,000円		
治療後	日常生活への復帰 治療後生活サポート給付金 ^(※6) 支払判定期間ごと1回 10万円	

🔑 ニーズに合わせて特約をプラス!

がん特定治療保障特約 | がん先進医療・患者申出療養特約 | 女性がん特約 | 外見ケア特約 | 重大疾病一時金特約

がん診断保険料払込免除特約 がん^(※6)(※7)と診断確定されたとき以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

(※4)所定のがんの検診を受診し、医師の要精密検査の判定により精密検査を受けたときにお支払いします。(※5)がん・上皮内新生物の治療を目的として、入院をしたとき・所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン療法・緩和療養を受けたときにお支払いします。(※6)上皮内新生物は、保障の対象外です。(※7)「上皮内新生物保障特別」を付加した場合は、上皮内新生物と診断確定されたときも以後の保険料の払込みが免除されます。▲保障開始まで3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。団体(集団)取扱の待ち期間については「注意喚起情報」をご確認ください。 ※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

月払保険料例 団体(集団)取扱

解約払戻金無型 保険料払込期間:終身(<要精検後精密検査給付金>は10年更新)
 <がん診断保険料払込免除特約(上皮内新生物保障特別なし)>付き
 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,553円	3,673円	5,470円	8,480円
女性	2,978円	4,137円	5,674円	6,772円

※<要精検後精密検査給付金>の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。

サービス相談 **アフラックのよりそうがん相談サポート**
 よりそうがん相談サポーターがさまざまながんの悩みの解決をサポート

※アフラックのよりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。よりそうがん相談サポートおよび案内する各種サービスの内容は、2025年3月17日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ(https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html)をご確認ください。

●記載の保障内容や保険料などは2025年3月17日現在のものです。 ●退職(脱退)後は個別保険料率の保険料に変更となります。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

(募集代理店)(アフラックは代理店制度を採用しています)

株式会社フレックスファミリー
 〒815-0032 福岡市南区塩原2丁目7-10
 TEL.092-541-7117 FAX.0120-10-6556
 ☎ (0120) 77- 6556

(引受保険会社)
 「生きる」を創る。



アフラック 福岡総合支社
 〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25
 キャナルシティ・ビジネスセンタービル10F
 TEL.092-281-6716 FAX: 092-281-7361

P24242 AFアツ課-2024-0518 12月9日
 AFアツ課-2024-0518-2502006 12月9日

今年度から新たな保険制度として加わりました！

全国弁護士協同組合連合会の保険制度をご紹介します

働けなくなったときの所得サポート 弁護士休業補償保険



団体割引

25%

適用

全弁協専用の商品設計により、所属組合員だからこそ、お手頃な保険料でご加入いただけます。 ※中途加入は6月頃受付開始予定です

1口あたりの月額保険金額 基本補償22.5万円 + 入院加算7.5万円

2025年4月1日時点の満年齢	1口あたり月額保険料
20～39才	1,283円
40～49才	1,913円
50～79才	3,631円

最高3口まで
加入できます

※上記保険料は団体割引25%（被保険者数5,000名以上10,000名未満）、損害率による割引50%適用、職種別1級（弁護士）の場合です。ご契約開始の際、被保険者数が5,000名未満または10,000名以上になった場合は、保険料を変更させていただきます。

弁護士休業補償保険・リレープランとは…病気やケガによって、休業を余儀なくされた際の所得を確保するための保険です。

短期間の就業不能に備える

弁護士休業補償保険

&

長期間の就業不能に備える

リレープラン（オプション）

<取扱代理店>

株式会社カイトー

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6

TEL：03-3369-7011 FAX：03-3369-3120（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

<弁護士休業補償保険引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

広域法人開発部 営業課

〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19

<リレープラン（オプション）引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（幹事）

広域法人開発部 営業課

〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19

日本生命保険相互会社（非幹事）

このご案内は概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「弁護士休業補償保険のご案内」パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、引受保険会社または取扱代理店までご請求ください。ご不明な点につきましては、引受保険会社または取扱代理店にお問合わせください。

（2025年2月承認）B24-202082

お墓じまい

- 都立霊園から都立合葬墓への移設手続きのお手伝い
- 民間霊園の使用終了手続きのお手伝い
- 各霊園管理事務所との業務調整
- 墓石や基礎工事の撤去作業と産業廃棄物の廃棄実務
- 廃棄マニフェストの発行業務
- 地方墓地への改葬や墓石の梱包と発送
- 宗教行事の準備と霊園管理事務所との調整

霊園のご紹介

公立霊園お申し込みのお手伝い
高位寺院の入壇ご紹介
郊外型民間霊園のご紹介
駅徒歩圏のビル内永代墓のご紹介

建墓工事一式

寺院墓地、共同墓地などの建墓作業
建墓工事に必要な現地や周辺道路の調査
2D・3Dの工事図面の作図とプレゼン業務
管理者サイドとの工事規格の確認作業



上川霊園



東京霊園

和泉家 いずみや



WWW.REIEN.NE.JP

INFO@REIEN.NE.JP

■小平店
東京都東村山市萩山町1-19-22

■八王子店
東京都八王子市元八王子町3-2366

☎ 0120-148-077

JR 元町駅スグ

電子会議録 **ソフィア**

当社HPはこちらから→



神戸総合速記(株)

会議・講演会・シンポジウムなどの録音データから
会議内容の録音反訳(書き起こし)をいたします。

現場速記
出張録音

音声データをCDやUSBに保存して、宅配便でご送付ください。
転送システムにて音声・資料データのやり取りも可能です。



本社 〒650-0012 兵庫県神戸市中央区北長狭通四丁目 3-8
TEL 078-321-2522(代) FAX 078-321-2559
東京支店 〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町二丁目 4-12
TEL 03-3237-2844(代) FAX 03-3237-2846

テイタン

おかげさまで
創業一〇九周年(大正五年・一九一六年)
ありがとうございます。

テイタングループコンプライアンス3ヶ条

1. 私たちは正義の実現を使命とし、誇りを持って調査業務を遂行します。
2. 私たちの社会的使命は、個人の幸福の追求と社会の安全に寄与することです。
3. 私たちは個人の人格尊重の理念の下、個人情報の適正な取扱いの責務を果たします。

※法務当局等官公庁よりの通達指導により、差別につながるおそれのある報告は一切行わないこととして居ります。

大阪弁護士協同組合特約店 / 大阪司法書士協同組合特約店

創業109年の歴史と伝統を誇る

調査のテイタン

株式会社 テイタン大阪

TEL 06-6226-0811(代表)

FAX 06-6226-0815 [営業内容] 調査全般

〒541-0041 大阪市中央区北浜2-1-3 北浜清友会館7F

裁判証拠資料収集・素行調査・
契約・取引・労務雇用・縁談など
の信用調査全般・行動・所在等
の確認・証拠調査・その他個人・
法人等調査全般・販売促進情報
資料まで、各種調査にご利用
下さい。

弊社は109年の歴史と全国調査
網を有する、歴史と伝統を誇る
総合調査情報企業です。



- 探偵業届出事業所(大阪府公安委員会認可)
- 大阪商工会議所会員

法律事務所様専用の統合型業務管理ソフト

まもる

弁護士システム “護”

小～大規模まで事務所規模を問わず運用可能！

- ・法律事務所様ならではの専用機能で日々の業務を支えます。
- ・業務構成や業務分担によって異なる業務導線にも多彩な機能で柔軟に対応します。

専門特化業務にも対応！（有償オプションソフト）

- ・大量処理、複雑な計算、詳細管理が必要となる専門業務もお任せください。

注!

遺言・相続パワーアップキット / 破産管財パワーアップキット

任意整理パワーアップキット / タイムチャージパワーアップキット

- ・出先の連絡業務やスケジュール調整が手軽に行えます。

つながるサービス / クラウドアシスト

導入後のサポートも安心！

- ・メーカーの“護”専門スタッフによるサポートデスクでお客様の疑問やトラブルに対応します。
- ・ソフトウェアバージョンアップのご提供により将来の法改正や制度改正に対応します。

ホームページを
CHECK!



legal[®] 法律とコンピューター
株式会社リーガル[®]

<https://www.legal.co.jp/>

本社 〒791-2112 愛媛県伊予郡砥部町重光 248-3

東京営業所 〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-40 光丘四谷ビル 5F

大阪営業所 〒540-0023 大阪市中央区北新町 1-1 千倉ビル 201

TEL 089-957-0494

TEL 03-5360-1755

TEL 06-6940-3440

高翔 | Takasho



老朽化不動産を 高収益物件へ

- 資産価値最大化に向けた最適解を -



施工前



施工後

情報はこちら >>>>



株式会社 高翔

〒659-0068

兵庫県芦屋市業平町3番6号1階

☎ 0797-21-3313

【受付時間】 9:00-18:00 (定休日:水)

究極の甘さと身のしまり 極みのおいしさ
大切な方への贈り物に...



活き車えび

◎ 車海老せんべい も大好評販売中! ◎

プロも驚く品質の車海老を贅沢に使った逸品



〒863-1212
熊本県天草市河浦町宮野河内 234
TEL.0969-78-0186 FAX.0969-78-0193
<https://www.koufukudo.co.jp/>

破産 執行 相続 などの

動産買受から片付けまでお任せください!

全国出張
見積無料



商品は査定して売却... 中古車は、業務用機械は...
片付けは片付け業者に... 引き渡し期限は...
解体工事は? 費用はどれくらいだろう?

まとめて一括でお任せください!

破産管財業30年の実績! お忙しい先生方のお手間を省きます!
一括で請け負うことで、低コストな片付け・高価買取を実現します。



動産買取

在庫商品だけでなく
什器備品や機械類
資材まで買取ります



自動車業務

買取価格に自信アリ!
JAAI認定中古自動車
査定実施店です♪



片付け・ごみ処理

分別によりゴミを
減らし、エコと
低コストを実現



明渡し・解体工事

一軒家も大型倉庫も
お任せください!
スケルトン工事対応

遠方の契約実績多数!

遠方の場合は、写真や電話での
お見積りにも対応しています。
相見積もりも大歓迎です。
価格に自信アリ!
地元業者様との比較に
ぜひ、お使いください。



各種証明書発行致します

書類溶解証明書
産業廃棄物管理伝票
(マニフェスト伝票)
PCデータ消去証明書



リース・破産管財物件のことなら

まずは見積りだけでもお気軽にご相談下さい!

株式会社三協

〒578-0984 大阪府東大阪市菱江2-5-50

<https://sankyo-web.com>



TEL 0120-808-256

FAX 072-966-9595

✉ sankyo@sankyo-web.com

LINE 査定

写真を
送るだけで
簡単査定♪



KOMEHYOに、 お手伝いさせていただきます。

宝石・貴金属、時計、ブランドバッグ・小物、ブランド衣料など
査定、買取りいたします



組合員様限定提携特典

査定金額
から **5%UP**
※インゴット・コイン等の現金や一部の価値商品は対象外

選べる買取方法 | お客さまに合う買取スタイルをお選びいただけます

店舗買取

宅配買取

出張買取

破産、相続等のお手続きにかかる動産評価・買取の
サービスを行っております。

 **KOMEHYO**

当社は株式会社コメ兵ホールディングス(東証上場)のグループ会社です。
愛知県公安委員会許可 第541162007700号

本サービスに関するお問い合わせは
こちらへお電話ください



0120-307-177

受付時間
10:30~18:00

祝「全国弁護士協同組合連合会創立40周年」！！

 **平田運送株式会社**

お客様からの信用・信頼と共に創業78年！
昭和・平成・令和と時代に「必要とされる物流」を
これからも社員と共に創造し続けます。
目指します100年企業！

〒577-0063

東大阪市川俣1丁目9-10

TEL. 06-6784-0150

FAX. 06-6784-0135

URL <http://www.tu.co.jp>

E-mail: info@htu.co.jp

保管

短期・長期保存の大切な商品を安全に保管し、「Web」を使って保管の詳細を24時間ご確認頂く事が可能、また、配送のご依頼も同時に行って頂けます。



配送

あらゆる配送、移送のご相談を受け承ります。まずはご相談を！

産業廃棄物収集運搬事業
認可番号 02700177323

リサイクル

機密書類などは、紙のリサイクルとして製紙メーカーとタイアップをして、第三者に見られる事なく安全に確実に処理をさせていただきます。



引越し

オフィスの移転、一人暮らしの小さな引越まで丁寧に安心価格で対応させていただきます。



ヘーベルハウス RATIUS | RD

新開発[重鉄制震・デュアルテックラーメン構造]が、
強さと美しさのかつてない創造を叶える。

※掲載の写真はすべてイメージです。



PRESENT
カタログプレゼント

ご希望の方にもれなく
RATIUS[RD]カタログを
プレゼントいたします。



提携割引

建物本体価格の 2% 割引

HEBEL HAUS 旭化成ホームズ株式会社 大阪総合支店 TEL.090-1249-5033 担当/嶋
ALL for LONGLIFE 〒540-6011 大阪市中央区城見1-2-27 クリスタルタワー11F [受付時間] 10:00~18:00 [定休日] 火曜・水曜

長年のご愛顧ありがとうございます。

今後とも皆様に喜んでいただけるくだものをお届けできるように、スタッフ一同努めてまいります。



くだもの生産からご注文お届けまで

農事組合法人 **うまいくだもの園**

〒990-1432 山形県西村山郡朝日町上郷 1365-1
TEL 0237-67-7254 FAX 0237-67-7257
URL <https://yamagatada.com/>

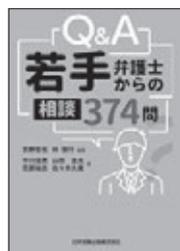


【好評図書のご案内】

大好評!
Q&A

若手弁護士からの 相談 シリーズ

●民事・企業法務・キャリア・リーガルリサーチについて、若手弁護士の「聞きにくい・解決しにくい」問題を多数収録。元司法研修所民事弁護教官の弁護士を含む実務家による「経験知」を紹介する、法律相談Q&A集。



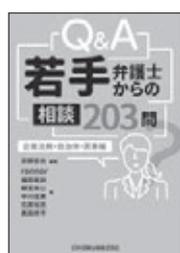
Q&A 若手弁護士からの相談 374問

京野哲也・林信行 編著
中川佳男・山田圭太・花房裕志・
佐々木久実 著
2019年4月刊 A5判 412頁
定価4,400円(本体4,000円)



Q&A 若手弁護士からの相談 199問 特別編 企業法務・キャリアデザイン

京野哲也 編著
ronnor・dtk 著
2023年3月刊 A5判 272頁
定価3,300円(本体3,000円)



Q&A 若手弁護士からの相談 203問 企業法務・自治体・民事編

京野哲也 編著
ronnor・福田英訓・頓宮尚公・中川佳男・
花房裕志・黒田修平 著
2022年2月刊 A5判 456頁
定価4,620円(本体4,200円)



Q&A 若手弁護士からの相談 99問 特別編 リーガルリサーチ

京野哲也 編著
ronnor・dtk 著
2024年6月刊 A5判 204頁
定価2,640円(本体2,400円)



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号
営業部 TEL (03)3953-5642 FAX (03)3953-2061

www.kajo.co.jp
X (旧Twitter) :@nihonkajo



動産買取・残置物撤去・原状回復

でお困りはありませんか?

破産

執行

相続

お引越しや
清掃のお手伝い、
動産・自動車の回収、
買取承ります。
お気軽にご連絡ください。

まずは

お気軽にお見積りだけでもご相談ください!

【優待対象者】

組合員・組合員の家族・
組合員の事務員・
組合員の紹介者

作業費用 **10%割引** ・ 不用品 **10%UP**
から 買取



LINEで簡単お申し込み

お電話でお問い合わせください!



株式会社 ベストサーブ ☎06-6936-4685

古物商許可証:第621200181511号 大阪府公安委員会許可

営業時間 9:30~18:00
〒536-0005 大阪府大阪市城東区中央2-13-25

https://bestserve.co.jp/



贈答用高級葡萄詰合せ商品



人気 NO.1 シャインマスカットを始め
弊社開発のオリジナル品種を組み合わせた商品です。
ご用命お待ちしております。



販売取扱 全国弁護士協同組合連合会

ブドウ苗木生産販売
高級ブドウ生果販売

株式会社 植原葡萄研究所

〒400-0806 甲府市善光寺1丁目12番2号

電話:055(233)6009 FAX:055(233)6011

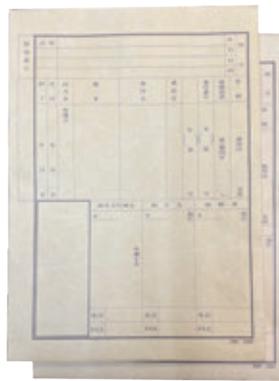
<https://www.uehara-grapes.com>



法律事務所用 PANTA RHEI® 事件袋



YBB/YB60 (横書き)



ZBB/B60 (縦書き)



B-1 (手さげ袋)

● 丈夫で長持ち ● 軽く、破れない ● 書類保存に最適です

事件袋の見本ご希望の節はサンパチ(株)へご連絡下さい。
御希望によりオリジナルフォーム作成できます。

(販売提携) 全国弁護士協同組合連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号 弁護士会館14階 TEL(03)3580-0806 FAX(03)3581-1373

(作成・校正) サンパチ株式会社

〒135-0034 東京都江東区永代1丁目10番12号 TEL(03)3642-5861 FAX(03)3642-5891

ご依頼者様に満足いただくための「調査会社選び」

テイタンは弁護士の皆さまとともに 調査実績100年



企業調査・浮気調査・書類送達先確認

各種人物調査・模倣業の調査・海外調査・PC等ログ調査

テイタンは長年、弁護士の皆様の業務サポートを行ってまいりました。
裁判・調停の際に必要な情報・証拠収集をはじめ、調査全般を手掛けております。

弁護士協同組合 組合員様
通常価格より**10%オフ**

相談無料・お問合せは
03-3564-1351



株式会社テイタン

探偵業開始届出証明書番号 第30070028号
WAO 世界探偵協会加盟

東京都中央区銀座1-18-2
TEL: 03-3564-1351 FAX: 03-3564-1366
MAIL: HPお問合せフォームよりお問い合わせください
HP: www.teitan.co.jp



株式会社 カクタス

情報セキュリティ対策機器・ソフトウェア
全ておまかせください!

護 弁護士システム“**護**”

--- カクタスが大阪・神戸地区販売店です ---



“護”で業務の動線をスッキリ整える方法をご提案します!

管理情報を
経営分析に活用

事件管理/顧客対応
を**スマート**に

所員の連携を
スムーズに

事務処理を
効率よく

株式会社カクタス
〒550-0005 大阪府大阪市西区西本町1丁目8-11
TEL: 06-6531-2411 FAX: 06-6531-2422
<https://cactus-oa.co.jp/>

弁護士システム“護”開発元: 株式会社リーガル



トータル設計株式会社

事務所の模様替

- ・独立される事務所造り・レイアウト、平面プラン見積
- ・可動書庫、オフィス家具・OAフロア、電話設備
LAN及びネットワーク工事
- ・床材、クロス、塗装工事・照明器具

建物・設備

- ・リニューアル工事

店舗新築・改装工事

《直営につき責任を持った工事を安く施工致します》

〒531-0071 大阪市北区中津6丁目9番3号1階

TEL 06-6454-7070 FAX 06-6454-7007

東田

日本の住まいは「防災」から「免災」へ

「総合免災住宅」

家族を「守る」。
日常が「続く」。

災害に耐えるだけでなく、「災害を免れたかのように暮らせる」こと。「免災」には、そんな想いが込められています。

建築基準法の2倍の強さを実現。

「2倍耐震」

水の勝手を許さない。

「耐水害住宅」

停電時もほぼ普段通りの生活を。

「電力“大”革命」

※季節、天候、電化製品機種、使用状況によって異なります。

家は、性能。

一条工務店

お問い合わせ窓口

一条工務店 法人営業担当
TEL: 0120-447-812

展示場の検索・
ご来場予約は
こちらから



本社: 東京都江東区木場5-10-10 / 宅建業免許: 国土交通大臣(7)第5369号

ホームページを
リニューアルしました!!

見やすくなったページ
充実したコンテンツを
ご覧ください

アクセスはこちらのQRコードから

ホームページでは多彩な情報を発信しております。
<http://membersgolfservice.jp> メンバースゴルフ 検索

ゴルフ会員権のご相談・総合案内

京都本社
フリーダイヤル **0120-562-104**

創業昭和46年、培われた信用と実績!!

ゴルフ会員権のことなら
株式会社 **メンバーズゴルフサービス**
関西ゴルフ会員権取引業協同組合加盟

〒600-8454
京都市下京区若宮通五条上る布屋町97番地(MG京都本社ビル)
TEL: (075)343-0010(代) FAX: (075)341-0200
E-mail: kyoto@membersgolfservice.jp

指定特約店	加盟団体
京都弁護士協同組合 大阪弁護士協同組合 兵庫県弁護士協同組合 滋賀弁護士協同組合 京都税理士協同組合 大阪・奈良税理士協同組合	神戸税理士協同組合 尼崎税理士協同組合 兵庫県西税理士協同組合 滋賀県税理士協同組合 大阪司法書士協同組合 公認会計士協同組合
	京都商工会議所 大阪商工会議所 京都経済者協会 京都経済同友会 大阪地方裁判所評価鑑定人

富士防災警備
FUJII DATA SECURITY

サービス提供エリア
東京23区内

セキュリティ万全の書類保管サービスを**特別価格**でご提供
書類保管は警備会社にお任せください!

POINT

FDS(フジ・データ・セキュリティ)事業は1991年10月の開業以来、約30年間にわたり紛失などの事故ゼロの実績を続けています。
そこには安全・安心に対する警備会社ならではの取組みがあります。

- 業界最安値のコストパフォーマンス**
・初期費用、システム利用料なし
- 警備会社が提供する万全のセキュリティ**
・警備会社による自社配送、24時間監視システム
・ISO27001認定、優良トランクルーム認定
- 当社自慢の充実した保管設備**
・ガス消火システム採用(スプリンクラー使用無)
※火災時の保管品へのダメージは最小
- 災害時にも安心のBCP対策**
・首都圏で最も大規模地震に強い場所(地盤)に自社倉庫設置

<資料請求・お見積り・その他お問合せ> TEL: 049-292-7388
Email: ogose@fujii-b-k.co.jp
FDS営業部: 鈴木

<FDS 寄居センター>

詳しくはホームページにて
富士防災警備 FDS 検索

富士防災警備株式会社
本社> 東京都新宿区下宮比町3番2号7F

創立40周年おめでとうございます

不動産のことは
査定ズム。
にお任せください。

01 不動産の価格を知りたい
土地家屋の価格査定と
適正家賃の調査を行います

当社の強みは、リアルな市況と、不動産業者として実績に基づいた当社独自の分析です。当社の価格査定は簡易査定※にあたりませんが、不動産鑑定士の記名捺印を入れて作成しております。※国土交通省が定める「鑑定評価基準」に則らない価格等調査にあたりません。

02 不動産を売りたい・買いたい
不動産業の実績35年

早期の売却に向けたお力添えいたします。また、先生方のご自宅の売買についてもご相談を承ります。

組合員様特典 01 査定ズム。調査費用 10% 割引
02 不動産仲介手数料

オカトス ヒーロー リアル エステート
株式会社 **Okatos Hero Real Estate**
お問合せ TEL 06-6348-5550
〒530-0001 大阪市北区梅田1-3-1-500 大阪駅前第1ビル5階
定礎業免許 大阪府知事(6)第44703号 不動産鑑定業免許 大阪府知事(4)7141号
●営業時間 平日9時~17時 FAX 06-6348-5666

~全国の金融機関に対応
収納代行の良きパートナー~
安心・確実な収納代行サービスを提供します

保険料や会費の
集金をスムーズに

コスト削減 × 業務効率向上 × 継続率UP

大樹収納サービス株式会社
TFS

〒125-0041 東京都葛飾区東金町 6-6-5
TEL: 03-5648-7191 (代表)
FAX: 03-3609-7151
URL: <https://www.taijusyuno.co.jp>

10862239

筆跡鑑定と印影鑑定は

お任せ下さい

誠実、公正、迅速をモットーに
説得力のある鑑定書を作成します。

必要最小限のコストで最大限の

成果をお約束します。



日本筆跡心理学協会

〒227-0043

神奈川県横浜市青葉区藤が丘2-2-1-702

電話：045(972)1480

FAX：045(972)1490

Mail: kindai@kcon-nemoto.com

※「日本筆跡心理学協会」でご検索下さい

訴訟利用実績多数!

情報セキュリティ体制 状況把握の方法

セキュアな環境の有無を公正な第三者に評価します。
リスク診断シートをもって、対象企業の現状を可視化します。

脅威リスク	対策
脅威対策	入退室管理・監視カメラ
従業員教育	トレーニング・機密メール記録
ユーザ管理	ユーザ権限管理・アクセス管理
不正利用	端末管理・操作履歴管理
サイバー攻撃	ファイアウォール・アンチマルウェア 侵入検知システム(IDS)・脆弱性診断/パッチ
リモート アクセス	ユーザ権限管理・アクセス管理 VPN/SSL-VPN



COMPANY INFORMATION

アスイトアドバイザー株式会社

本社 1100-0001

東京都港区虎ノ門1-1-25

東武・有明線南口駅

設立 2016年6月

事業内容: 情報セキュリティ監査業務

セキュリティ・事故支援

(盗難・サイバー攻撃のフォレンジック調査等)

脆弱性診断・パッチ管理/システム

VPN・クラウド内通信経路

従業員10名(内取締役3名、アルバイト4名)

保有資格: CAG-Auditor (公認情報セキュリティ監査人)

CFE (公認不正検査士)

GDPR (Certified Digital Forensics Professional)

ACE (Access Data Certified Examiner)

GDIA (GDIA Certified Incident Analyst)

情報セキュリティ推進 (CISG) Auditor

Comptia Security Analyst Professional

情報セキュリティ検定 2級

LPIC Level3 Security



代表取締役
部長 大橋 Tetsuo Ohashi
専任検査士
監査官/ITコンサルタント
情報セキュリティ推進 (CISG) Auditor
Access Data Certified Examiner (ACE)
Certified Digital Forensics Professional (GDPR)



お問い合わせ

本サービスの活用をご検討頂きますと誠に有難うございます。
本サービスをらびにその他お問合せは下記までご連絡頂ければ幸いです。

03-6869-4695

電話受付時間: 9:00-17:00

info@asueito.com

24時間受付

最期の、ありがとう。お葬式のことならティアに
お任せください!

ティアなら葬儀費用が

特別割でお得!

詳しくは、専用サイトをご覧ください▶▶

信頼の実績

東証上場企業

年間葬儀実績24,000件以上!

※2023年10月~2024年9月 ティアグループ実績 (24,545件:FC店舗含む)

安心価格

明朗会計
無料生前見積もり

全力サービス

24時間
365日即対応

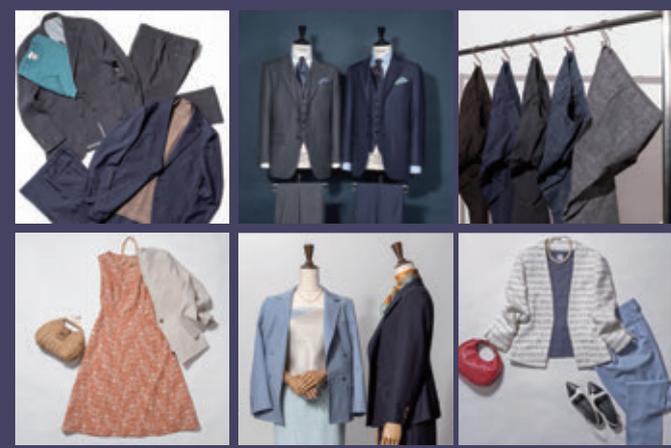
※詳しくは、フリーダイヤルへお問い合わせください。

近くて便利! ますます広がるティアネットワーク
全国210店舗展開! ※2025年オープン予定、ティアグループ店舗を含む

葬儀のご依頼・ご相談、資料請求のお問い合わせは
0120-210650



オーダースーツ 銀座 山形屋



〈銀座山形屋のホームオーダー〉 出張無料でお伺いします
専門のフィッターが、ご希望の場所・時間にお伺いし、生地選びから採寸・納品までご対応いたします

■メンズ・オーダースーツ 税込48,400円より
■レディース・パターンメイドスカートスーツ (お仕立て上がり)

下記担当まで、メール、お電話でお気軽にお問い合わせください。

■総合担当窓口

〒104-0043 東京都中央区湊2-4-1 TOMACビル2階
銀座山形屋パーソナル事業部担当: 國松 正子
携帯: 080-3243-0078 Email: kunimatsu@ginyama.co.jp

探偵業 届出番号：兵庫県公安委員会 第63100025号

大阪弁護士協同組合特約店
あおい総合調査事務所

旧 岩澤総合調査事務所

代表：出口 のりこ 創設者：岩澤洋（元大阪府警 警視）

 弊社は兵庫・大阪を本拠とする調査会社です
他都道府県の類似社名の調査会社とは関係ございません

お電話での見積もり可 **0120-779-822**

TEL 0798-44-1033

FAX 0798-20-2809

<https://www.aoi-office.net/> e-mailお問い合わせ先： aoi@aoi-office.net

本社 兵庫県西宮市甲子園七番町 17-16 アーバンリズ103号

調査全般（探偵業務全般）内容により成功報酬制も可

科捜研OBによる筆跡鑑定

付郵便・公示送達等の現地調査



弁護士の保険

弁護士の業務や日々の暮らしの「万が一」に備えるために
安心して質の高いサポートをご提供します。



弁護士賠償責任保険

弁護士所得補償プラン

若手弁護士応援プラン

がん等三大疾病保険

弁護士傷害補償プラン

従業員災害補償プラン

新・団体医療保険

Web de かんたん5年10年ガード

<取扱代理店>

損害保険
生命保険 **KAITO** 株式会社カイトー

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6 西新宿K1ビル8階
TEL 03(3369)3100 FAX 03(3369)3120

<引受保険会社>

 **損害保険ジャパン株式会社**

団体・公務開発部第二課 〒160-8388 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 050(3808)5528 FAX 03(6388)0161

祝 全国弁護士協同組合連合会様創立40周年

